

第II期南島原市総合計画

後期基本計画

2023～2027

はじめに

後期基本計画の策定にあたって

5年前の平成30年3月に「第Ⅱ期南島原市総合計画」を策定したとき、「一人ひとりの“しあわせ”のために みんなで進める まちづくり」という基本理念を定めました。

そして、この5年間、総合計画に沿って、また、そのときどきの状況に対応しながら、まちづくりに取り組んできました。その間、市民の皆さまにとっての「しあわせ」とは何か、ということを折に触れ考えてきたところです。

おそらく、一人ひとりが描く「しあわせ」のイメージはさまざまです。それぞれが、自らの人生の歩みを進めていくなかで実感するものです。だから、行政が一方的にまちづくりを進めても、市民の皆さまの「しあわせ」にはつながらないのではないのでしょうか。

この総合計画は、主に、行政が取り組むべき施策を記載していますが、これを行政だけで取り組むのではなく、まず、市民の皆さまに理解をしていただき、そして、一緒になって進めることで、はじめて、目指すべき市民一人ひとりの「しあわせ」が実現するのだと思います。

そのため、まずは市民の皆さまに、この総合計画を手にとっていただき、興味のある分野だけかまいませんので目を通していただきたい。そのうえで、行政と市民の皆さまが手を携え、「しあわせ」に満ちたまちをつくりあげていきたい。それが私の切なる願いです。

最後に、あらためて“しあわせ”について考える機会を頂いた市民アンケート調査にご協力していただいた市民の皆さまや、総合計画審議会において多くのご意見を提案していただいた委員の皆さまに、心から感謝申し上げます。

令和5年3月

南島原市長 松本 政博



目 次



第1部 総論 1

◎ わたしたちの目指す一人ひとりの“しあわせ”に向けて.....	2
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の期間と構成.....	3
3 策定にあたっての考え方.....	4
4 市民アンケートの結果概要.....	7
5 前期基本計画の振り返り.....	12
6 基本構想の概要.....	16
7 将来目標人口.....	18
8 後期基本計画における主要課題.....	20
9 南島原市デジタル田園都市国家構想総合戦略.....	22

第2部 後期基本計画 25

政策体系.....	26
SDGs（17の目標）と政策との関係性.....	28
重点プロジェクト.....	30
1 「元気な産業と定住促進のまちづくり」プロジェクト.....	31
2 「住み続けたい環境づくり」プロジェクト.....	32
3 「便利な地域のための礎づくり」プロジェクト.....	33
基本柱1 自然環境.....	35
政策1-1 自然環境との共生.....	36
政策1-2 循環型地域社会の形成.....	40
基本柱2 郷土文化.....	43
政策2-1 歴史・文化財を活かしたまちづくり.....	44
政策2-2 文化・芸術のまちづくり.....	47
政策2-3 地域おこしの推進.....	50
基本柱3 産業経済.....	53
政策3-1 農林業の振興.....	54
政策3-2 水産業の振興.....	59
政策3-3 商工業の振興.....	62
政策3-4 観光の振興.....	65
政策3-5 雇用の拡大.....	69

基本柱 4	健康福祉	71
政策 4- 1	健康づくりの推進.....	72
政策 4- 2	医療体制の充実.....	76
政策 4- 3	高齢者福祉の充実.....	78
政策 4- 4	障がい者福祉の充実.....	81
政策 4- 5	児童福祉の充実.....	84
政策 4- 6	社会保障の充実.....	87
基本柱 5	人づくり	89
政策 5- 1	教育の充実.....	90
政策 5- 2	生涯学習のまちづくり.....	94
政策 5- 3	生涯スポーツのまちづくり.....	97
政策 5- 4	地域間交流の推進.....	99
基本柱 6	安全安心	101
政策 6- 1	災害に強いまちづくり.....	102
政策 6- 2	暮らしの安全づくり.....	105
基本柱 7	基盤整備	109
政策 7- 1	交通環境の充実.....	110
政策 7- 2	生活環境の充実.....	113
政策 7- 3	情報環境の整備.....	118
基本柱 8	協働行政	121
政策 8- 1	市民協働のまちづくり.....	122
政策 8- 2	人権尊重・男女共同参画のまちづくり.....	125
政策 8- 3	質の高い行政運営.....	128
政策 8- 4	持続可能な財政運営.....	131

資料編

135

南島原市デジタル田園都市国家構想総合戦略の指標一覧.....	136
第Ⅱ期後期基本計画策定の主な経緯.....	138
南島原市総合計画審議会答申.....	139
南島原市総合計画審議会委員名簿.....	140

第1部

総論

みなさんにとって現在の南島原市はどんなまちですか？
そして未来はどのようなまちであってほしいですか？
南島原の“^{いま}現在”と“^{これから}未来”を考えてみましょう。



第1部 総論



◎ わたしたちの目指す一人ひとりの“しあわせ”に向けて

1 計画策定の趣旨

南島原市（以下、「本市」とします。）では、平成30年（2018）3月に「第Ⅱ期南島原市総合計画（基本構想：平成30年度（2018）～令和9年度（2027）、前期基本計画：平成30年度（2018）～令和4年度（2022）」を策定し、まちづくりの将来像「これからも 住み続けたい 住んでみたいまち みなみしまばら」の実現に向けて各種施策の推進に努めてきました。

この間、地球温暖化による台風や豪雨などの大規模な自然災害の増大、経済構造や人口構造の変化、デジタル化をはじめとした技術革新、さらには新型コロナウイルス感染症対策を契機とした新たな日常への対応が求められるなど、これまでの日常を一変させ、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような先行きの見えない状況に柔軟に対応しつつ、人口減少社会に対応した持続可能な社会を構築し、市民一人ひとりの“しあわせ”につなげていくための総合的・戦略的な視点に立った実効性の高い取組となるよう、前期基本計画の取組を踏まえながら、令和5年度（2023）から令和9年度（2027）の5か年を計画期間とした後期基本計画を策定するものです。

また、本市では「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成27年度（2015）に人口減少対策に特化した「南島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、南島原市総合計画と整合を図りながら取組を進めてきましたが、本市が抱える最大の課題である人口減少対策を総合的かつ強力に推進するとともに、デジタルの力を活用して地域の課題解決や魅力向上を図るため、市の最上位計画である第Ⅱ期総合計画後期基本計画と総合戦略を一体化することとしました。

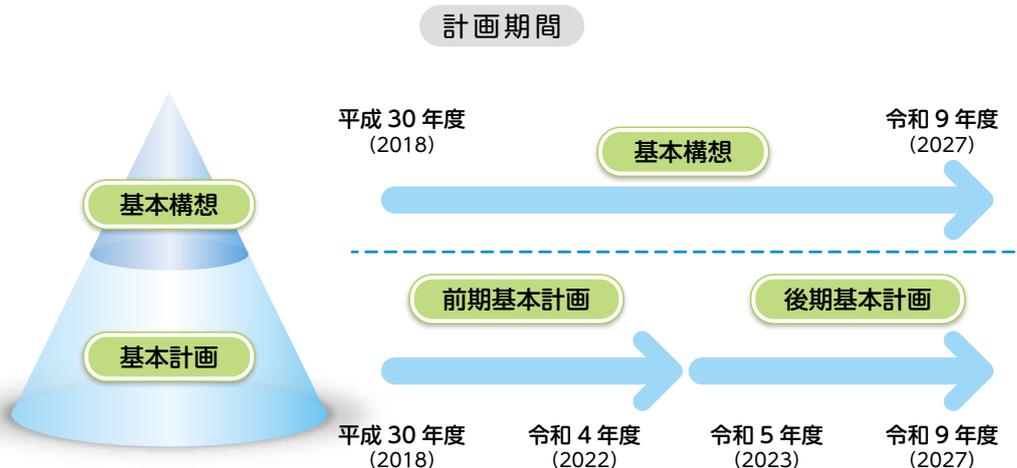


2 計画の期間と構成

(1) 計画の構成と計画期間

総合計画は、本市が今後目指すべき“将来像”と、将来像を達成するためのまちづくりの方向性と必要な施策を示したもので、地域資源を活かしながら、市民と行政が連携してともに進めていくための方向を指し示す“コンパス”となるものです。

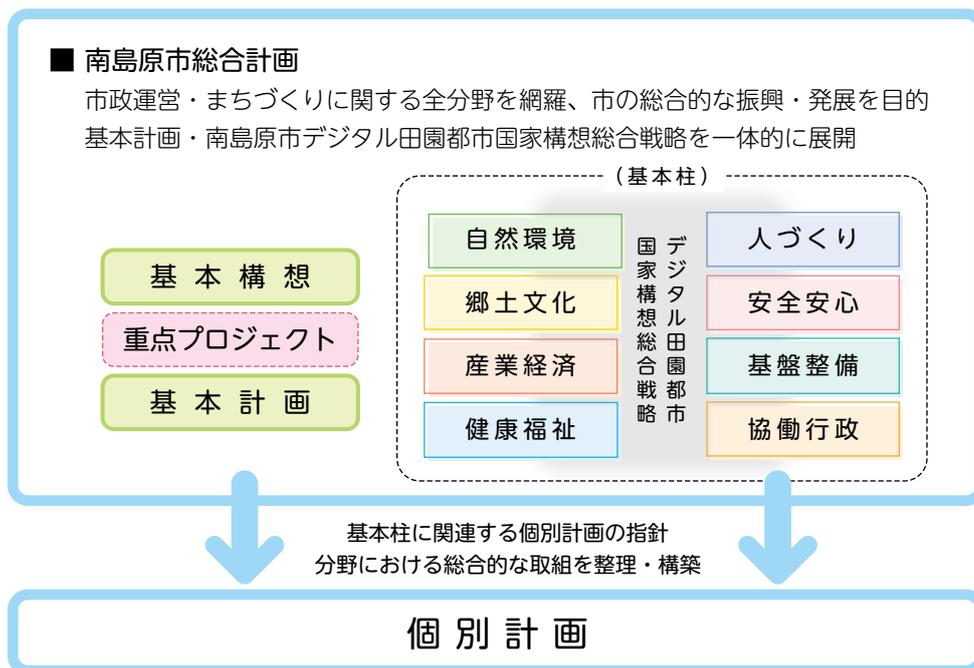
基本構想及び基本計画の計画期間は以下のとおりです。



(2) 計画の位置付け

計画は、市政の最上位計画に位置付けられ、市民と行政がともに進めるまちづくりの指針となるもので、南島原市デジタル田園都市国家構想総合戦略を内包しています。

計画の位置付け



3 策定にあたっての考え方

今後のまちづくりを進めるにあたっては、前期基本計画策定時からの時代の変化を的確に把握し、速やかに対応していくことが求められます。

特に近年の社会状況は、VUCA*時代と呼ばれ、不確実で将来の予想が難しい状況の中、変化に柔軟に対応し、市民と行政が協働・連携したまちづくりを推進していく必要があります。

そこで、後期基本計画の策定にあたって留意すべき、時代認識について整理します。

※ VUCA：

「Volatility (変動性)」「Uncertainty (不確実性)」「Complexity (複雑性)」「Ambiguity (曖昧性)」の頭文字をとったもので、不確実で将来の予想が難しい社会状況を指す言葉です。

(1) 人口減少社会の進行・長寿社会・人生100年時代の到来

わが国の人口は、出生数の減少や死亡者数の増加等を背景に、今後も減少が続くと見込まれており、本市でも地域や産業の担い手不足による地域の活力低下などが予想されることから、今後の人口規模や世帯構造に応じた取組が求められています。

一方で、平均寿命の延伸に伴い、今後わが国は長寿社会、人生100年時代を迎え、健康づくりや介護予防と併せて、若者から高齢者まで、全ての世代の市民が活躍し続けられる社会が求められています。

(2) 少子化への対応・子どもを安心して生み育てる環境づくり

子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、子どもを欲しいと思う人が、安心して子どもを生み育てることができるよう、妊娠から出産、子育ての切れ目のない支援を整え、子どもと子育て家庭が安心して暮らせる地域づくりが重要となっています。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、子育てと生活、仕事が両立でき、女性の活躍を後押しできる社会の形成が求められています。

(3) SDGs（持続可能な開発目標）に関する取組の展開

2015年の国連サミットでは、2030年を期限とする「SDGs（持続可能な開発目標）」が提唱され、国内においてもその達成に向けて各地で取組が推進されています。

SDGsが掲げるビジョンでは「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」こととしており、本市の政策でも、この理念を踏まえた政策の展開が求められています。



(4) 産業構造・地域経済環境の変化

産業構造では、生産年齢人口の減少に伴う労働力の確保が課題となっているほか、新型コロナウイルスによる経済活動の低迷により、市民生活や地域経済に予断を許さない状況が続いています。

そのため、担い手や後継者の育成、デジタル技術、ロボット技術の活用といった労働力を確保、補完する取組に加え、経済の回復、新しい生活様式や働き方等、社会経済システムの変化への対応が求められています。

さらに、本市の風土を活かした6次産業化や地域製品のブランド化、観光の振興のほか、産業構造の強化に向けて、新たな産業の創出に取り組む必要があります。

(5) 国土強靱化・安全安心に対する関心の高まり

近年の自然災害は、被害が甚大化する傾向にあり、災害の発生に備えた社会インフラなどの強靱化と、被害を軽減する様々な取組が進められています。

また、虐待や暴力、いじめなど、人権や生命を脅かす事件や消費生活におけるトラブル、SNSを介した犯罪、高齢者ドライバーによる事故の増加等、市民の安全・安心の確保は、これまで以上に重要な取組となっています。



(6) 多様性を受け入れる社会の形成

国籍・地域や民族、性別、障がいの有無等による違いを認め合い、受け入れる社会の形成が求められており、市民一人ひとりの個性や能力が活かされ、社会全体として質的な豊かさを実現できるような仕組みが求められています。

(7) 脱炭素・循環型社会への対応

地球温暖化や生態系の崩壊、資源の枯渇などによって、世界規模で環境に対する意識が高まる中で、現在の自然環境を次の世代へ引き継いでいくために、本市では令和3年(2021)12月に「ゼロカーボンシティ」へチャレンジすることを表明しており、今後は産業部門や行政の努力だけではなく、市民一人ひとりが限りある資源やエネルギーの有効活用、貴重な自然環境の保全について考え、暮らし方を見直す行動が求められています。



(8) デジタル社会への対応

人々の生活のより良い方向への変化と持続可能な自治体を目指すため、デジタル技術やビッグデータを活用した行政サービスの向上や事務の効率化、高度情報社会に対応した基盤の整備などにより、スマート自治体への転換を推進していく必要があります。

また、デジタル技術を利用できる人とそうでない人との間に情報格差（デジタル・デバイド）が生じないよう、「誰一人取り残さない」、「人に優しいデジタル化」の推進が求められます。

(9) 新型コロナウイルスの影響など VUCA 時代に対応した地域づくりや行財政運営

これまで述べてきたとおり、新型コロナウイルスの影響による暮らしや働き方の変化は、世の中に様々な変化をもたらし、先行きが不透明な時代を迎えています。

こうした時代の様々な変容に対応できるよう、地域づくり、行財政運営にあたっては、スピード感を持って自治体を転換させていくことが重要となり、地域にとって最適な政策を実施していく体制を構築するなど、柔軟な運営が求められます。

(10) デジタル田園都市国家構想の実現

国では「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定し、令和4年12月に閣議決定されました。

地方公共団体は、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案し、地域の個性や魅力を活かした地域ビジョンの再構築と地方活性化の取組の推進が求められています。また、これまでの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組をデジタルの力を活用して継承・発展させるとともに、デジタル活用に限定することなく、取り組まれてきた中で蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進していくことが重要とされています。

さらに、これらの取組の推進にあたっては、重層的・複合的な視野のもとに進めることが肝要であることから、施策間連携はもとより、近隣市町や県との広域的な連携も重要とされています。

以上のような考えに基づき、従来の「南島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を再構築し、「南島原市デジタル田園都市国家構想総合戦略」として第Ⅱ期総合計画後期基本計画と一体化するとともに、社会情勢の変化や各種課題に対応した持続可能なまちづくりに取り組みます。

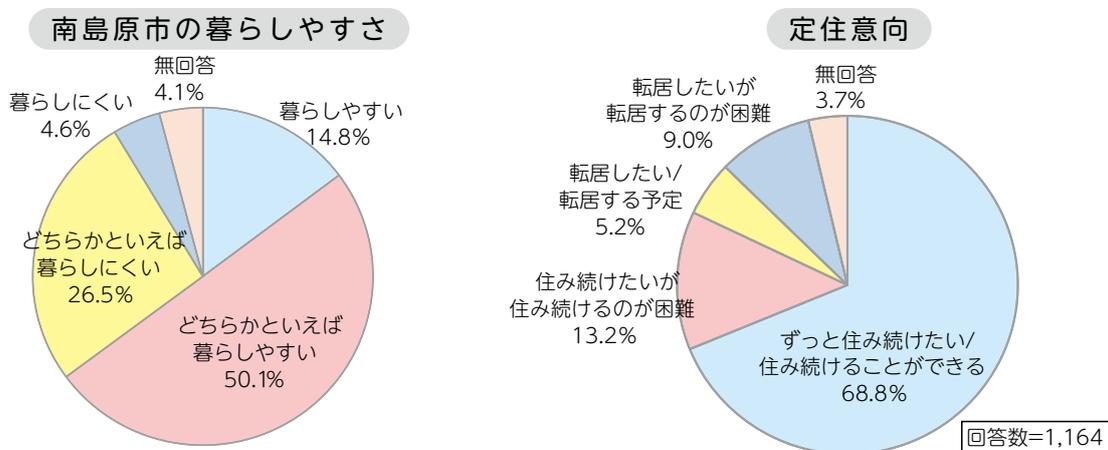
4 市民アンケートの結果概要

調査対象：市内在住の18歳以上の方4,000人（無作為抽出）

調査期間：令和4年（2022）8月 回答率：29.1%（回答者数1,164人）

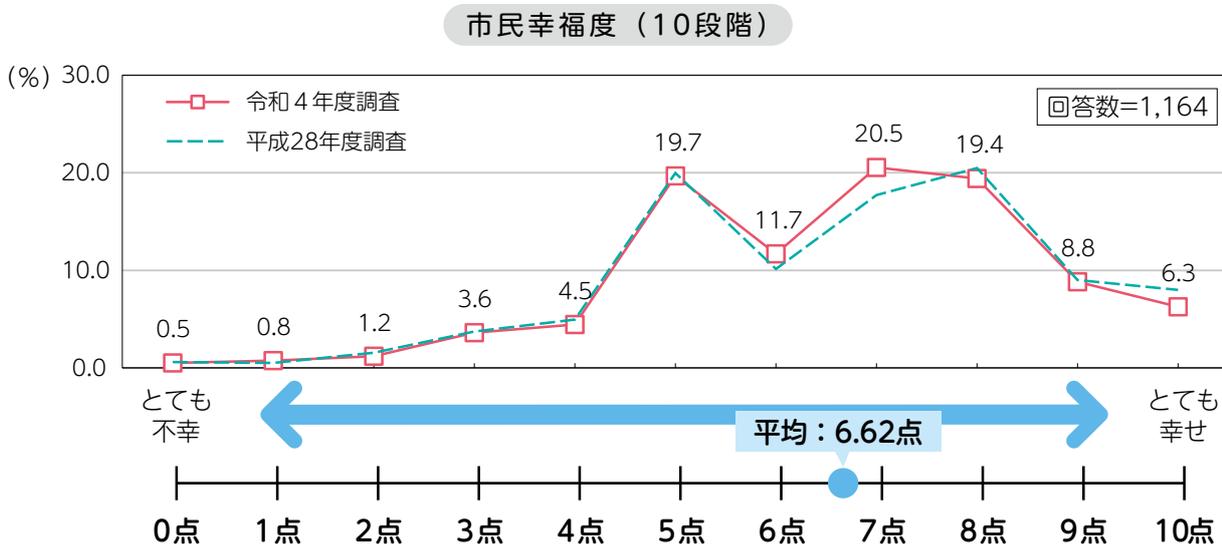
(1) まちの暮らしやすさ、定住意向

- ◎ 暮らしやすさに関しては、約6割（64.9%）が「暮らしやすい」、「どちらかといえば暮らしやすい」と回答しています。
- ◎ 定住意向では、約8割（82.0%）が「ずっと住みたい／住み続けることができる」、「住み続けたいが住み続けることが困難」と回答しています。



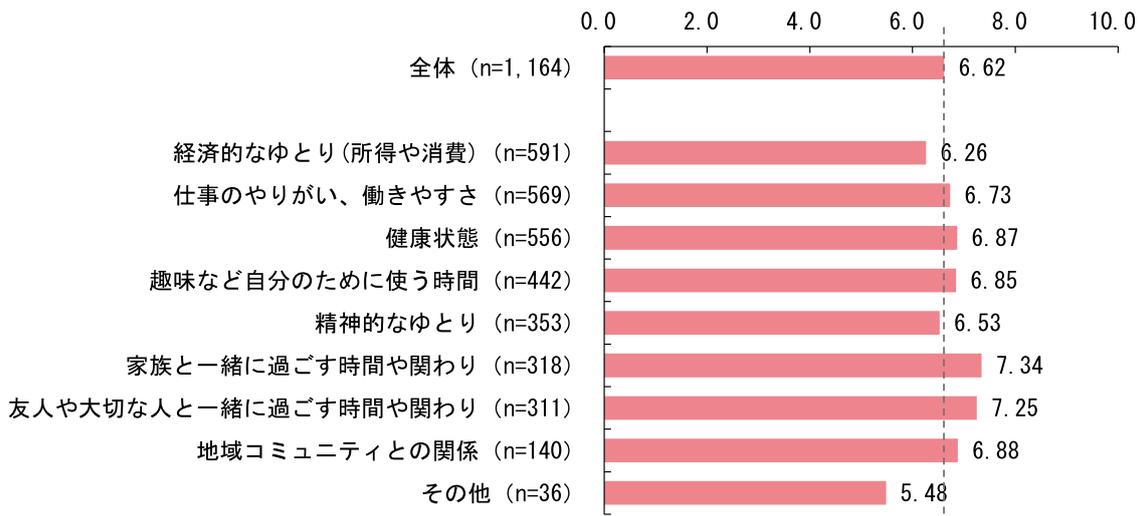
(2) 市民幸福度

- ◎ 市民の幸福度（幸福感）は平均6.62点で、平成28年度（2016）調査時点（平均6.66点）と比較して0.04ポイント減少しています。点数別では、「7点」（20.5%）、「5点」（19.7%）、「8点」（19.4%）の回答が多く、幸福度の中心（5点）に回答が集中しているのではなく、概ね5～8点の範囲を中心に分布しています。



- ◎ 幸福度を判断する際に重視した点を項目別にみると、「家族と一緒に過ごす時間や関わり」(7.34点)、「友人や大切な人と一緒に過ごす時間や関わり」(7.25点)、「地域コミュニティとの関係」(6.88点)が上位に挙がっています。
- ◎ 「経済的なゆとり」、「精神的なゆとり」については、幸福度が平均の6.62点を下回っているため、これらを含む分野で市民の幸福感を高める取組が求められています。

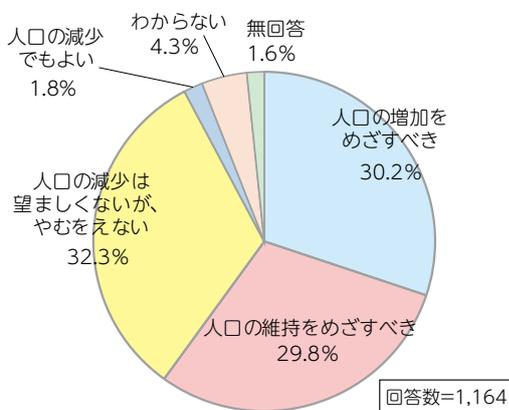
幸福度を判断する際に重視した点（幸福度点数）



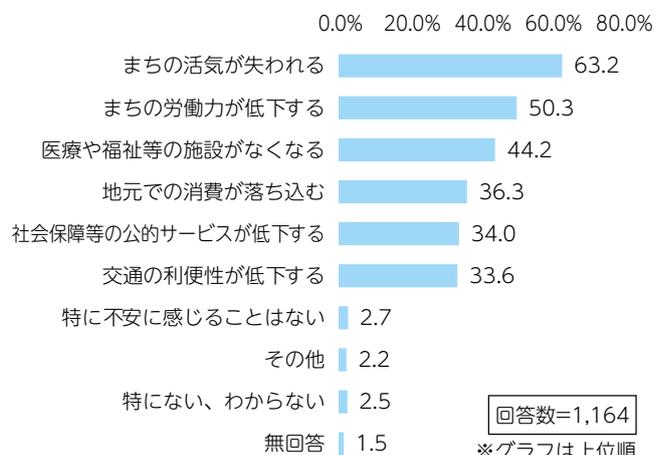
(3) 人口減少に対する考え方

- ◎ 人口減少に対する考え方は、「人口の減少は望ましくないが、やむをえない」(32.3%)、「人口の増加をめざすべき」(30.2%)、「人口維持をめざすべき」(29.8%)の順に上位に挙げており、意見が分かれています。
- ◎ 人口が減少することにより感じる不安については、「まちの活気が失われる」、「まちの労働力が低下する」、「医療や福祉等の施設がなくなる」ことが上位に挙がっています。

人口減少に対する考え方



人口が減少することにより感じる不安

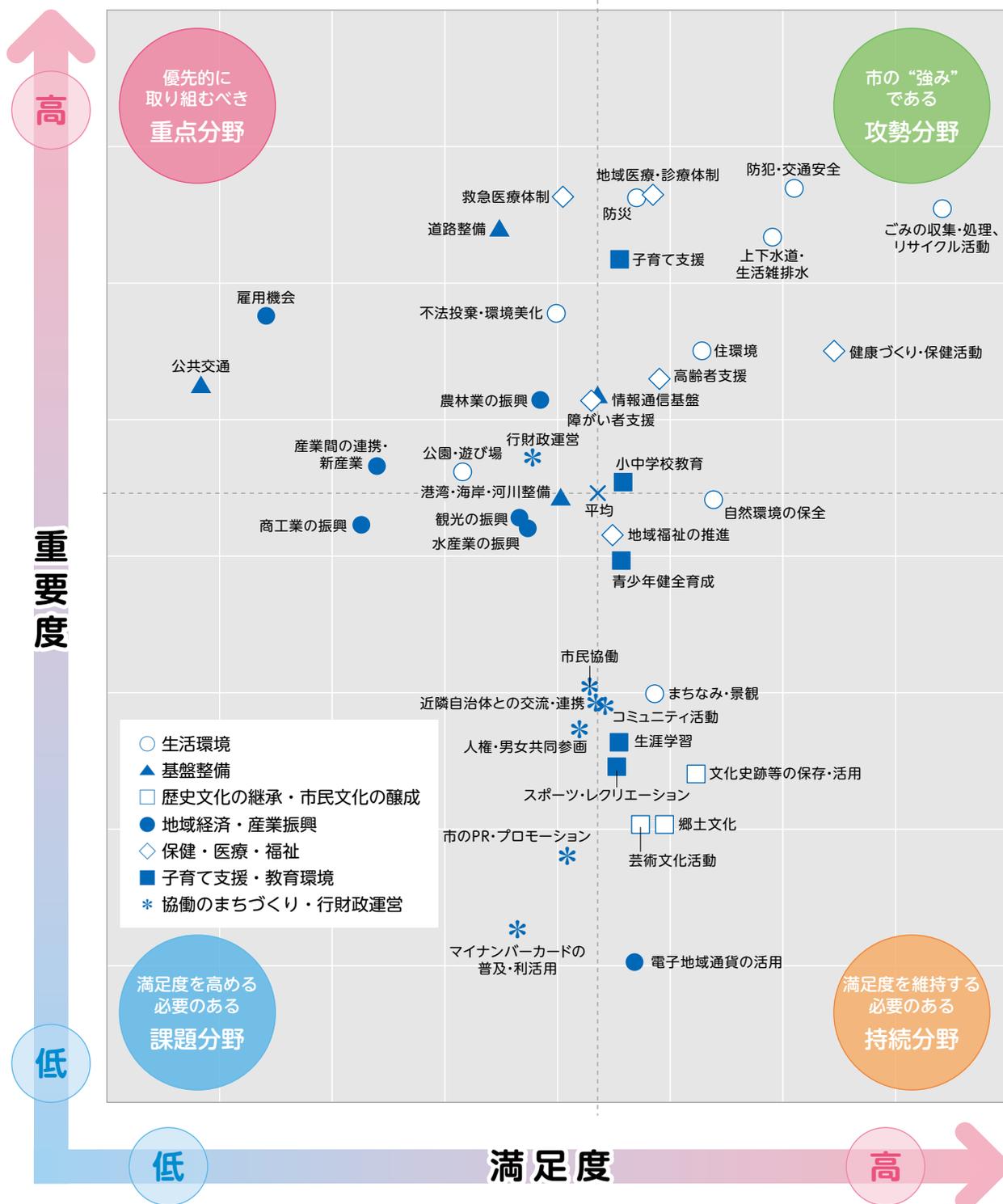


(4) 市の取り組みに対する評価

① 満足度・重要度

◎ 市が優先的に取り組むべき重点分野（図表の左上の枠）として、不法投棄・環境美化、公園・遊び場、道路整備、公共交通、農林業の振興、雇用機会、産業間の連携・新産業、救急医療体制、障がい者支援、行財政運営が挙がっています。

市の取り組みに対する評価（満足度・重要度）



② 前回評価との満足度比較

◎ 本市の取組について、前回調査（平成28年度（2016））の満足度と比較すると、生活環境の「(8) 災害に強いまちづくり・防災対策、(9) 防犯・交通安全など、地域の安全対策」、基盤整備の「(13) 情報通信基盤の整備」、子育て支援・教育環境の「(31) 小中学校での特色ある教育」等は前回調査を上回る満足度ですが、その他の項目は前回調査の満足度を下回る結果となっています。

凡 例

■ 令和4年度調査（2022）による満足度（回答数=1,164）
 ■ 平成28年度調査（2016）による満足度（回答数=1,152）

※満足度：

（「満足している」+「どちらかといえば満足している」の回答数）÷全回答数（無回答、「どちらともいえない」を除く）

前回評価との満足度比較①

◎ 生活環境

項目	満足度	前回比
(1) 植栽活動によるまちなみ・景観	69.2% 69.8%	-0.6
(2) 自然環境の保全	75.6% 78.6%	-3.0
(3) ごみの収集・処理、リサイクル活動	84.8% 86.0%	-1.2
(4) 不法投棄への対策・地域の環境美化	53.2% 52.7%	0.5
(5) 上下水道・生活雑排水施設の整備	72.7% 71.7%	0.9
(6) 住環境の整備	70.6% 73.1%	-2.6
(7) 公園緑地・子どもの遊び場の整備	38.9% 44.1%	-5.1
(8) 災害に強いまちづくり・防災対策	64.3% 51.4%	13.0
(9) 防犯・交通安全など、地域の安全対策	83.4% 77.5%	5.9

◎ 基盤整備

項目	満足度	前回比
(10) 市内の道路網、道路整備	48.1% 56.0%	-7.9
(11) 市内の公共交通の本数、路線	16.8% 19.3%	-2.5
(12) 港湾・海岸・河川の整備	54.2% 58.9%	-4.7
(13) 情報通信基盤の整備	59.0% 52.0%	7.0

◎ 歴史文化の継承・市民文化の醸成

項目	満足度	前回比
(14) キリシタン文化史跡等の保存・活用	78.4% 84.4%	-6.0
(15) 郷土文化を受け継ぐ活動	76.8% 81.8%	-5.0
(16) 市民の芸術文化活動の支援	74.3% 80.1%	-5.8

前回評価との満足度比較②

◎ 地域経済・産業振興

項目	満足度	前回比
(17) 生産物のブランド化・担い手育成等、農林業の振興	48.8% 48.1%	0.8
(18) 漁業環境の整備・担い手育成等、水産業の振興	42.9% 48.1%	-5.2
(19) 観光地のPR・観光客の受け入れ体制等、観光の振興	48.1% 50.1%	-2.0
(20) 商店街のにぎわいづくり支援等、商工業の振興	22.9% 26.3%	-3.5
(21) 市内での雇用機会の拡充・創出	15.1% 16.8%	-1.6
(22) 産業間の連携、新産業の創出・育成	22.2% 21.1%	1.1
(23) MINA コイン（電子地域通貨）の活用	63.4%	—

◎ 保健・医療・福祉

項目	満足度	前回比
(24) 市民の健康づくり・健診等の保健活動	87.4% 89.2%	-1.8
(25) 地域の医療機関・診療体制	62.9% 65.7%	-2.8
(26) 夜間・休日などの救急医療体制	54.8% 56.5%	-1.7
(27) 高齢者への介護保険サービスや生活	69.3% 73.4%	-4.1
(28) 障がいのある人が暮らしやすい生活	58.3% 57.9%	0.4
(29) 支え合い・ボランティア活動等、地域福祉の推進	65.4% 66.2%	-0.8

◎ 子育て支援・教育環境

項目	満足度	前回比
(30) 安心して子どもを生み、育てられる、子育て支援	63.2% 65.2%	-1.9
(31) 小中学校での特色ある教育	68.9% 62.9%	6.0
(32) 地域と取り組む青少年の健全育成	68.4% 73.6%	-5.1
(33) 公民館講座等、生涯学習環境	66.1% 74.2%	-8.1
(34) スポーツレクリエーション活動	68.6% 74.1%	-5.5

◎ 協働のまちづくり・行財政運営

項目	満足度	前回比
(35) 市民協働のまちづくり	62.4% 67.7%	-5.2
(36) 地域づくり（コミュニティ）活動	65.1% 67.0%	-1.9
(37) 人権・男女共同参画の推進	59.1% 68.8%	-9.7
(38) 行財政の適正な運営	49.1% 53.1%	-4.1
(39) 近隣自治体との交流・連携	62.4% 62.7%	-0.4
(40) 国際交流・国内の地域間交流	56.5% 58.2%	-1.7
(41) 市のPR・プロモーション	71.1%	—
(42) マイナンバーカードの普及・利活用	44.6%	—

※小数第二位を四捨五入しています

5 前期基本計画の振り返り

(1) 基本柱別の達成状況

前期基本計画では、令和4年度を目標年度として155の指標を設定し、毎年度、前年度の実績により達成状況を把握して、施策の成果を管理しています。

前期基本計画の振り返りにあたっては、令和3年度時点（平成30年（2018）～令和3年度（2021）の平均値）の達成状況を下表の基準で判定し、評価しました。

その結果、155指標のうち、判定A（目標値を100%以上達成している項目）は45項目（29.0%）でした。

前期基本計画成果指標の判定基準・達成率

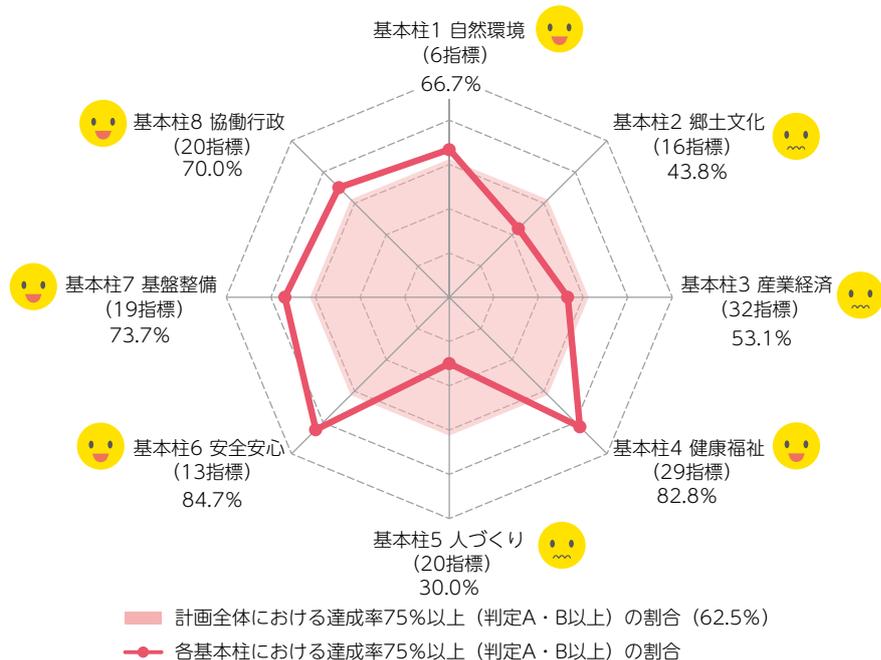
達成率	達成状況	判定	項目数	構成比
100%以上	目標値に達成した	A	45項目	29.0%
75%以上100%未満	目標値に概ね達成した	B	52項目	33.5%
50%以上75%未満	半分程度の達成状況である	C	21項目	13.5%
25%以上50%未満	あまり達成されていない	D	24項目	15.5%
25%未満	ほとんど取り組めていない	E	8項目	5.2%
—	評価不能	—	5項目	3.2%

※評価不能：統計情報の公開の廃止・事業の中止等によるものです

※小数第二位を四捨五入しています

基本柱別に達成率75%以上（判定A・B）の状況をみると、「郷土文化」、「産業経済」、「人づくり」の3つの基本柱で、全体の達成平均（62.5%）を下回る結果となりました。

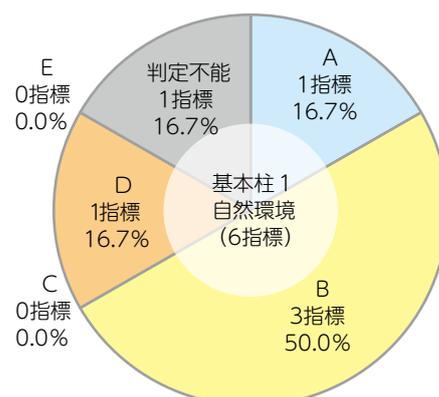
基本柱別達成率75%以上（判定A・B）の状況



基本柱1 自然環境（6指標）

基本柱全体としては、判定Aと判定Bの指標は4項目（66.7%）となりました。

要因としては、「1世帯当たりのCO₂排出量」が判定不能となったこと、「ごみの排出量」が近年微増傾向が続いていることが挙げられます。

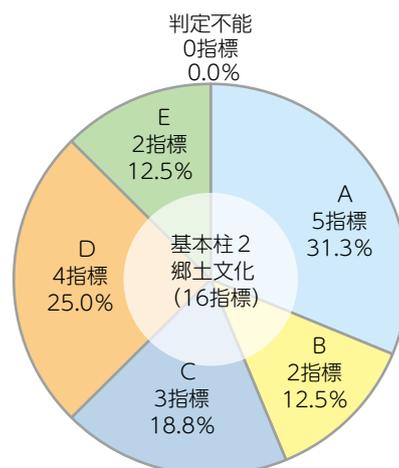


基本柱2 郷土文化（16指標）

基本柱全体としては、判定Aと判定Bの指標は7項目（43.8%）となりました。

要因としては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした取組や、コロナ禍による観光需要の低迷に大きく影響を受けたことが挙げられます。

一方で、移住者数に関しては、長崎県との連携、市独自の取組の結果、順調な伸びとなっています。

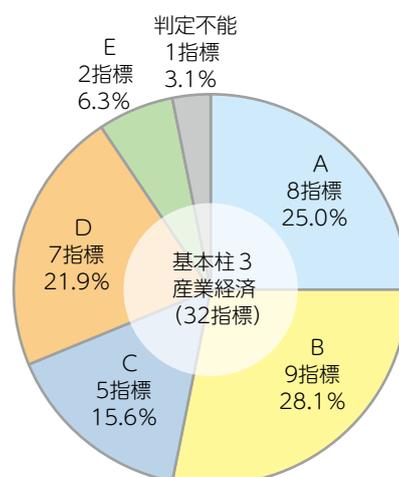


基本柱3 産業経済（32指標）

基本柱全体としては、判定Aと判定Bの指標は17項目（53.1%）となりました。

要因としては、商工関係のブランド化は指標として成果が出ているほか、農産物や水産物のブランド化が進んでいないこと、特に水産業の指標では、後継者不足が顕著な状況が挙げられます。

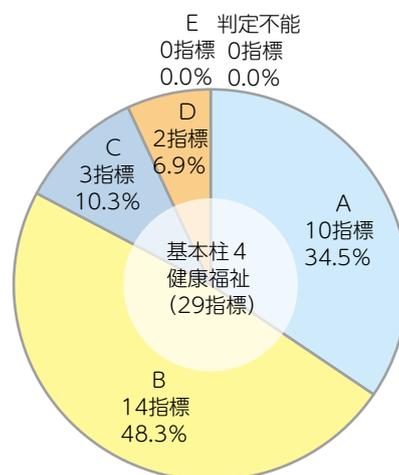
また観光に関しては、新型コロナウイルス感染拡大による観光需要の低迷が影響しています。



基本柱4 健康福祉（29指標）

基本柱全体としては、判定Aと判定Bの指標は24項目（82.8%）となりました。

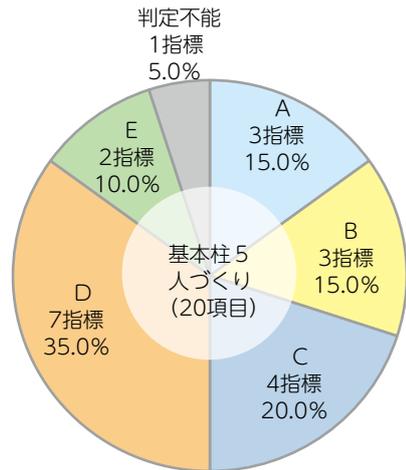
要因としては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から事業の中止や延期を行ったことが挙げられます。



基本柱5 人づくり (20指標)

基本柱全体としては、判定Aと判定Bの指標は6項目(30.0%)となりました。

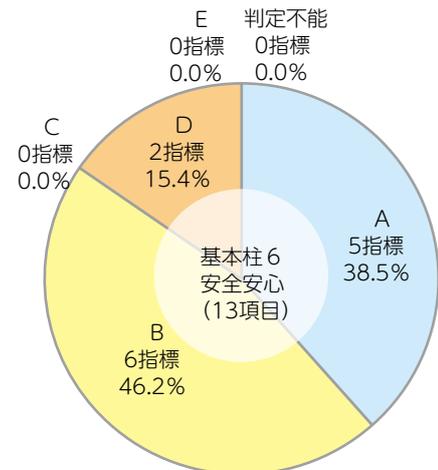
要因としては、学校教育の分野では目標を概ね達成しているものの、社会教育や社会体育の分野では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、事業の中止や規模縮小が続いていることが挙げられます。



基本柱6 安全安心 (13指標)

基本柱全体としては、判定Aと判定Bの指標は11項目(84.7%)となりました。

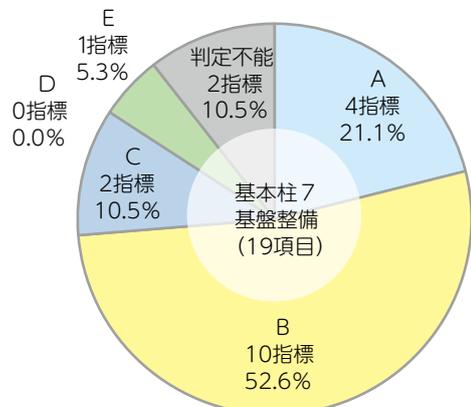
要因としては、防災・交通の分野では、計画どおり事業に取り組んでいますが、講習会や講演会の開催については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、事業の中止や規模縮小を行ったことが挙げられます。



基本柱7 基盤整備 (19指標)

基本柱全体としては、判定Aと判定Bの指標は14項目(73.7%)となりました。

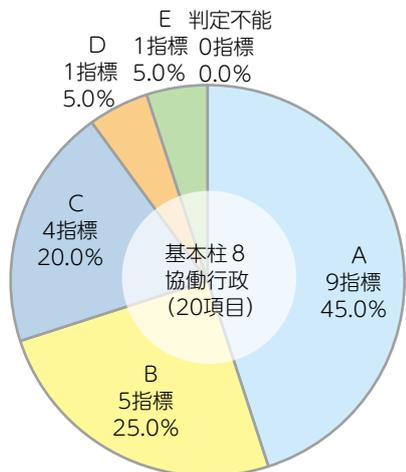
要因としては、情報基盤の分野で令和3年度(2021)に市内全域に光ファイバ網が整備されたことや市ホームページ閲覧数が、目標以上の達成状況となっている一方で、景観形成に関する取組は、令和2年以降市内小学校での活動を中止しているため、目標を半分程度しか達成できなかったことが挙げられます。



基本柱8 協働行政 (20指標)

基本柱全体としては、判定Aと判定Bの指標は14項目(70.0%)となりました。

要因としては、持続可能な財政状況に関わる取組では、概ね達成となりましたが、人権尊重・男女共同参画に関しては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、事業の中止や規模縮小を行ったことが挙げられます。



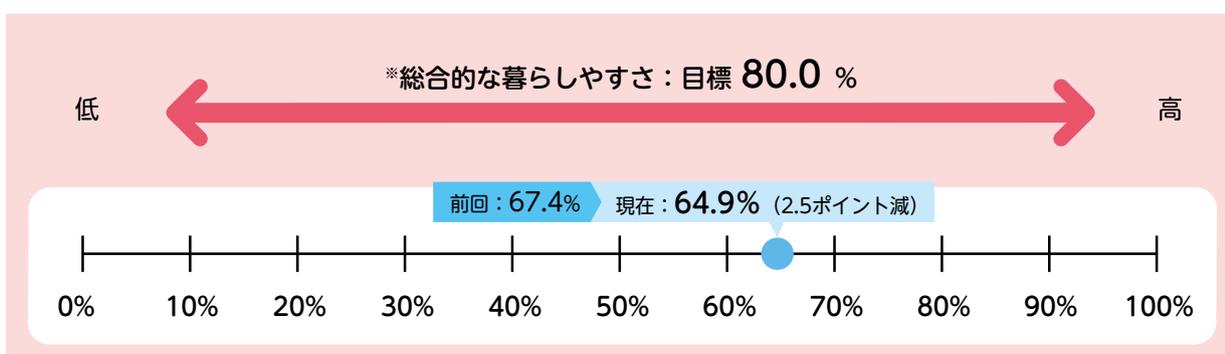
※小数第二位を四捨五入しています

(2) まちづくりの基本指標の状況

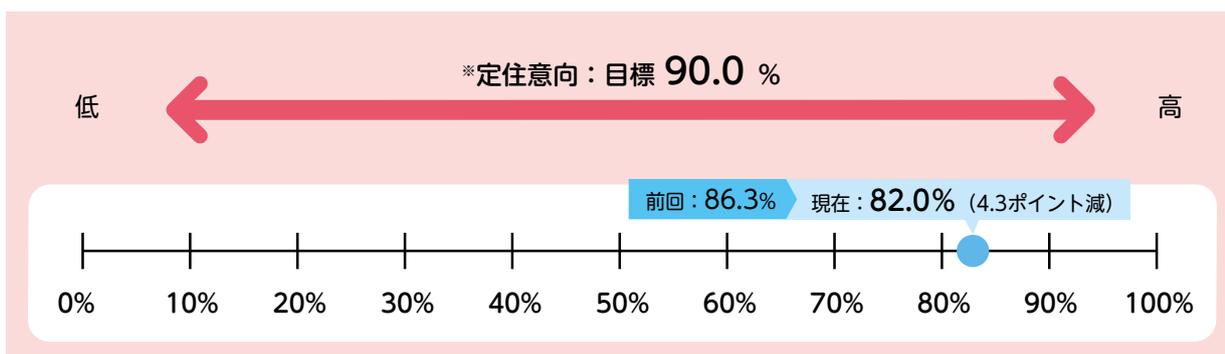
市民アンケートの結果では、基本理念「一人ひとりの“しあわせ”のためにみんなで進めるまちづくり」と将来像「これからも 住み続けたい 住んでみたいまち」の達成度を測るまちづくりの基本指標「市民幸福度」が、前期計画策定時よりも減少しています。

これは、経済的、精神的なゆとりを重視する市民の幸福感が平均よりも低いことや市の取組に対する満足度も減少していることが主な要因であることから、今後、市民の目指すそれぞれの“しあわせ”を実現するために必要な環境を整えるとともに、定住意向の向上に資する取組を進めていく必要があります。

まちづくり基本指標



※「暮らしやすい」、「どちらかといえば暮らしやすい」と回答した割合



※「ずっと住み続けたい / 住み続けることができる」、「住み続けたいが住み続けることが困難」と回答した割合

6 基本構想の概要

第Ⅱ期南島原市総合計画では、次に示すまちづくりの基本理念、目指すべき将来像を掲げ、8つの基本柱からなる10年間（2018～2027年）の基本構想を定めています。

基本柱1 自然環境

～人と自然が共生するまちづくり～

太陽の恵みあふれる肥沃な大地をはじめ、海、山、川などの豊かな自然環境を守り、活かしていくために、環境保全の意識高揚や活動推進、循環型社会の形成などにより、“人と自然が共生するまち”を目指します。

基本柱2 郷土文化

～郷土の誇りを守り活かすまちづくり～

本市には、代々受け継がれてきた歴史・文化・生活等の“郷土文化”があります。これらを大切に守り、次世代に伝えるとともに、観光・交流資源をはじめ、様々な分野で活用を図るなど、“郷土の誇りを守り活かすまち”を目指します。

将来像

これからも 住み続けたい

基本柱5 人づくり

～次代を育む人づくり～

あらゆる世代の市民が、いつでも学ぶことができ、また、スポーツに親しむことのできるよう環境の整備や機会の提供に取り組めます。

あわせて、将来を担う子どもたち一人ひとりの個性と能力を伸ばし、「人間力」を育む教育の充実を図るとともに、市民協働を担う人材の育成など、“次代を育む人づくり”を推進します。

基本柱6 安全安心

～安全安心に暮らせるまちづくり～

地震や風水害、火山の噴火など、様々な自然災害に対する防災意識の醸成に努めるとともに、いざという時に迅速な対応がとれるよう、地域の自主防災組織の強化や防災資機材の充実、非常食の備蓄など、災害対応力の向上に努めます。

また、防犯・交通安全への活動や消費者被害の防止に向けた取り組みを進め、“安全安心に暮らせるまち”を目指します。

基本理念

一人ひとりの“しあわせ”のために
みんなで進めるまちづくり基本柱3
産業経済

～ 賑わいと活力を興すまちづくり ～

地域経済を支える産業を振興するため、生産基盤の整備、経営基盤の強化、人材の育成、起業支援等に取り組みます。

とりわけ、IoT産業や6次産業化、インバウンド対策等、新たなテーマに取り組み、“賑わいと活力を興すまち”を目指します。

基本柱4
健康福祉

～ 健康でつながりを大切にすまちづくり ～

市民の誰もが健康で、安心して暮らすことができるよう、市民自身のセルフケア能力を高め、健康寿命の延伸を図るとともに、支え合いの支援体制づくり、保健・医療・福祉の連携した環境整備等を推進し、“健康でつながりを大切にすまち”を目指します。

住んでみたいまち みなみしまばら

基本柱7
基盤整備

～ 世代を問わず暮らしやすいまちづくり ～

市内道路網の計画的な整備を進めるとともに、公共交通網の維持に努めます。

また、住環境や水の供給、生活排水処理、河川港湾、情報通信基盤等、生活環境の整備を進め、“世代を問わず暮らしやすいまち”を目指します。

基本柱8
協働行政

～ 健全で持続可能なまちづくり ～

多様な主体が適切な役割分担のもと、相互に連携・協力して地域課題の解決に取り組む協働行政を推進します。

また、公平な社会の形成に向け、人権尊重や男女共同参画に取り組みます。

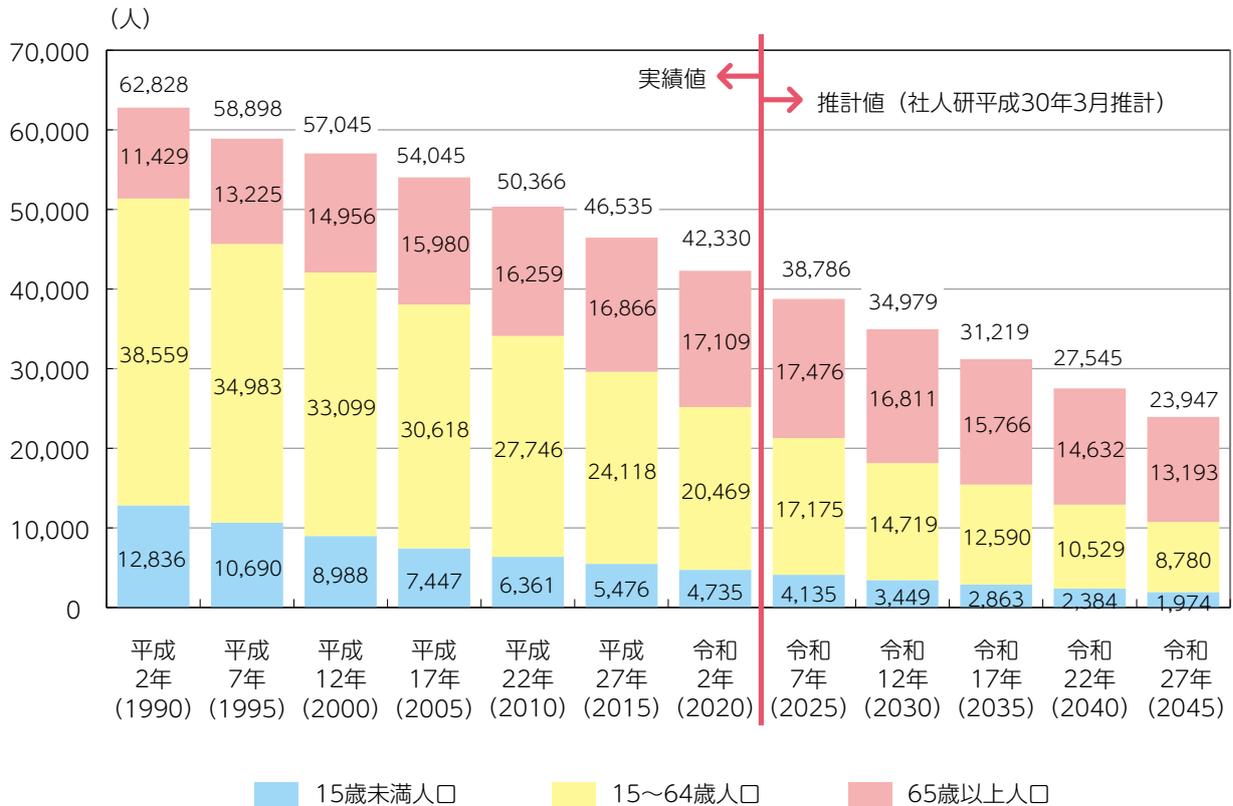
さらに、健全な財政基盤の構築や行財政改革の推進、質の高い行政サービスの提供に努め、“健全で持続可能なまち”を目指します。

7 将来目標人口

(1) 総人口の推移

本市の総人口は、合併前の1980年（昭和55年）から減少を続けており、2020年（令和2年）の国勢調査では42,330人となっています。国立社会保障人口問題研究所（以下、「社人研」とします。）によると、2040年（令和22年）には2020年（令和2年）と比較して34.9%減の27,545人になると推計されています。

人口の推移及び社人研による将来人口推計



※ 総人口は年齢不詳を含みます。

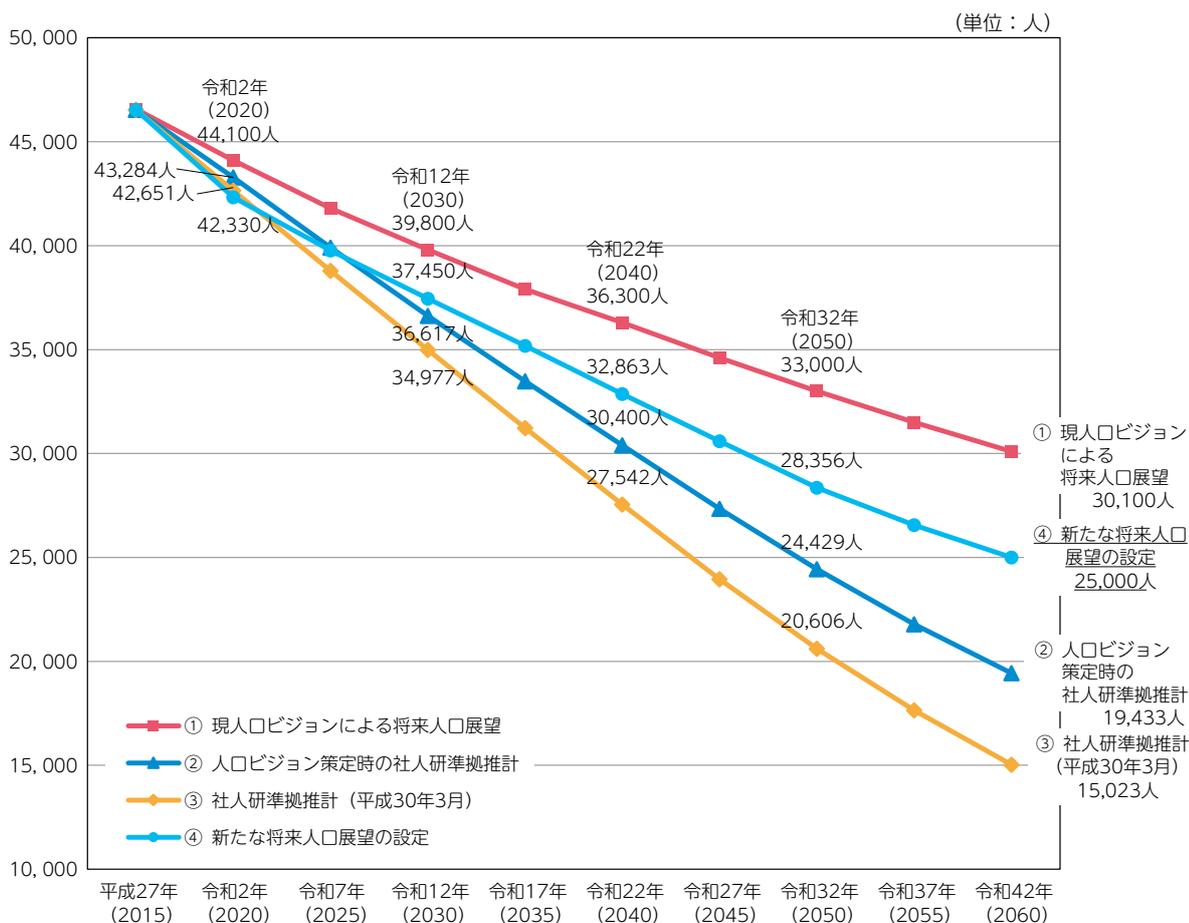
資料：国勢調査・社人研平成30年3月推計

(2) 将来目標人口（人口ビジョン）の見直し

平成30年3月に公表された社人研の推計によると、本市の人口は2060年（令和42年）で15,023人と2万人を大きく割ることが予想されています。これは、2015年（平成27年）に人口ビジョンを策定した際に採用した平成25年3月公表の社人研の2060年（令和42年）における推計人口19,433人から約4,400人少なく、2015年（平成27年）に策定した2060年（令和42年）の目標人口30,000人の半分の推計となっています。

そこで、現在の人口推移をベースに将来人口の推計を行い、将来目標人口（人口ビジョン）を見直すこととしました。

(3) 将来人口の推計と分析



(4) 人口の将来展望

将来人口展望の設定条件
<ul style="list-style-type: none"> ・「市内高校の魅力向上」や「しごと」の創出により、人口流出抑制と若年層のUターンを促進します。(目標：2040年80人程度) ・魅力的な田舎暮らしの環境を創出することで、幅広い世代のUターン(移住)を促進します。(目標：年間60人程度) ・安心して子どもを生み育てられる切れ目のない支援により、定住・移住を促進します。(目標：合計特殊出生率[*]を2030年までに2.10) ・健康で安心して住み続けられる社会を構築します。
<p>[*]合計特殊出生率： 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む子どもの数を表す指標です。</p>

上記の人口対策の効果により、本市の人口を2060年に約25,000人を確保します。その後も長期にわたり2.0万人～2.5万人を維持することで、持続可能な社会・経済活動を保ちます。

8 後期基本計画における主要課題

前期基本計画では、原城跡の世界遺産登録を契機に地域のさらなる発展を目指し、各分野で取組を進めてきましたが、歯止めのかからない人口の減少や令和2年（2020）からの新型コロナウイルスの影響などにより、市民の暮らしや地域経済の先行きの不透明感が顕在化したこともあり、多くの施策で満足度が低下するなど、取り組むべき課題が数多く残されています。

そこで、「人口減少社会への対応」を共通して取り組むべき主要課題の中核に据え、従来の「南島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえつつ、市民アンケート調査による意向や前期基本計画の振り返り、SDGs（持続可能な開発目標）や脱炭素社会、デジタル化の推進といった新たな視点や、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、まちづくりの課題を次のとおり整理します。

共通して取り組むべき視点：人口減少社会への対応

令和2年（2020）の国勢調査による本市の総人口は42,330人で、平成27年（2015）からの減少率は県内の本土市部では最も高く、社人研による将来推計からも引き続き人口減少が進行するとみられます。

本市の2060年の将来目標人口25,000人を確保するため、平成27年（2015）に策定した「南島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる4つの基本目標

- （1）太陽の恵みと地域資源を活かし、安定した雇用を生み出す
- （2）地域の価値を高め、多様な交流により活力を生み出す
- （3）結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- （4）健康で長生きできるまちをつくる

に関する取組を更に発展させ、国・県の総合戦略を勘案の上、デジタルの力を活用した地方創生の加速化・深化による「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」に向けた取組が求められています。



視点①：地域資源の魅力向上と産業・経済の活性化

令和2年（2020）の国勢調査によると、産業3区分別就業人口では、各区分で減少傾向にあり、産業全体に占める50歳未満の就業者が50.0%程度であるほか、令和元年度（2019）の1人当たりの経済規模が2.29百万円と県平均を下回っているなど、担い手不足による産業の衰退が懸念されています。

また、市民アンケート調査では「農林業の振興」、「雇用機会」、「産業間の連携、新産業の創出・育成」は相対的に満足度が低く、重要度の高い重点分野に位置しており、今後は地域経済の回復につながる地域資源の魅力向上と地場産業の振興に加え、若者世代の雇用につながる新たな産業の振興等が求められるなど、今後も先行きが不透明な時期が続く中で、本市の風土や産業構造を活かし、地域経済の活性化に取り組むことが喫緊の課題となっています。

そのため、農業・漁業・そうめん産業などの地場産業の活力を維持するための担い手や後継者の育成、6次産業化や地域製品のブランド力強化、デジタル技術やロボット技術の活用による省力化・効率化等に取り組むとともに、豊かな自然環境や世界遺産をはじめとした歴史・文化等の地域資源の魅力向上と積極的な活用による観光振興に取り組む必要があります。

また、若い世代が市内の産業を生業とし、Uターンや移住・定住につながるよう、企業誘致や新たな産業の創出に向けた取組が必要です。

視点②：地域で暮らし続けられる環境

本市は島原半島南部に位置し、海や山などの豊かな自然環境を有する一方で、市内の交通環境や広域道路網のアクセスが大きな課題となっており、市民の利便性向上や産業活動の活性化、観光客の増加につなげるための、地域間を結ぶ道路網の整備が求められています。

また、少子化、長寿社会の進む中で市民の誰もがつながりや生きがい、役割を持ち、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる生活環境の充実を図るために、高齢者等の移動支援や公園緑地の整備などの生活環境の整備をはじめ、自身の健康づくりや医療や生活支援を受け続けられる包括的な体制の構築が求められています。

加えて、市民が安全に安心して暮らせるよう、国土強靱化地域計画に基づき、激甚化する自然災害等に備えた社会インフラの強靱化と被害を軽減する減災に向けた取組が求められています。

視点③：将来に希望の持てる社会の構築

新型コロナウイルス感染症を契機に急速に進むデジタル社会へ対応し、市民の暮らしやすさや訪れる人の過ごしやすさの向上と、都市から地方への人の流れを促進するため、様々なデジタル先端技術を本市の産業や生活に取り入れ、産業の創発と地域課題の解決を実現する「地域社会のデジタル化」と、行政事務等の効率化を図ることで、持続可能な行政サービスを提供していく「行政のデジタル化」を計画的に推進し、誰一人取り残すことなく、多様な幸せが実現できる社会の構築が求められています。

視点④：SDGs やゼロカーボンシティ宣言など、新たな動きへの対応

限りある資源を有効に活用し、現在の世代の暮らしを維持しながら環境負荷の低減を図り、将来の世代も安全に暮らし続けられる持続可能な社会に向けて、本市では令和3年（2021）12月に「南島原市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。十分に周知されていない状況にあります。

そのため、本市の政策とSDGs（持続可能な開発目標）との関連付けを行うほか、市民の環境意識の醸成に取り組むとともに、個人や地域、本市全体で具体的な取組を推進していく必要があります。

9 南島原市デジタル田園都市国家構想総合戦略

《5か年戦略の策定》

南島原市デジタル田園都市国家構想総合戦略は、デジタルの力を活用して人口減少対策及び地方創生の取組を推進するため、後期基本計画との整合を取り、令和5年度を初年度とする5か年の戦略とします。

- 総合戦略の対象期間：令和5年度～令和9年度
- 将来人口の目標値：令和42年（2060）に人口25,000人

《最終目標（地域ビジョン）と実現化のシナリオ》

歯止めがきかない人口流出により過疎化と高齢化が急速に進む本市にとって、地域社会を維持していくためには、日々の経済活動や地域コミュニティが維持できる人口規模を将来に渡り維持するとともに、地域社会の変化に対応した住みよい環境の確保が必要です。

そのため、令和4年度に大幅に改訂された国のデジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき、本市でもデジタルの力を活用しつつ、政策の全体最適化や地域課題の解決の加速化を図り、本市に住んでみたい、住み続けたいと思える持続可能な地域社会を構築するため、本市の目指すべき理想像を、基本構想の将来像と同様の

「これからも住み続けたい住んでみたいまち」

とします。

実現化にあたっては、企業誘致や起業・創業の促進、地域社会のデジタル化、施策間連携・地域間連携の強化、脱炭素に関する取組の推進、地域防災力の向上などにより、雇用拡大を牽引する産業活性化と交流人口の拡大を図るとともに、定住・移住を促す安心して暮らせる生活環境の創出を戦略的に展開するため、デジタルの活用を念頭に置き、次の4つの基本目標を設定します。

具体的な取組は、第2部 後期基本計画の分野別基本計画の総合戦略マークがついた取組です。

《基本目標》

基本目標1 太陽の恵みと地域資源を活かし、安定した雇用を生み出す

(1) 地場産業に対する取組

地場産業を振興して市内の事業拡大・承継を促進し、“しごと”の確保をもって“ひと”の転入増加と転出抑制を図ります。

(2) 起業、創業、企業誘致に対する取組

起業・創業を推奨して新規事業を創出するとともに、IT企業やサテライトオフィスを中心とした企業誘致を強化し、“しごと”の確保をもって“ひと”の転入増加と転出抑制を図ります。

基本目標2 地域の価値を高め、多様な交流により活力を生み出す

(1) 観光に対する取組

観光を振興して交流人口を拡大し、市内消費や観光需要の増加を地場産業の振興、起業・創業、企業誘致につなげます。

(2) 定住、移住に対する取組

多様な人とながりを築くとともに、定住・移住など居住に対する支援を実施し、“ひと”の転入増加と転出抑制を図ります。

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(1) 結婚に対する取組

出会いや結婚を後押ししてご縁のあった“ひと”の転入増加を図り、将来的な出生増加にもつなげます。

(2) 出産、子育てに対する取組

子どもを生き育てやすい環境を整備し、子育てしたい“ひと”の転入増加と出生増加につなげます。

基本目標4 健康で安心して暮らせる魅力的なまちをつくる

(1) 生活基盤に対する取組

市民一人ひとりの暮らしを守るため、持続可能な“まち”の生活基盤を構築します。

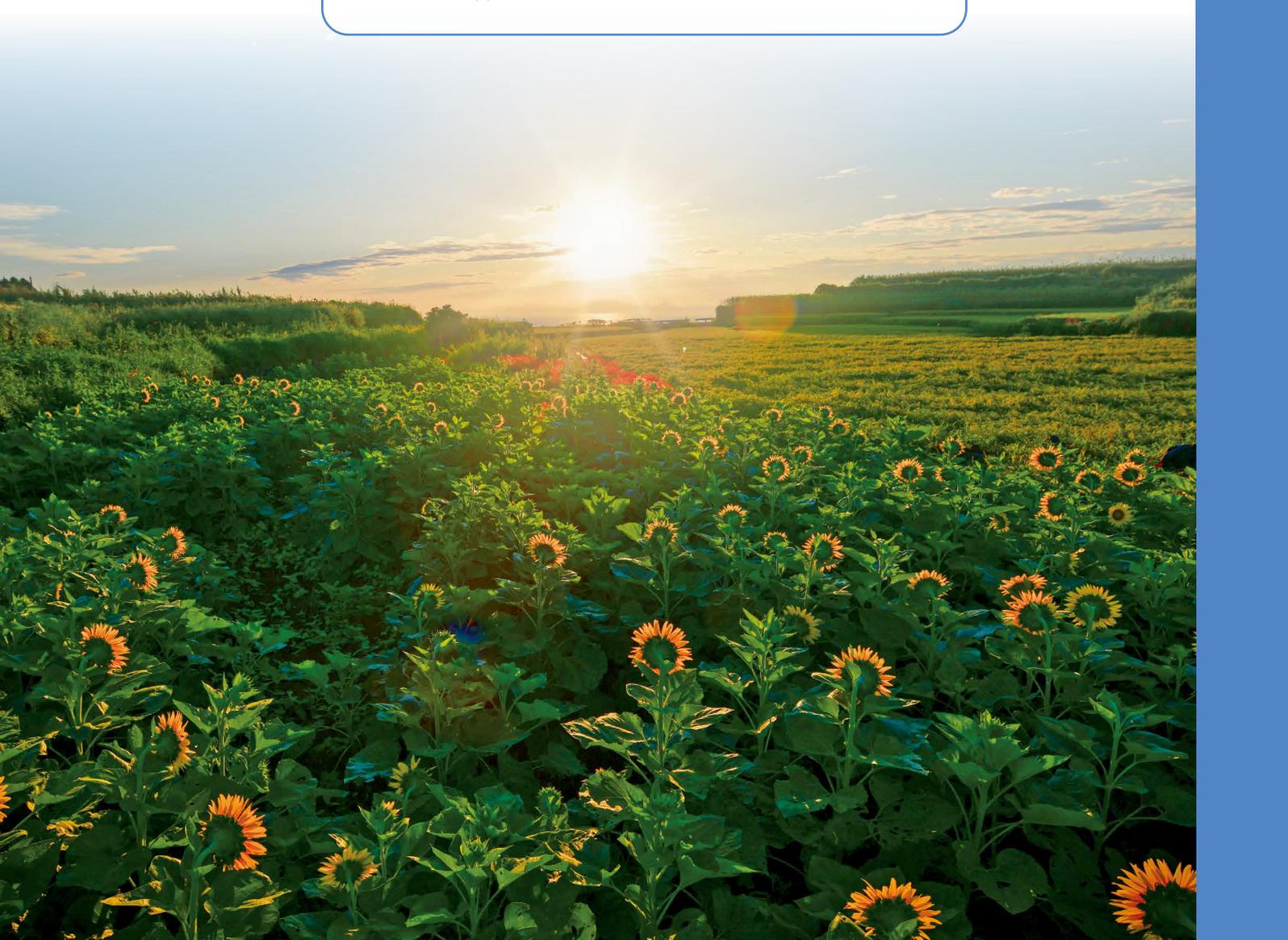
(2) コミュニティに対する取組

地域社会を維持し“まち”を存続していくため、地域のコミュニティ強化を図ります。

第2部

後期基本計画

将来像「これからも 住み続けたい
住んでみたいまち みなみしまばら」の実現に向けて、
新しいまちづくりがはじまります。



第2部 後期基本計画



政策体系

第2部
後期
基本計画

政策体系



施 策

- 1-1-1 自然環境の保全 1-1-2 環境負荷の少ないまちづくりの実現 1-1-3 環境美化活動の推進 1-1-4 動物愛護の推進
- 1-2-1 ごみの再資源化・減量化の推進 1-2-2 ごみの適正処理
- 2-1-1 歴史・文化財の保護と保存整備・活用 2-1-2 歴史・文化財の活用と普及 2-1-3 世界遺産を活用したまちづくりの推進と適切な保全
- 2-2-1 文化・芸術の振興
- 2-3-1 市民交流・地域コミュニティの活性化 2-3-2 定住促進と田舎暮らしの推進 2-3-3 出会い・結婚の支援
- 3-1-1 生産基盤の整備 3-1-2 経営基盤の強化 3-1-3 有害鳥獣対策の強化 3-1-4 販路拡大とブランド化の推進 3-1-5 環境にやさしい農林業の振興
- 3-2-1 生産基盤の整備 3-2-2 経営基盤の強化 3-2-3 つくり育てる漁業の推進
- 3-3-1 経営基盤の強化
- 3-4-1 プロモーションの強化 3-4-2 観光プログラムの整備 3-4-3 受入体制の充実
- 3-5-1 企業立地の促進と就業支援
- 4-1-1 市民の健康増進 4-1-2 健康診査・健康相談等の充実 4-1-3 こころの健康づくり
- 4-2-1 医療体制の充実
- 4-3-1 高齢者福祉サービスの充実 4-3-2 高齢者の生きがいづくり
- 4-4-1 障がい者の生活支援 4-4-2 障がい者の社会参加の支援
- 4-5-1 子育て支援の充実 4-5-2 ひとり親家庭等福祉の充実
- 4-6-1 社会保障の充実
- 5-1-1 子ども養育支援 5-1-2 「人間力」を育む教育の推進 5-1-3 教育環境の整備 5-1-4 学校生活・就学支援
- 5-2-1 学習機会の充実 5-2-2 青少年の健全育成
- 5-3-1 生涯スポーツの推進 5-3-2 スポーツ力の強化
- 5-4-1 地域間交流の推進 5-4-2 国際交流の推進
- 6-1-1 防災・減災対策の推進 6-1-2 消防力の強化
- 6-2-1 防犯のまちづくり 6-2-2 交通安全のまちづくり 6-2-3 安心できる消費生活環境づくり
- 7-1-1 道路網の整備 7-1-2 公共交通の充実
- 7-2-1 良好な住環境づくり 7-2-2 美しい景観づくり 7-2-3 安心で安定した水の供給 7-2-4 生活排水の処理 7-2-5 港湾・河川の整備
- 7-3-1 情報環境の整備
- 8-1-1 市政への市民参加 8-1-2 市民活動・自治会活動等の活性化 8-1-3 まちづくり人材の育成 8-1-4 官学連携の推進・市内高校の魅力向上への支援
- 8-2-1 人権尊重・平和行政の推進 8-2-2 男女共同参画のまちづくり
- 8-3-1 質の高い行政運営 8-3-2 職員の能力向上と意識改革
- 8-4-1 財政の安定化 8-4-2 自主財源の確保と資産の有効活用

SDGs（17の目標）と政策との関係性

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことで、貧困や経済格差、ジェンダー格差、地球温暖化、生態系の破壊など、世界中で解決すべき課題に対して、17のゴール（目標）が定められています。

本市では、「人口減少社会への対応」、「地域経済の衰退」、「気候変動への対応」など様々な課題が加速していく中、地域を持続可能な形で次世代に引き継いでいくためには、目の前の課題解決だけの視点でまちづくりを進めるだけではなく、これから生まれてくる未来世代のことや本市を取り巻く社会・経済情勢の変化などを予測しつつ、SDGsの理念を踏まえた長期的な視点でまちづくりを進めていく必要があります。

後期基本計画では、将来像「これからも 住み続けたい 住んでみたいまち みなみしまばら」の実現のため、後期基本計画に掲げる政策とSDGsで示された17の目標を結び付け、SDGsの理念「誰一人取り残さない社会の実現」を意識した施策展開を進めることとしました。



貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



質の高い教育をみんなに

すべての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子の能力強化（エンパワーメント）を行う



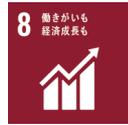
安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



エネルギーをみんなに そしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



働きがいも 経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する



住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



つくる責任 つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する



気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

総合計画に掲げる政策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1-1. 自然環境との共生						●	●				●		●	●	●		
1-2. 循環型地域社会の形成											●	●	●	●	●		
2-1. 歴史・文化財を活かしたまちづくり				●							●						●
2-2. 文化・芸術のまちづくり				●							●						●
2-3. 地域おこしの推進											●						
3-1. 農林業の振興		●						●	●			●			●		
3-2. 水産業の振興		●						●	●			●		●			
3-3. 商工業の振興								●	●			●					
3-4. 観光の振興								●	●		●	●					●
3-5. 雇用の拡大								●									●
4-1. 健康づくりの推進			●														
4-2. 医療体制の充実			●									●					
4-3. 高齢者福祉の充実			●							●							
4-4. 障がい者福祉の充実			●					●		●							
4-5. 児童福祉の充実	●		●	●													●
4-6. 社会保障の充実	●		●							●							
5-1. 教育の充実	●		●	●							●						
5-2. 生涯学習のまちづくり				●													●
5-3. 生涯スポーツのまちづくり			●								●						
5-4. 地域間交流の推進				●													●
6-1. 災害に強いまちづくり											●		●				●
6-2. 暮らしの安全づくり			●								●						
7-1. 交通環境の充実									●		●						
7-2. 生活環境の充実						●					●						
7-3. 情報環境の整備									●		●						
8-1. 市民協働のまちづくり				●						●	●						●
8-2. 人権尊重・男女共同参画のまちづくり					●					●							●
8-3. 質の高い行政運営											●						●
8-4. 持続可能な財政運営										●	●						●

重点プロジェクト

「重点プロジェクト」は、基本構想に掲げるまちの将来像「これからも 住み続けたい 住んでみたいまち みなみしまばら」の実現に向け、基本計画の8つの基本柱とそれに紐づく政策を横断的、一体的、かつ集中的に推進する取組です。

人口減少対策と持続可能な地域社会の構築に向けたこの5年間で重点的に取り組むべき施策として、市民アンケート結果や総合計画審議会における意見を踏まえ、次の3つのプロジェクトを市民、事業者、市などの多様な主体が協働して取り組むこととします。

1 「元気な産業と定住促進のまちづくり」プロジェクト

少子高齢化と人口減少による産業の衰退や、社会を支える世代の不足が進んでおり、これ以上の人口減少が進まないよう、移住対策を含めた地域社会を支える世代の確保と、その世代の働く場が必要です。

市民アンケートの結果でも、市内での雇用機会の拡充・創出は、「優先的に取り組むべき重点分野」に位置しており、人口減少社会における特に重要な取組としても、「若者の雇用促進」が挙がっています。

このプロジェクトは、農業やそうめん産業などの「地場産業振興」や雇用機会を創出する「企業誘致」をはじめ、世界遺産や自転車歩行者専用道路などの地域の魅力を発信する「観光振興」、地域社会の担い手を確保する「定住・移住対策」といったまちづくりを目指すものです。

2 「住み続けたくなる環境づくり」プロジェクト

市民アンケートの結果ではゼロカーボン宣言の認知度が低い反面、多くの方が脱炭素社会に貢献したい意向がありました。また、今後のまちづくりの方向性として「子育てのまち」、「安全・安心なまち」が上位に挙がっています。

このプロジェクトは、全ての世代の市民が、これからも安心して健康に住み続けることができるよう、脱炭素施策や有機農業推進などの「環境負荷低減」をはじめ、「子育て支援」「防犯・防災対策強化」、さらには、高齢になっても地域で元気に暮らせる社会を実現するための基本となる「健康づくり」のまちづくりを目指すものです。

3 「便利な地域のための礎づくり」プロジェクト

島原半島の最奥部に位置する本市は、県本土の中で最も交通の便が悪い地域であり、産業や救急医療を支えるための県央地域へつながる高規格道路や市内道路網の整備が必要です。市民アンケート結果でも、道路網の整備や公共交通対策が重要と示されています。

また、社会全体のデジタル化と、それによるデジタル・トランスフォーメーションが急速に進んでいることから、このプロジェクトは、「道路整備」「公共交通対策」をはじめ、「デジタル社会への対応」といった、地域が便利になるためのまちづくりを目指すものです。

1 「元気な産業と定住促進のまちづくり」プロジェクト

プロジェクトの必要性

人口減少社会における労働力の減少は、地域の産業に多大な影響を及ぼすとともに、地域の担い手不足から、地域社会を維持することも困難になることが予想されます。

魅力ある雇用の場の創出によって転出を抑制するため、本市の基幹産業である農林水産業やそうめん産業への支援の強化や、事業継承や後継者対策、地場製品のブランド力強化をはじめ、堂崎港埋立地や市内の遊休資産を活用した企業誘致に取り組む必要があります。

また、観光関連産業の活性化と関係人口の創出を図るため、本市の自然環境や世界遺産、島鉄跡地を活用した自転車歩行者専用道路といった地域資源の磨き上げと積極的な活用による観光振興や、将来に渡る地域の担い手を確保するための、空き家対策を絡めた移住施策と、本市の魅力と暮らしやすさを総合的に発信する体制の強化が必要です。

取組の概要

- 島原手延そうめんや農産物等の地場製品のブランド力強化・販売促進と地産地消に取り組めます。
- 地場産業の事業承継・後継者対策や起業・創業支援などの人への投資と、生産性向上に向けた新技術導入や施設整備に対する支援に取り組めます。
- 堂崎港埋立地や市の遊休財産等への企業誘致の推進等による雇用機会の創出に取り組めます。
- 本市の自然環境や世界遺産、自転車歩行者専用道路等の地域資源の活用による観光振興に取り組めます。
- 空き家対策を絡めた定住移住対策と、その情報発信の強化に取り組めます。

2 「住み続けたいくなる環境づくり」プロジェクト

プロジェクトの必要性

近年の気候変動を背景とした激甚化する自然災害や、コロナ禍と国際情勢の不安定化による経済活動の低迷、少子高齢化と人口減少による地域社会の衰退など、私たちを取り巻く社会全体は厳しさを増しています。

このような中、本市に住む全ての人が、住み続けたいと思えるまちづくりを進めるため、「南島原市ゼロカーボンシティ宣言^{*}」に基づく環境負荷低減や循環型社会の構築に向けた取組の強化、災害発生等の緊急時に備えた社会基盤の整備が必要です。

また、結婚、出産、子育ての希望を叶えるため、安心して子どもを産み育てられる切れ目のない支援や、確かな学力と豊かな心、郷土愛を育む教育といった人に対する支援の強化が求められています。

さらに、いくつになっても元気に安心して暮らせるよう、健康づくりのための環境整備に取り組む必要があります。

※南島原市ゼロカーボンシティ宣言：

令和3年(2021)12月13日に、2050年脱炭素社会の実現に取り組んでいくことの決意として宣言。エネルギー、廃棄物対策、市民の環境意識の醸成、自然環境の保全など、二酸化炭素の発生を抑える、または大気中の二酸化炭素を減らす取組を積極的に推進します。

取組の概要

- 有機農業やごみ減量化、太陽光発電、省エネ機材導入等の推進による環境負荷低減と循環型社会の構築に取り組めます。
- 子育て世帯の経済的負担の軽減をはじめ、妊娠から出産、乳幼児期までの切れ目のない保健事業や相談・支援体制の向上など、安心して子育てできる環境を整えます。
- 児童生徒の学力向上や地域との協働による郷土愛醸成などの人に対する支援に取り組めます。
- 防災無線の更新や急傾斜地対策、河川^{しゅんせつ}浚渫、自主防災組織活動支援などによる防災体制・防災基盤の強化に取り組めます。
- 健康づくりのための運動意識の向上や運動機会の創出に向けた環境・体制整備に取り組めます。

3 「便利な地域のための礎づくり」プロジェクト

プロジェクトの必要性

物流の効率化や市民生活における移動の利便性と安全性を確保し、本市が置かれている不利な地理的条件を緩和するため、高規格道路整備に係る要望の強化や地域間を結ぶ市内道路網の整備を進めるとともに、高齢者等の移動手段を確保するためのデマンド型乗合タクシーの充実など、地域内の公共交通対策の強化が必要です。

また、人口減少により縮小する地域社会の中にあっても、時代の流れに沿った便利で住みやすいまちづくりを進めるため、書かない窓口の実現等による行政のデジタル化をはじめ、AIやドローン等の新技術の活用による地場産業や地域社会の課題解決と効率化を進めるなど、地域のデジタル・トランスフォーメーションにも取り組まなければなりません。また、効率的で持続可能な行政運営のため、公共施設の適正規模・適正配置による統廃合と遊休資産の有効活用、必要に応じた施設の除却・売却を進める必要があります。

取組の概要

- 乗り合いタクシー対象地域の拡大と充実に取り組みます。
- 不利な地理的条件を緩和するための高規格道路整備の要望強化と、市内地域間連絡道路網の整備に取り組みます。
- 市の遊休資産の活用推進と不要資産の除却・売却を進めます。
- 行政事務・窓口のデジタル・トランスフォーメーションを進めます。
- AI・ロボット・ドローン等の新技術の活用やキャッシュレス推進などによる地場産業と地域社会のデジタル・トランスフォーメーションを進めます。

分野別基本計画の見方（資料の見方）

基本柱3 産業経済

政策3-5
雇用の拡大

政策の構成と展開

3-5-1: 企業立地の促進と就業支援

まちづくり方針

- 市民をはじめ、若年層やUIターン希望者の定住につながる雇用創出に向け、就業支援をはじめ、雇用の受け皿となる企業の誘致、既存企業や地場産業における雇用環境の充実を目指します。
- 新しい働き方の定着につながる環境を整備し、本市への人の流れの加速につながる取組を推進します。

政策を取り巻く環境

▶ 雇用環境

- 雇用機会の確保にあたって、地場産業の活性化や新たな産業の誘致に取り組み、若者が魅力を感じ安心して働ける労働環境を創出することで、本市の持続的な発展を目指しています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、今後は既存産業の活性化による雇用創出を基本としながら、リモートワークやテレワーク、ワーケーション*など、新たな働き方に対応する雇用環境の整備をはじめ、企業のサテライトオフィスの誘致、起業・創業に対する支援など、若者にとって魅力あるまちづくり、若者が定着・定住をしたいと思えるまちづくりに向けた取組が求められています。

*ワーケーション：
work（仕事）とvacation（休暇）を組み合わせた造語で、通常の職場以外のデジタル環境が整った地方の観光地等で、テレワーク等により働きながら休暇も楽しむこと。
※サテライトオフィス：
企業本社や、官公庁・団体の本行舎・本部から離れたところに設置されたオフィスのこと。

各政策がSDGsの様々な目標に結びついていることを、17のアイコンで表示しています。

政策が目指すまちづくりの方針です。

市民アンケートなどによる本市が抱える現状や課題を記載しています。

ページ内にある※印の用語の解説を記載しています。

総合戦略に関連する取組には **総合戦略** マークを付けています。

政策が目指すまちづくりの方針を実現するため、市が取り組むべき大きな方向性を記載しています。

政策が目指すまちづくりの方針の実現のため、市民や地域に期待する役割を記載しています。

具体的取組や手法を記載した「個別計画」の名称を記載しています。
※新市建設計画、国民保護計画、過疎地域持続的発展計画等、市政全般に関わる計画の記載は省略しています。

計画の最終年度を目標とした、政策ごとの数値目標です。

市の取り組み（主要施策）

施策3-5-1 企業立地の促進と就業支援

▶ 企業誘致の強化 **総合戦略**

物流の部分で地理的不便さはあるものの、都市部と比較して地価が安価であることや市の各種支援策をつくまわく活かした企業誘致に努めます。

また、自然豊かな環境や県内有数の農産地帯であることなど本市の強みを活かした誘致活動を行い、企業訪問活動や展示会等でのPR活動を強化します。

既に誘致した企業や地場企業については、各企業の業務拡張に向けた取組を支援し、雇用環境の充実を図ります。

室崎港埋立地に広大な産業用地を確保しているため、長崎県産業振興財団など関連団体と連携して、立地に適した誘致先の検討を行うほか、各種支援制度の上乗せも検討し、企業誘致、雇用確保に努めます。

廃校舎など遊休公有財産を有効活用し、テレワークの推進によるサテライトオフィスの活用など誘致の強化に努めます。

▶ 就業支援 **総合戦略**

半島内高校生に対する地元企業のガイドブックの作成や、半島内地元企業の合同説明会の開催、合同企業面談会による企業と求職者のマッチング等、高校生の地元企業への就業を支援します。

また、市外進学者の地元企業への就職を増加させるため、企業情報ガイダンスに加え、インターシップ制度など職場体験を通じた雇用の機会を創出します。

▶ 労働力不足・省力化支援 **総合戦略**

労働力確保のため、外国人労働力の受入体制の検討や先端設備の導入、IoTの活用など労働生産性の向上・省力化に向けた支援を行います。

わたしたちができること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 市内にある事業所に関心のある方を紹介してみましょう。
- 学生の方は市内の企業への就業も検討してみましょう。

関連する個別計画

- 南島原市高工振興計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
49	サテライトオフィス企業誘致数（累計）	件	0	4
50	企業数	社	1,850	1,786

第2部 後期基本計画

自然環境 郷土文化

産業経済

健康福祉

人づくり

安全安心

基盤整備

協働行政

基本柱 1

自然環境



政策1-1

自然環境との共生



政策の構成と展開

- 1-1-1：自然環境の保全
- 1-1-2：環境負荷の少ないまちづくりの実現
- 1-1-3：環境美化活動の推進
- 1-1-4：動物愛護の推進

まちづくり方針

- 本市の豊かな自然環境の保全と共生に取り組み、次の世代への継承を目指します。
- 「南島原市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、市民・事業者・行政が環境負荷低減の意識を持って行動し、脱炭素社会の実現を目指します。
- 市民とともに、環境美化活動や花と緑につつまれた美しい地域づくりを目指します。
- 野生動物の保護、棲み分けに努め、ペットを含めた人と動物がともに住みよい環境を目指します。

政策を取り巻く環境

▶ 自然環境の保全

- 太陽の恵みあふれる肥沃な大地に貴重な生物が生息し、まちの景観を彩っている海、山、川、田畑などの豊かな自然環境は本市の大切な財産であり、本市の基幹産業である第1次産業とも密接な関係にあるため、今後も自然環境の保全と共生に向けて、開発行為との調整や自然環境にやさしい生活様式の定着に努める必要があります。
- 脱炭素社会の実現を目指していくために、本市では令和3年（2021）12月に「南島原市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しましたが、市民の認知度はまだ低い状況にあります。自然環境と共生するまちづくりは市民や事業者等と連携した行動を実践していかなければならないため、環境意識の醸成を図るとともに、様々な分野で「二酸化炭素の発生を抑える」、「大気中の二酸化炭素を減らす」取組を市民協働で推進する必要があります。

▶ 環境美化

- 本市では、南島原市環境美化の推進に関する条例に基づく環境美化に取り組み、これまで大きな成果を挙げてきましたが、少子高齢化による地域の担い手の減少や新型コロナウイルス感染拡大の影響による清掃活動の制限等があることから、市民が気軽に安全に清掃活動に参加できるよう、引き続き支援や周知に取り組む必要があります。

第2部 後期基本計画

自然環境

郷土文化

産業経済

健康福祉

人づくり

安全安心

基盤整備

協働行政

▶ 動物愛護

- 自然環境保全と生物多様性の視点から、野生動物の捕獲や飼育の適正許可に努めていますが、急速に進む過疎化・高齢化により、野生動物と人との緩衝地帯として機能してきた里山の荒廃等が懸念されています。
- 飼育動物については、放し飼いなどの不適切な飼い方や飼い主が動物を棄てるなどの問題が依然として後を絶たず、飼えなくなった犬や猫の新しい飼い主を捜す場づくりなど、引き続き動物愛護に取り組んでいく必要があります。

市の取り組み（主要施策）

施策 1-1-1 自然環境の保全

▶ 自然環境の保全

本市の自然環境を保全するため、大規模な木々の伐採など自然環境に配慮しない開発を抑制するとともに、自然を大切に作るやさしい心を育成するため、広報紙やCATV、ラジオ等、様々な媒体を活用した啓発活動に取り組めます。

また、多種多様な主体による里山や棚田の保全、有機農業等の活動を後押しし、観光への活用を図ることで、持続可能な自然環境の保全に努めます。



▶ 森林の保全

地域林政アドバイザー制度*を活用し、今後も計画的に森林整備を進めます。また病害虫の防除に取り組む、森林の保全活動に努めます。

※地域林政アドバイザー制度：

市町村や都道府県が、森林・林業に関する知識や経験を有する者の雇用や法人への委託を通じて市町村の森林・林業行政への体制支援（事務や技術の助言）を行う制度。

▶ 水の保全

地下水が市民の日常生活に欠くことのできない地域共有の貴重な資源であることを踏まえ、井戸設置や地下水採取に関して地下水の保全のために必要な規制を行うとともに、硝酸性窒素等による地下水の汚染からの健康被害の防止に取り組めます。

施策 1-1-2 環境負荷の少ないまちづくりの実現

▶ 環境教育・広報の推進

市民や事業者等へ省エネやスマートムーブ（ノーマイカー、エコドライブ）の取組を呼びかけるほか、市政出前講座や学校での環境学習等の機会を通じて、市民の環境意識の高揚を図ります。

また、家庭から排出される生ごみの約8割が水分であることから、水切りツール等を利用した生ごみの水分除去についての広報に重点的に取り組めます。

▶ 地球温暖化防止、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進 総合戦略

再生可能エネルギーの導入をはじめ、省エネルギーの促進、廃棄物の減量化・再資源化、環境意識の醸成、自然環境の保全など、2050年脱炭素社会の実現に向けた取組を市民・事業者・行政の協働により推進します。

▶ 再生可能エネルギーの導入、活用促進 総合戦略

CO₂排出量と吸収量の調査や、本市が有する再生可能エネルギー導入に向けたポテンシャル調査を実施し、地域に適した再生可能エネルギーの導入を促進します。

また、再生可能エネルギーの導入は、地球温暖化の原因となるCO₂の削減だけでなく、産業振興や地域振興、災害対策などにもつながるため、積極的な活用を図ります。

施 策 1-1-3 環境美化活動の推進

▶ 生活環境の美化

生活環境の美化に向け、ボランティア団体等の清掃活動へのごみ袋の配布、市民一斉清掃等への支援を行うとともに、各地域の団体との協働により花いっぱい運動を展開します。



施 策 1-1-4 動物愛護の推進

▶ 動物愛護の推進

県南保健所や県獣医師会などの関係機関と連携し、ペットの飼育における義務やマナーについて、啓発や助言等を行います。

また、飼い犬については、狂犬病予防注射の接種促進のため、市内各所での集合注射を実施します。

▶ 野生鳥獣の保護及び管理

生物の多様性の確保や生活環境の保全を図るため、関係機関や長崎県鳥獣保護管理員と連携し、野生鳥獣の保護及び管理、有害鳥獣対策等に取り組みます。

また、鳥インフルエンザ等の動物由来感染症については、国や県と連携しながら、対応マニュアル等に基づいた防疫対策を実施します。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 自然の豊かさは地域の財産として市民一人ひとりが水や緑の自然の恵みについて関心を持ち、保全に向けた理解を深めましょう。
- 地域の民有林の保全を図り、森林の持つ公益的な機能の維持に努めましょう。
- 開発等の際は、環境・景観に配慮しましょう。
- 家庭や地域で地球環境にやさしい暮らし方を意識し、実践しましょう。
- クリーンエネルギーの必要性について学びましょう。
- 地域の環境美化に向けて市民一斉清掃や花いっぱい運動に参加しましょう。
- ペットはルールやマナーを守って最期まで大切に飼いましょう。
- 自然との共生や生物の多様性について理解を深めましょう。

関連する個別計画

- 南島原市森林整備計画
- 南島原市地球温暖化防止行動計画
- 南島原市農村環境計画
- 南島原市再生可能エネルギー利活用ビジョン
- 南島原市有機農業推進計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
1	保安林の面積	ha	1,054.52	1,084.00
2	南島原市役所の事務事業におけるCO ₂ 排出量	Kg/年	7,904,922	6,271,501
3	市民清掃への自治会参加率	%	0.0 (R元年度92%)	100.0
4	狂犬病予防注射接種率	%	65.8	70.0



政策1-2

循環型地域社会の形成



政策の構成と展開

1-2-1：ごみの再資源化・減量化の推進

1-2-2：ごみの適正処理

まちづくり
方針

- 自然環境に対する負荷の軽減を図るため、3R*の精神によるごみの再資源化・減量化を推進し、環境に配慮した暮らしの実現を目指します。
- 効率的なごみ収集と適正な処理、不法投棄の防止に取り組み、清潔な地域づくりを目指します。

※3R：

物を大切に、ごみを減らす（Reduce：リデュース）、使えるものは最後まで再利用する（Reuse：リユース）、資源として使えるものを再生利用する（Recycle：リサイクル）の3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくろうとするものです。

政策を取り巻く環境

▶ ごみの減量化・適正処理

- 家庭からのごみの排出量は、人口減により総量は減少傾向にありますが、一人当たりの排出量は微増傾向にあるため、今後も継続してごみの減量化・リサイクル活動を積極的に推進し、再資源化のための分別収集を徹底していく必要があります。
- 本市のごみ処理は、現在県央県南広域環境組合の県央県南クリーンセンター、南有馬クリーンセンターの2か所で処理していますが、令和8年度（2026）から市内全域のごみを県央県南クリーンセンターで処理することになっています。

▶ 不法投棄

- 山間部や荒地などでは農業用廃棄物等の不法投棄が絶えず、地域住民のみならず市民全体に不快感を与えています。不法投棄の撲滅のために各種啓発活動はもとより、効率的なごみ収集の方法や清潔なまちづくりの推進が必要です。

市の取り組み（主要施策）

施策 1-2-1 ごみの再資源化・減量化の推進

▶ ごみの再資源化・減量化への意識向上

「ごみ減量3R運動」を広く普及させ、市民・事業者・行政が一体となって、着実なごみ排出量の削減に取り組めます。

第2部
後期
基本計画

自然環境

郷土文化

産業経済

健康福祉

人づくり

安全安心

基盤整備

協働行政

また、ごみの再資源化・減量化への意識向上を図るため、資源ごみの回収を行うPTAや子ども会などの団体の活動に対する支援をはじめ、各支所での小型家電や廃油の回収等に取り組みます。

生ごみ処理機の購入助成制度については、支援内容や広報の充実・強化に努め、生ごみの更なる削減を目指します。

施策 1-2-2 ごみの適正処理

▶ ごみ処理体制の整備

各自治会で管理するごみステーションを適正に配置し、ごみの民間委託収集体制を維持するほか、高齢者への戸別収集の支援等、排出されるごみの適正な収集に取り組みます。

また、ごみ収集施設の必要な更新、改修と適正な維持管理に努めるとともに、令和8年度（2026）から市内全域のごみを県央県南クリーンセンターで処理することを踏まえ、収集基準等の周知徹底を行います。

▶ 不法投棄の防止

不法投棄の未然防止と早期発見のため、県や警察等の関係機関と連携した監視指導やパトロールを強化するとともに、不法投棄撲滅のための啓発を行います。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 3Rの精神に基づき、市民一人ひとりが環境に配慮した暮らしを心がけましょう。
- ごみの分別はきちんと行いましょう。
- 野焼きや不法投棄はしないようにしましょう。

関連する個別計画

- 南島原市食品ロス削減推進計画
- 南島原市分別収集計画
- 南島原市一般廃棄物処理基本計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
5	市のごみ排出量	t/年	16,132	13,543
6	不法投棄者の指導割合	%	52.0	50.0
7	不法投棄通報件数	件	50	42

基本柱 2

郷土文化



政策2-1

歴史・文化財を活かしたまちづくり



政策の構成と展開

- 2-1-1：歴史・文化財の保護と保存整備・活用
- 2-1-2：歴史・文化財の活用と普及
- 2-1-3：世界遺産を活用したまちづくりの推進と適切な保全

まちづくり方針

- 受け継がれてきた歴史や文化財を市民とともに適切に保存整備し、活動を担う人材を育成するなど、本市の歴史・文化に愛着と誇りの持てるまちを目指します。
- 本市の重要な文化財を有効に活用し、交流人口の増加等地域の活性化につなげます。
- 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産として世界文化遺産に登録された「原城跡」を活かしたまちづくりを目指します。

政策を取り巻く環境

▶ 市内の歴史・文化財

- 本市にはキリシタン関連遺産をはじめとして特徴的な歴史・文化があり、これらの文化財や歴史資料の散逸や、開発行為によって埋蔵文化財が損なわれることのないよう、適切な保存管理と継承・活用に努め、地域の活性化につなげていく必要があります。
- 地域に根ざした伝統芸能、史跡等の歴史・文化は地域の財産であり、観光・交流資源としての活用はもとより、こうした取組を支える人材の育成や、拠点となる資料館設備の充実と適切な管理運営が求められています。

▶ 世界遺産を活かしたまちづくり

- 世界遺産のあるまちとして、“まちの宝の未来への継承”と“地域の発展”に向けた機運が高まる中で、今後も原城跡をはじめ、その緩衝地帯を中心として市内に分布する関連資産を継承していくために、原城跡近くにガイダンス施設「世界遺産センター」を整備するとともに、関係機関や関係自治体と連携し、官民協働で世界遺産に関わる保存や活用に取り組んでいくこととしています。



第2部 後期基本計画
自然環境
郷土文化
産業経済
健康福祉
人づくり
安全安心
基盤整備
協働行政

市の取り組み（主要施策）

施策 2-1-1 歴史・文化財の保護と保存整備・活用

▶ 「原城跡」・「日野江城跡」の保存・整備

世界文化遺産である「原城跡」及び関連資産「日野江城跡」を後世へ継承するため、史跡の保存管理と整備を行います。

また、国指定史跡「原城跡」、「日野江城跡」については、史跡内の公有化を進め保護管理に努めます。

▶ 市内文化財の保存・整備

市内の貴重な文化財に対しては、開発行為によって埋蔵文化財が損なわれることのないよう周知するとともに指導を行います。

また、特に価値の高い文化財については、指定文化財とするなど、適切な保存管理に努めます。

▶ 天正遣欧少年使節のストーリーを活かしたまちづくり

天正遣欧少年使節に関する調査研究活動を行うとともに、ゆかりのある関係自治体と連携し、天正遣欧少年使節のストーリーを活かしたまちづくりを推進します。

▶ 文化財周辺の環境保全

文化財への理解と市民や来訪者に文化財を身近に感じてもらえるよう、清掃活動や巡視活動を行い文化財周辺の環境保全に努めます。

施策 2-1-2 歴史・文化財の活用と普及

▶ 歴史・文化財の活用・普及の推進

広報紙やホームページ等を活用し、本市の歴史・文化を広く一般に周知するとともに、掲載内容の充実や関係団体と連携した更なる情報発信に努めます。

また、学校・教育機関、一般を対象にした研修会を実施し、文化財についての理解と歴史・文化の継承を担う人材の育成に努めます。

そのほか、資料館の設備や適切な管理運営のもと、企画展や報告会等を行い、資料館への入館者数の増加に取り組みます。

▶ 歴史・文化施設等の環境整備、適正な維持管理

□之津歴史民俗資料館をはじめ本市の歴史・文化施設等については、ウィズコロナ、アフターコロナに対応した展示や施設環境の整備に取り組みます。

また、一部の施設で老朽化などもみられることから、必要に応じて修理や改修を行うなど、適正な管理に努めます。

施策 2-1-3 世界遺産を活用したまちづくりの推進と適切な保全

▶ 世界遺産センターの整備 総合戦略

原城跡の世界遺産としての価値の理解促進と市内の文化資源や観光資源を巡る拠点施設として、物産販売所や観光案内所等の機能を有する世界遺産センターを整備し、地域経済の活性化を図ります。

▶ ガイダンス機能の充実 総合戦略

有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会の指導助言を受けながら、歴史資料調査を実施し、展示等での活用を行います。

また、VR*アプリなどを活用しての情報発信にも努め、本市の魅力を伝えていきます。

※ VR：
バーチャルリアリティ。仮想現実。

▶ 世界遺産市民協働会議活動の充実 総合戦略

土産物開発や史跡保存等、市民協働による世界遺産を活用したまちづくりに関わる様々な事業を展開し、地域経済の活性化や市民の意識醸成を図ります。

▶ 世界遺産の適切な保全と活用 総合戦略

世界遺産の適切な保全活動を行い、周知や啓発を行いながら、市民にその大切な価値を伝えるとともに、重要な観光資源として世界遺産を適切に活用していくため、関連する地域の歴史・文化資源やストーリーを活かしたまちづくりを推進します。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 本市の歴史・文化を学び、関心を持ちましょう。
- 本市の歴史・文化の魅力を発信しましょう。
- 世界遺産を適切に保全しながら賑わいのあるまちづくりに向けて市民一丸となって取り組みましょう。
- 世界遺産を目的に訪れた観光客へ心のこもったおもてなしをしましょう。

関連する個別計画

- 南島原市教育振興基本計画
- 南島原市世界遺産アクションプラン
- 史跡原城跡整備基本計画
- 南島原市フィールドミュージアム基本計画
- 史跡原城跡保存活用計画
- 国指定史跡日野江城跡整備基本構想
- 国指定史跡日野江城跡整備基本計画
- 国指定史跡原城跡、日野江城跡、吉利支丹墓碑保存管理計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
8	史跡原城跡の公有化率	%	69.1	80.0

政策2-2

文化・芸術のまちづくり



政策の構成と展開

2-2-1：文化・芸術の振興

まちづくり
方針

- 市民が様々な文化・芸術に触れ、親しむことのできるまちを目指します。
- 地域の歴史・文化への関心を深め、保護や伝承活動に取り組み、本市の文化・芸術の振興を目指します。

政策を取り巻く環境

▶ 文化・芸術の振興

- 文化・芸術の振興を図るためには、文化・芸術団体の育成と活動を支援するとともに、地域の優れた文化・芸術など本市の魅力を広く国内外へ発信するための、歴史・文化遺産や芸術資産を活用した事業の展開が求められています。
- 本市は、日本を代表する彫刻家である北村西望の故郷であり、日本で最初に銅版画が制作されたまちでもあります。今後も先人の業績を顕彰するとともに、舞台芸術や展覧会など、多様で優れた文化・芸術に触れる機会の拡大に努める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染防止のため、施設利用の制限または一部の事業の中止もありましたが、今後は新しい生活様式のもと、市民ニーズに沿った文化・芸術への鑑賞・参加機会の充実を図り、地域の文化・芸術の向上と豊かな地域づくりの推進に努めていくことが求められています。

▶ 郷土芸能

- 郷土芸能については、「先踊り」、「浮立」、「太鼓」、「棒踊り」などが、各地域の伝承者等により、その伝統を絶やすことがないように守られています。しかし、それぞれの分野で指導者や後継者の減少をはじめ、新型コロナウイルス感染防止のため各種活動の自粛による活動の停滞が懸念されており、今後は新しい生活様式のもと、各地域に伝わる独自の伝統文化や伝統芸能の継承に取り組む環境づくりに努める必要があります。



市の取り組み（主要施策）

施策 2-2-1 文化・芸術の振興

▶ 文化・芸術への鑑賞・創造・参加機会の充実

新しい生活様式のもと、多くの市民が、多様で優れた文化・芸術に触れることができる機会を提供するとともに、文化・芸術活動の振興を図り、地域の文化・芸術の向上と豊かな地域づくりの推進に努めます。

特に、次代を担う子どもたちの創造性を育むため、多くの文化・芸術と触れ合う機会を提供します。

▶ 本市の魅力を高める文化・芸術活動の振興

芸術・文化団体等の育成と活動を支援するとともに、市民自らがより意欲的に文化・芸術活動に取り組む環境づくりに努めます。

また、本市の歴史的文化遺産や芸術資産などを活用した事業を実施し、創造性豊かで潤いと活力に満ちたまちづくりに努めます。

▶ 市民文化・芸術活動の推進 総合戦略

本市の優れた文化・芸術を広く国内外へアピールするため、銅版画「セビリアの聖母」や北村西望、古野兄弟の功績等、歴史的文化遺産や芸術資産などを活用した事業を実施するとともに、地域交流活動拠点施設「アートビレッジ・シラキノ」で、市民と文化・芸術をつなぐ、地域づくり・人づくりに努めます。

▶ 伝統文化・伝統芸能の保存と継承

歴史的・文化的に価値ある伝統文化や伝統芸能を正しく後世に伝えるとともに、市民がふるさとの歴史や文化に誇りと愛着が持てるよう、郷土の文化・芸能を学ぶ機会に加え、動画等を活用したPR活動等の取組を進めます。

また、各地域に伝わる独自の伝統文化や伝統芸能の継承と発展を図るため、後継者の育成や郷土芸能保存継承団体への支援を行います。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- ふるさとの歴史や文化に触れ興味を持ち、文化・芸術のイベントや活動に積極的に参加しましょう。
- 地域への誇りや愛着を深め、地域の伝統文化伝承活動に取り組み、伝統文化や伝統芸能を後世に伝えましょう。

関連する個別計画

- 南島原市教育振興基本計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
9	文化協会会員数	人	1,894	2,000
10	舞台芸術イベントの参加率（1公演あたり）	%	47.0	90.0
11	子ども芸術鑑賞イベントの参加率（1公演あたり）	%	0.0 (R元年度100%)	90.0
12	郷土芸能保存会団体数	団体数	13	15
13	セミナリヨ版画展の応募作品数	点	9,362	10,000



政策2-3

地域おこしの推進



政策の構成と展開

2-3-1：市民交流・地域コミュニティの活性化

2-3-2：定住促進と田舎暮らしの推進

2-3-3：出会い・結婚の支援

まちづくり
方針

- 集落支援員制度の活用などの地域の課題解決に向けた取組を支援することにより、地域コミュニティの活性化や市民交流の推進を図ります。
- 働く場の創出や住環境・子育て環境の充実により若者の定着を図るほか、Uターン者や移住希望者に対する各種支援による本市への移住・定住の促進や、結婚や出産に結びつく出会いの場を創出します。

政策を取り巻く環境

▶ 市民交流・地域コミュニティ

- 少子・高齢化に伴う過疎化の一層の進展により、一部の地域では集落機能の維持やコミュニティ活動等に支障をきたしている状況が見受けられます。
- 本市では、地域の活性化や市内外との交流につながる様々な取組を推進しており、地域づくりを支える団体・人材の育成に引き続き取り組む必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度（2020）は市内の全てのイベントが中止となりました。現在は例年より規模縮小などの制限はあるものの、徐々にイベントが再開されており、今後はウィズコロナ、アフターコロナを見据えた受入体制の構築やオンラインを活用したイベントや交流事業の検討が必要です。

▶ 定住・移住促進、出会い・結婚への支援

- 本市では、毎年、転出数が転入数を上回っており、近年は社会減が300～400人程度で推移しています。そのため、市内で働く場を生み出し、若年層を中心とした人口流出に歯止めをかけるとともに、Uターンの促進に取り組む必要があります。
- 定住促進と田舎暮らしの推進にあたっては、市の知名度向上やファミリー層からアクティブシニア層までの幅広い世代のUターン（移住）を促進するため、移住希望者に対する効果的な情報発信をはじめ、お試し住宅や空き家等を活用した魅力的な田舎暮らしの環境の創出、快適で安心して暮らせる居住環境の確保など、定住人口の増加につながるきめ細かな支援等が求められます。
- 結婚や出産、子育てに対する価値観の多様化に伴い、市民意識の変化を的確に捉えたうえで、市内で若者の出会いや結婚の希望をかなえる支援が求められています。

市の取り組み（主要施策）

施策 2-3-1 市民交流・地域コミュニティの活性化

▶ 市民交流の推進 総合戦略

本市の魅力ある歴史、伝統、文化を活かしたイベントや交流事業を通じて、市民間の交流機会の創出や相互理解を深める取組を推進します。

また、世代や地域の枠を越えた市民の自発的な取組やウィズコロナ、アフターコロナを見据えた受入体制の構築、オンラインを活用したイベントや交流事業の検討を行い、地域間・市内外の交流人口を増やし地域活性化へとつなげます。

▶ 地域コミュニティの活性化 総合戦略

人口減少や高齢化に伴う地域の担い手の負担を軽減するため、特色ある地域づくりや地域が自ら課題を解決する機運を醸成するとともに、地域を支える人材や団体等を育成し、多世代交流による支え合いの体制構築を図ることで、地域コミュニティの再生・強化に取り組みます。

また、地域間の連携・コミュニティ活動のために必要な備品整備を支援することで、地域文化や活力ある地域づくりを推進します。

▶ 集落支援員の活用 総合戦略

集落支援員制度^{*}を活用し、地域の課題解決、地域活性化につながる取組を推進します。

※集落支援員制度：

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を地方自治体が委嘱し、集落への目配りとして集落の巡回や状況把握などを行います。

施策 2-3-2 定住促進と田舎暮らしの推進

▶ 移住・定住支援 総合戦略

ながさき移住サポートセンターなどの関係機関と連携し、移住希望者に効果的な情報発信やニーズに沿った丁寧な相談対応を行うとともに、継続して居住する意思を持った移住者に対して補助金を交付するなど、本市に長く安心して生活することができるよう総合的に支援します。

▶ 南島原市での暮らしに関する情報や体験機会の創出 総合戦略

住まい探しや先輩移住者への訪問の拠点としての「お試し住宅」や「お試し民泊体験」を提供し、本市での暮らしを体感した上での移住を促進します。

▶ 空き家や空き地、空きアパートの有効活用 総合戦略

管理が良好な空き家については、空き家バンクへの登録を推進し、空き家等の有効活用を図ります。また、住宅改修を実施して移住者に貸すことで、定住と空き家利活用を進めます。

▶ 関係人口の創出・拡大 総合戦略

地域と多様に関わる「関係人口」の創出拡大に努め、空き家や空き施設をリモートワークや宿泊、交流スペースを併設した施設として活用するための取組を進めます。

▶ 地域おこし協力隊の活用 総合戦略

人口減少に伴う担い手不足を補うために、地域おこし協力隊として雇用し、本市への定住・定着を図ります。

また、まちづくりのリーダーとしての役割を担うことができる人材として育成します。

施策 2-3-3 出会い・結婚の支援

▶ 出会い・結婚の環境づくり 総合戦略

「南島原結婚サポートセンター」をはじめ関係機関や団体等と連携し、一体的な結婚支援事業の推進や結婚しやすい環境を図るなど、若者の出会いや結婚を応援します。

▶ 出会いの場の支援 総合戦略

長崎県や南島原結婚サポートセンターと連携を図り、婚活イベントや研修会を開催します。また、長崎県婚活サポートセンターのお見合いシステムや企業間交流事業の登録数を増やすための取組を実施します。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 各地区の歴史・文化・伝統について再確認しましょう。
- 地域の行事やイベントに積極的に参加しましょう。
- 移住に関心のある方へ本市の魅力を発信し、本市への移住を呼びかけてみましょう。
- 移住者が地域に溶け込みやすい環境づくりを心がけましょう。
- 縁結び隊やお見合いシステムサポーターなどと連携し婚活をしている人を支援しましょう。
- 職場や地域ぐるみで結婚、子育ての不安や悩みの解消に取り組みましょう。

関連する個別計画

- —

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
14	市民イベントへの来訪者数	人/年	7,650	98,000
15	コミュニティ活動支援団体数	団体/年	1	1
16	移住者数	人/年	78	70
17	婚姻数	件	90	90
18	お見合いシステム新規登録者数	人	11	10

基本柱 3

産業経済



政策3-1

農林業の振興



政策の構成と展開

- 3-1-1：生産基盤の整備〈農林業〉
- 3-1-2：経営基盤の強化〈農林業〉
- 3-1-3：有害鳥獣対策の強化
- 3-1-4：販路拡大とブランド化の推進
- 3-1-5：環境にやさしい農林業の振興

まちづくり方針

- 地域や農業従事者等と連携を図りながら、農業生産基盤の維持管理と必要な整備を進め、農作物の生産性の向上を目指します。
- 農業を担う者の育成や耕作放棄地の解消に取り組むとともに、スマート農業や省力化機械の導入等による経営の効率化と生産基盤の強化を推進し、農業経営の安定と所得の向上につなげます。
- 地域ぐるみで、農作物や人への被害防止、防護・棲み分け・捕獲の3対策に取り組む、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりを目指します。
- 市内外で本市の農産物や農産加工品が選ばれるよう、6次産業化*による付加価値の向上やブランド化を推進し、販路や地産地消の拡大を目指します。
- 本市の自然環境を守りながら、消費者に安全な農産物等を供給する環境にやさしい農林畜産業を目指します。

※6次産業化：

農業や水産業などの第1次産業が、生産だけにとどまらず、それを原材料とした食品加工・流通販売や地域資源を活かしたサービスなど、第2次産業や第3次産業にまで展開・連携する経営形態に取り組むことを指します。

政策を取り巻く環境

▶ 農業生産基盤

- 農地や農業用排水施設等の農業生産基盤については、今後も計画的な維持管理と、安定的な農産物等の供給に向けた基盤の強化が求められています。
- 農道と林道については耕作放棄地の増加抑制と作業効率向上を図るため、必要性や重要性の高い農道の整備と適正な維持管理が必要です。

▶ 農業経営基盤

- 農業は本市の基幹産業として、中山間地域などの生産条件の不利な地形を有するものの、野菜、果樹、葉たばこ、酪農、肉用牛などを組み合わせた多様な経営を展開しています。
- 本市では農業従事者の高齢化や減少に伴い就農人口の減少や労働力不足が深刻になりつつあり、今後は農業を担う者の確保、育成が求められています。

第2部 後期基本計画

自然環境

郷土文化

産業経済

健康福祉

人づくり

安全安心

基盤整備

協働行政

- 農地については今後も耕作放棄地の拡大が懸念されることから、耕作放棄地の解消に向けて、意欲ある農業者への農地集積・集約化を図るなど、農業経営基盤の強化につながる有効活用が引き続き必要とされています。

▶ 有害鳥獣対策

- イノシシやカラス等の有害鳥獣による農作物被害の拡大は、農業従事者の暮らしに影響を及ぼします。近年は捕獲頭数の減少がみられるものの、引き続き地域で主体的に被害防止対策に取り組むことができるよう、被害防止効果の高い対策の推進など、総合的な取組が必要となっています。

▶ 環境にやさしい農業

- 本市の農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業の取組の促進と、農業が本来有する「自然循環機能」の発揮を増進するため、有機農業や特別栽培の取組等を支援し、安全安心な食の生産、供給体制づくりを目指しています。
- 本市では、令和3年（2021）3月現在、19戸の農家が有機 JAS^{*}の認定を受け、有機農業に取り組んでいます。有機農業に取り組む農家数は伸び悩んでいる状況であり、市内の農業者組織や農業者が有機農業に取り組みやすい環境づくりが必要とされています。

※有機 JAS：

JAS 法（日本農林規格等に関する法律）に基づいた生産方法に関する規格であり、農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないことを基本として自然界の力で生産された食品を表しています。農産物、加工食品、飼料、畜産物及び藻類に付けられています。

市の取り組み（主要施策）

施策 3-1-1 生産基盤の整備〈農林業〉

▶ 生産基盤の整備 総合戦略

農地の区画整理や農業用排水施設、農業用ため池等の整備、また、農業者が自主的に行う事業について、県営事業や市単独事業により支援し、農業生産施設の整備を推進します。

土地改良区における運営の効率化や農業用水利施設の適切な維持管理及び更新事業が円滑に行えるよう支援していきます。

また、これからの農地の基盤整備事業の新規地区については、事業採択に向け関係機関や土地改良区と共同で進めていきます。

▶ 農道・林道の維持・管理 総合戦略

農道の新設・改良や維持補修については、必要性、重要性を十分に考慮して整備を進めるほか、小規模な農道整備は市の補助金制度等により、整備を促進します。

林道については、森林の適正な整備・保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するため、地域と連携して通行の安全確保のため適切な維持管理に努めます。

施策 3-1-2 経営基盤の強化〈農林業〉

▶ 経営基盤の強化 総合戦略

新技術を活用したスマート農業や新規作物導入の推進、省力化機械・設備等の拡充を支援することで、効率的で収益性の高い農業の実現を目指します。

また、関係機関や各種団体と連携し、地域農業の維持と発展に向けた地域計画等の策定支援を行い、経営基盤の強化を図ります。

畜産については、増頭、コスト低減、生産性向上や家畜防疫対策の強化を図ります。

▶ 後継者の確保と人材育成 総合戦略

南島原市担い手育成総合支援協議会を中心に、後継者の確保と人材育成のための支援プログラムの作成、交流活動、情報発信等、総合的な支援施策に取り組みます。

また、UIターン者や新規参入者等への就農相談会の実施や結婚対策、女性農業者の育成、トレーニングファーム事業など、就農を志す多様な人材の確保・育成を図ります。

▶ 農地の有効利用の推進及び耕作放棄地の解消 総合戦略

農地の有効利用の推進に向け、農業委員会、振興局及びJA等各種団体と連携し、地域の担い手等への農地の集積・集約化を進めます。

また、農業委員会の行う利用状況調査・利用意向調査により荒廃農地の今後の活用意向を把握するとともに、農地中間管理事業等を活用し耕作放棄地の解消を図ります。

施策 3-1-3 有害鳥獣対策の強化

▶ 有害鳥獣対策の強化

被害防止を図るため、地域や猟友会と連携し、捕獲体制の強化や狩猟免許の取得推進に取り組みます。

また、防護柵の設置や猟友会が行う捕獲活動に必要な経費等を助成し、農業の生産意欲の低下防止と経営の安定化を支援します。

施策 3-1-4 販路拡大とブランド化の推進

▶ 販路拡大の推進 総合戦略

県外のバイヤー等を招聘した商談会の開催や、県外で開催される物産展や商談会への参加支援を行うことで、新たな販路の拡大を図ります。

また、長崎県農食連携ネットワークと連携し、異業種とのマッチング等を推進しながら、あらゆる機会を通じPRを行い、販路拡大を目指します。

▶ ブランド化・6次産業化の推進 総合戦略

6次産業化に興味がある農業者等に対し6次産業化プランナーを派遣するなど、個別に相談できる体制を整えるとともに、加工・流通・販売を行う新たな取組に必要な機械、施設等の導入を支援することで、ブランド化、6次産業化を推進します。

▶ 地産地消の推進 総合戦略

収穫体験や各種イベント等で生産者と消費者の信頼関係を構築する機会をさらに増やし、多くの市民や事業所、教育現場における地産地消を推進します。

施策 3-1-5 環境にやさしい農林業の振興

▶ 環境保全型農業の推進

本市の財産である自然環境を将来にわたって保護していくため、環境保全型農業の推進や地域共同の環境保全活動の普及に努めます。

また、有機 JAS 認証の取得推進にも取り組みます。

▶ 廃棄物の適正処理

環境保全のため、関係機関、団体等と協力し、農業用廃プラスチック等の適正処理を推進します。畜産排せつ物についても、県と連携し指導・助言を行いながら適切処理に努めます。

▶ 農村環境の保全

地域住民による農用地、農業用施設などの地域資源や、農村環境の適切な保全管理活動に伴う経済的負担、作業負担の軽減を図り、農村環境を次世代に引き継ぐ活動が継続できるよう支援します。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 農業生産基盤を活用し、農作業の効率化及び生産性の向上に努めましょう。
- 本市の農産物に関心を持ち、地産地消を心がけましょう。
- 基幹産業である農業の維持・振興に向けて、後継者や担う者の育成に協力しましょう。
- 関係機関は市の取組や事業者と連携し、農業の振興に取り組みましょう。
- 有害鳥獣に関する情報を共有するなど、各地域で被害の軽減に取り組みましょう。
- 農産物等の付加価値化による6次産業化、販売の増加を目指しましょう。
- 環境保全の重要性を認識し、自然環境に配慮した農業経営に取り組みましょう。
- 環境保全型農業や家畜排せつ物の適切処理等を通じて、安全で良質な農産品等の生産に取り組みましょう。
- 農村環境を守っていくために農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に地域で取り組みましょう。

関連する個別計画

- 南島原市農業振興基本計画
- 南島原市農業振興地域整備計画
- 南島原市農村環境計画
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- 南島原市鳥獣被害防止計画
- 南島原市地産地消促進計画
- 南島原市有機農業推進計画



数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
19	ほ場整備率	%	25.8	26.6
20	認定農道**数	本/年	127	130
21	適切な維持管理を行う林道	本/年	12	12
22	新規就農者数	人/年	42	26
23	認定農業者数(累計)	人	925	950
24	耕作放棄地の解消	ha/年	19	43
25	農業を担う者への農地の利用集積・集約化	ha/年	48	147
26	有害鳥獣による農作物被害額	千円/年	5,763	4,036
27	農産物ブランド化推進事業件数	件/年	2	2
28	地産地消推進イベント実施回数	件/年	1	2
29	有機 JAS 登録認定農家数	人/年	19	24
30	農業用廃プラスチック処理量	t/年	1,508	1,688
31	多面的機能支払交付金に取り組む団体	団体/年	16	12

※認定農道：

市が管理する道路のうち土地改良法に基づく土地改良事業等により造成された農道で、道路法（第7条第1項または第8条第1項）により県または市道として認定された道路以外のものです。



政策3-2

水産業の振興



政策の構成と展開

- 3-2-1：生産基盤の整備〈水産業〉
- 3-2-2：経営基盤の強化〈水産業〉
- 3-2-3：つくり育てる漁業の推進

まちづくり
方針

- 漁業における生産基盤である漁港施設と漁場環境の維持・向上を図り、漁業活動時の安全確保と作業の効率化を目指します。
- 水産物や加工品のブランド化の推進、産業間での連携を図りながら販路の拡大を図るとともに、担い手の育成に取り組み、漁業経営の安定と所得の向上を目指します。
- 持続可能な漁業に向けて「つくり育てる」新たな漁業スタイルの確立を目指します。

政策を取り巻く環境

▶ 水産業の振興

- 漁業活動時の安全確保と作業の効率化を図るため、漁業経営の拠点となる漁港施設の整備や長寿命化を順次進めており、今後も取り組む必要があります。また、漁業資源の減少に歯止めがかからないため、水揚量の回復と漁場の改善に向けた栽培漁業の意識向上や産卵環境の整備等の漁場環境の改善に引き続き取り組む必要があります。
- 本市の水産業では、漁獲量の落ち込みや不景気等による魚価の低迷、漁業資材等の高騰により、漁業経営は非常に厳しい状況にあります。加えて後継者不足や漁業従事者の高齢化が進み、漁業者数は年々減少傾向にあることから、次代の水産業を担う漁業後継者等の確保・育成に取り組む必要があります。
- 経営基盤の強化を図るため、水産施設の整備・拡充や水産物の販路拡大・ブランド化による知名度向上等に取り組む必要があります。
- これまでの天然資源依存型の漁業から栽培漁業・資源管理型の「つくり育てる」漁業を推進するため、ワカメ・ヒジキの養殖のほか、長崎県総合水産試験場、県南水産普及指導センターからの指導支援を受けながら、地球温暖化に伴う海水温の上昇に対応する高水温でも育成できる種苗の開発などに取り組んでおり、今後は養殖事業の拡大に向けて新たな養殖（蓄養）の開拓に取り組む必要があります。

市の取り組み（主要施策）

施策 3-2-1 生産基盤の整備〈水産業〉

▶ 良好な漁場づくり 総合戦略

漁港施設及び海岸施設の整備と長寿命化を推進するとともに、海底耕耘の実施や藻場・干潟の保全活動を行い、漁場環境の改善、魚礁の設置など良好な漁場づくりに努めます。

また、水産資源の回復を図るため、人工産卵施設の整備や種苗放流などの産卵支援等を行います。

▶ 安全・快適な漁村づくり

地域に適応した集落道等の整備をはじめ、FRP^{*}漁船や漁具等の適正な廃棄物処理、漂着物の撤去、プレジャーボート対策等を推進することで、より安全で快適な漁村づくりを目指します。

※ FRP：

Fiber Reinforced Plastics の略で、Fiber = 繊維、Reinforced = 強化された、Plastics = プラスチックのことです。繊維と樹脂を用いてプラスチックを補強することによって、強度を著しく向上し、宇宙・航空産業をはじめバイク、自動車、鉄道、建設産業、医療分野等さまざまな分野で用いられています。

施策 3-2-2 経営基盤の強化〈水産業〉

▶ 経営基盤の安定化 総合戦略

漁業協同組合等が行う施設や機器等の整備への支援を行うとともに、関係団体と連携して、近年の漁獲量の減少等の課題改善に取り組むほか、漁船漁業、養殖漁業等への新規参入や規模拡大を支援し、所得向上による漁業経営の安定化を図ります。

▶ 後継者の確保と人材育成 総合戦略

次代の水産業を担う漁業後継者を確保・育成するための漁業研修や技術習得などを支援するとともに、市漁業担い手確保推進協議会を活用した受け皿づくりに努めます。

また、漁業者等が学校等と連携して行う交流活動を支援し、子どもたちへの水産業への理解と普及促進に努めます。

▶ 水産物の付加価値向上・ブランド化の推進 総合戦略

「おいしい南島原ブランド認定品」等、既存ブランドのさらなる知名度向上を目指すとともに、新たな水産資源のブランド化や水産加工品の研究開発、鮮度保持対策などの支援により、水産物の付加価値向上・ブランド化を推進します。

▶ 販路拡大の推進 総合戦略

漁業協同組合等と連携し、PR 活動やイベントの強化や観光産業との連携による知名度の向上に努めるとともに、加工品の開発やインターネット等を活用した新たな販路の開拓や拡大を図ります。

施策 3-2-3 つくり育てる漁業の推進

▶ つくり育てる漁業の推進 総合戦略

県と連携しながら漁業協同組合等が実施する養殖施設の整備、養殖場の拡充、新たな養殖種の導入や養殖技術の開発などに向けた取組を支援します。

また、新規養殖事業のための実証実験に取り組みます。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 漂着物の撤去等、海の環境保全に協力しましょう。
- 市内の水産物に関心を持ち、後継者や担い手の育成に地域が一体となったサポート体制をつくりましょう。
- 安全安心な魚介類の提供や新たな加工品（ブランド化）に向けて、漁業者間で連携して取り組みましょう。
- 市内に水揚げされる水産物に関心を持ち、消費を心がけましょう。
- 漁場環境が荒廃しないよう、沿岸域の漁場の環境保全に努めましょう。

関連する個別計画

- 漁港漁場整備長期計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
32	藻場・干潟の保全活動組織への参加者	人/年	770	770
33	加工（ブランド）品の製作数量（累計）	品	0	5
34	中核的担い手認定者数（累計）	人	2	5
35	増殖対象魚（イカ・タコ）の陸揚量	t/年	115	120
36	海藻類の養殖縄本数	本	2,063	2,170
37	漁獲量	t/年	1,541	1,500
38	漁業所得向上率（R3を100とした比率）	%	100	114

政策3-3

商工業の振興



政策の構成と展開

3-3-1：経営基盤の強化〈商工業〉

まちづくり
方針

- 身近な商業環境や品揃えによる商業の魅力アップとともに、伝統的な手延そうめん産業の振興や新たな産業の創出を図り、地域経済の活性化を目指します。
- 電子地域通貨「MINA コイン」を活用し、市内での消費活動と地域経済の活性化を図るとともに、買い物以外の付加価値を高め、利便性を促進します。

政策を取り巻く環境

▶ 魅力ある商業形成

- 本市の商業については、家族のみあるいは1～3名の従業員によって経営されている小規模店が大部分であり、生活圏の広域化や消費者ニーズの多様化等に伴い購買力が他地域へ流出するなど、商業の衰退が懸念されています。今後は、超高齢社会に対応した買い物弱者支援等の地域課題を解決する民間事業者への支援など、地域に密着した商業環境の形成に向けた取組が求められています。

▶ そうめん産業の振興

- 「島原手延そうめん」は、約400年の歴史があり、全国でもトップクラスの生産量を誇ります。一方で全国的に消費者の認知度が低いことや、高齢化や後継者不足に伴う生産者の減少、設備の老朽化等の課題を抱えています。産地存続と活性化を図るため、認証制度の活用推進と市内外に向けたPRによる「島原手延そうめん」の認知度と購買意欲の向上をはじめ、生産性の向上や衛生管理体制の構築を図るための支援などが求められています。

▶ 電子商取引による地域経済の活性化

- 本市では、令和3年（2021）2月より市内の事業所でのみ利用できる電子地域通貨「MINA コイン」がスタートしました。市内事業所での買い物機会の増加による資金の市内循環を促し、地域経済の活性化を目指しています。

市の取り組み（主要施策）

施策 3-3-1 経営基盤の強化〈商工業〉

▶ 販売強化と地産地消の推進 総合戦略

魅力ある商品づくりに取り組む事業者を支援し、地元産品の魅力向上と販路拡大を進めます。
県内の関係機関（長崎県物産振興協会や JETRO 長崎など）と協力し、国内外への輸出・販路拡大を図ります。
地産地消と地元産品の認知度向上を図るため、地元食材を推奨する物産イベントの開催や学校給食での利用を促し、直売所における販売促進にも努めます。

▶ 新商品開発・ブランド化の推進 総合戦略

地域資源を活用した新商品開発等への支援や、地元産品の付加価値を高める「おいしい南島原」ブランド商品の認定を行い、ブランド認定商品を基軸に、市内外への情報発信や販売促進支援に取り組みます。
生産と加工・販売を一体的に実施する6次産業化について、加工・販売施設等の整備や販路拡大など事業拡大への取組を支援し、地元の農林水産物の付加価値を高めます。
また、生産・加工・販売をそれぞれでマッチングさせる異業種間連携を支援します。

▶ そうめん産業の活性化 総合戦略

生産者が行う省力化や生産量の向上につながる機械等の導入支援を行うとともに、後継者の確保、育成に取り組みます。
また、各種イベントやメディア等の活用による島原手延そうめんの PR 強化に努めるほか、高付加価値商品の開発など競争力の強化を図ります。

▶ 後継者の確保と人材育成 総合戦略

円滑な事業承継を行うため、生産設備等の導入など経営基盤の強化を行う事業者を支援します。
南島原市商工会・長崎県商工会連合会など関係機関と連携して市内事業所に対する事業承継セミナー開催等の支援を行い、後継者確保に取り組みます。
事業承継にかかる相談は、専門機関である長崎県事業承継・引き継ぎ支援センターと連携し、事業引き継ぎの専門家が、課題解決に向けた助言や情報提供、マッチング支援等を実施します。

▶ 住宅・店舗・旅館等のリフォーム 総合戦略

住宅・店舗・旅館等のリフォーム資金補助制度により、市民の住環境の向上と地域経済の活性化を図ります。

▶ 創業・起業促進と生産性向上への支援 総合戦略

商工会と連携し、空き店舗等の地域資源を活用した創業・起業者の支援に取り組むとともに、買い物弱者対策などの地域課題の解決や地域貢献等に向けた事業者の取組を支援します。
また、生産性向上のための新技術導入や施設整備等に対する支援に取り組みます。

▶ 電子地域通貨 MINA コインの活用 総合戦略

市外への資金の流出を防ぎ、市内での消費拡大を図るため、MINA コイン事業を推進します。市、銀行、商工会、ミナサポ、加盟店と連携を図り、協同で推進する運営体制を確立させます。

また、買い物以外の付加価値（情報発信機能や健康事業など）を付けることで、利用者の利便性を向上させます。

利用者の拡大については、高齢者に対するサポートを行うこと、市外のユーザー獲得に向けては、近隣市町への周知活動や観光客にも利用ができるようにチャージ方法の改善や観光向けの特典なども検討します。

わたしたちができること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 地元の商品を地元店で買いましょう。
- MINA コインを利用しましょう。
- 消費者を意識した商品開発に取り組みましょう。
- 日ごろからそうめんを食べる習慣をつくりましょう。

関連する個別計画

- 南島原市商工振興計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
39	ブランド認定商品数（累計）	品	193	350
40	創業促進補助金利用件数	件 / 年	3	5
41	そうめん出荷額	億円 / 年	57	65



政策3-4

観光の振興



政策の構成と展開

- 3-4-1: プロモーションの強化
- 3-4-2: 観光プログラムの整備
- 3-4-3: 受入体制の充実

まちづくり
方針

- 本市の豊かな観光資源の魅力を発信し続けることで、国内外から選ばれる観光地として多くの観光客が訪れるまちを目指します。
- 周辺地域と連携を図りながら、豊かな自然、歴史等の観光資源の掘り起こし、磨き上げを行い、様々な観光素材を絡めた周遊、観光メニューやプログラムの整備を目指します。
- 国内外から多くの観光客を受け入れられる体制や人材を育成し、来訪者が満足できるおもてなしが充実したまちを目指します。

政策を取り巻く環境

▶ シティプロモーション*・観光プログラムの整備

- 本市では、平成26年度（2014）からテレビやラジオなど各種メディアを活用した南島原市シティプロモーション事業に取り組み、本市の魅力を市内外に伝えながら、知名度の向上を図っています。今後も話題性があり、訪れたいと思われる情報発信に努めていく必要があります。
- 近年は新型コロナウイルス感染症の影響により観光需要は大きく落ち込み、観光イベント等の中止を余儀なくされるなど、厳しい状況におかれています。今後は豊富な自然体験メニューと歴史、異文化体験等を組み合わせ、様々なニーズに応じた観光コースを確立するほか、観光施設や景観スポット等の計画的な整備とプロモーション活動に取り組みつつ、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた誘客の強化が求められています。

※シティプロモーション：

市民の地域への愛着度の形成とともに、地域の活性化や知名度の向上のために、特産品をメディアでアピールするなど、地域の魅力を掘り起こし、地域イメージをブランド化し、世間に広め、購買や来訪、交流を喚起するための活動。

▶ 観光客の受入体制

- 宿泊施設が少ない本市における観光客の受け入れにあたっては、「南島原ひまわり観光協会」を中心として、豊かな地域資源を活かした農林漁業体験民泊の取組を行っています。新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年度（2021）は民泊の受け入れを中止しましたが、引き続き民泊家庭の確保に取り組む必要があります。

- 島原半島や天草地域の行政、観光協会、観光関係団体が一体となり、世界遺産をはじめとした観光資産を活かした広域的な観光ルートを構築し、観光客の受け入れ態勢の整備を行っていく必要があります。また、来訪者の安心・安全や利便性向上のため、市内の観光施設等の適切な管理のほか、島原鉄道跡地の自転車道を活用した利用環境の整備が必要となっています。

市の取り組み（主要施策）

施策 3-4-1 プロモーションの強化

▶ 国内外へのプロモーションの強化 総合戦略

テレビ番組の制作やアニメを活用した事業に取り組み、さらなる知名度向上に努めます。

また、国内外の誘客イベント等に積極的に参加し、観光協会等の各種団体と連携しながら本市の情報を発信します。

施策 3-4-2 観光プログラムの整備

▶ 世界遺産の情報発信と施設の利便性の向上 総合戦略

原城跡を中心としたモニターツアーなど、情報発信に努めます。また、来訪者に安全に安心して見学していただけるよう、二ノ丸付近に便益施設（案内所、トイレ、体の不自由な方の駐車場など）を設置するとともに、史跡全域において園路や解説表示の整備を行い利便性の向上に努めます。

▶ 自然環境を活かした観光メニューの整備 総合戦略

九州オルレ南島原コースの利用者の増加と知名度向上を図るため、他コースとの連携や海外のウォーキング協会との連携した取組やオルレイイベントを開催します。

また、更なる交流人口の拡大を図るため、地域の自然環境を活かした本市独自のアドベンチャーツーリズム^{*}の情報発信や誘客に関係機関と連携して取り組むとともに、多目的運動広場を活用したスポーツ合宿の誘致を推進します。

※アドベンチャーツーリズム：
アクティビティ、自然、異文化体験3つの要素のうち、2つ以上で構成される旅行のこと。



▶ 広域連携による誘客促進 総合戦略

隣接する島原市や雲仙市、対岸の天草市と連携し、都市部（福岡等）からのモニターツアーやイベント出展による特産物や観光資源等のPRに努め、本市への誘客を図ります。

施策 3-4-3 受入体制の充実

▶ 観光ガイドの育成と確保 総合戦略

本市の歴史や自然環境を伝えるガイドのスキルアップに努めるとともに、ふるさと発見塾の開催により、新規ガイドの確保に努めます。

また、市内全域を案内できるスルーガイドの養成講座や先進地視察などに取り組みます。

▶ 農林漁業体験民泊の受入体制の充実 総合戦略

民泊受入事業者の軒数を確保するため、引き続き各種研修会の開催に努めるとともに、安全・安心な受入体制を確保するため、受入事業者への改修支援に取り組みます。

また、修学旅行での活用に加え、企業における社員研修や福利厚生等での民泊活用など、一般客の利用増加を図るため、PR活動を強化します。

▶ 海外からの誘客強化 総合戦略

海外からの誘客強化を図るため、関係機関と連携し、現地セールスや市場調査、モニターツアー等に取り組みます。

さらに、海外向けパンフレット等を作成することで、受入体制を強化します。

▶ 南島原ひまわり観光協会への支援強化 総合戦略

本市の観光全般の振興を図る推進団体である「南島原ひまわり観光協会」の事業を継続的に展開するため、これまでに引き続きその運営を支援するとともに、お土産品開発や観光情報発信に協働して取り組みます。

▶ 受入環境の整備 総合戦略

観光客が気軽に訪れ、本市の美しい自然環境や文化財等の地域資源の魅力を体感できるよう、市内全域に点在する公園やトイレ施設、観光施設の維持管理に取り組むほか、既存施設の修繕や改修等に取り組みます。

また、島原鉄道跡地の自転車道への整備を足掛かりとした地域社会への自転車の普及と地域の魅力向上、活性化を図るため、自転車に関するイベントの開催支援を行うとともに、幅広い年齢層が利用できるようレンタサイクルや休憩施設等、利用環境の整備に取り組みます。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 地域の魅力を発掘し、本市の魅力を発信していきましょう。
- 自然や歴史、食等、本市の魅力を理解し、愛着を持ちましょう。
- 関係自治体の方々と協力して、地域の観光資源発掘や活用に向けた魅力づくりに取り組みましょう。
- 市民一人ひとりがおもてなしの心で観光客へあいさつや道案内、地域の魅力を伝えましょう。

関連する個別計画

- 南島原市観光地づくり実施計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
42	観光客数	千人/年	472	1,300
43	観光消費額	億円/年	23	73
44	外国人観光客数(宿泊者数)	人/年	32	900
45	九州オルレ南島原コース踏破者数	人/年	1,021	2,400
46	スルーガイド数(累計)	人	29	40
47	民泊受入軒数(累計)	軒	154	200
48	民泊利用者数	人/年	10	5,000



政策3-5

雇用の拡大



政策の構成と展開

3-5-1：企業立地の促進と就業支援

まちづくり方針

- 市民をはじめ、若年層やUIターン希望者の定住につながる雇用創出に向け、就業支援をはじめ、雇用の受け皿となる企業の誘致、既存企業や地場産業における雇用環境の充実を目指します。
- 新しい働き方の定着につながる環境を整備し、本市への人の流れの加速につながる取組を推進します。

政策を取り巻く環境

▶ 雇用環境

- 雇用機会の確保にあたって、地場産業の活性化や新たな産業の誘致に取り組み、若者が魅力を感じ安心して働ける労働環境を創出することで、本市の持続的な発展を目指しています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、今後は既存産業の活性化による雇用創出を基本としながら、リモートワークやテレワーク、ワーケーション*など、新たな働き方に対応する雇用環境の整備をはじめ、企業のサテライトオフィス*の誘致、起業・創業に対する支援など、若者にとって魅力あるまちづくり、若者が定着・定住をしたいと思えるまちづくりに向けた取組が求められています。

※ワーケーション：

work（仕事）とvacation（休暇）を組み合わせた造語で、通常の職場以外のデジタル環境が整った地方の観光地等で、テレワーク等により働きながら休暇も楽しむこと。

※サテライトオフィス：

企業本社や、官公庁・団体の本庁舎・本部から離れたところに設置されたオフィスのこと。



市の取り組み（主要施策）

施策 3-5-1 企業立地の促進と就業支援

▶ 企業誘致の強化 総合戦略

物流の部分で地理的不便さはあるものの、都市部と比較して地価が安価であることや市の各種支援策をうまく活かした企業誘致に努めます。

また、自然豊かな環境や県内有数の農産地帯であることなど本市の強みを活かした誘致活動を行い、企業訪問活動や展示会等でのPR活動を強化します。

既に誘致した企業や地場企業については、各企業の業務拡張に向けた取組を支援し、雇用環境の充実を図ります。

長崎港埋立地に広大な産業用地を確保しているため、長崎県産業振興財団など関連団体と連携して、立地に適した誘致先の検討を行うほか、各種支援制度の上乗せも検討し、企業誘致、雇用確保に努めます。

廃校舎など遊休公有財産を有効活用し、テレワークの推進によるサテライトオフィスの活用など誘致の強化に努めます。

▶ 就業支援 総合戦略

半島内高校生に対する地元企業のガイドブックの作成や、半島内地元企業の合同説明会の開催、合同企業面談会による企業と求職者のマッチング等、高校生の地元企業への就業を支援します。

また、市外進学者の地元企業への就職を増加させるため、企業情報ガイダンスに加え、インターンシップ制度など職場体験等を通じた雇用の機会を創出します。

▶ 労働力不足・省力化支援 総合戦略

労働力確保のため、外国人労働力の受入体制の検討や先端設備の導入、IoTの活用など労働生産性の向上・省力化に向けた支援を行います。

わたしたちができること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 市内にある事業所に関心のある方を紹介してみましょう。
- 学生の方は市内の企業への就業も検討してみましょう。

関連する個別計画

- 南島原市商工振興計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
49	サテライトオフィス企業誘致数（累計）	件	0	4
50	企業数	社	1,850	1,786

基本柱 4

健康福祉



政策 4-1

健康づくりの推進



政策の構成と展開

- 4-1-1：市民の健康増進
- 4-1-2：健康診査・健康相談等の充実
- 4-1-3：こころの健康づくり

まちづくり
方針

- 市民が生活習慣病予防や健康意識の向上に取り組み、健康でいきいきと暮らすまちを目指します。
- 健康診査や健康相談等を通じて、市民の疾病発症予防や重症化予防、こころと体の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指します。
- 母子保健活動を通じて、子育て家庭が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目指します。

政策を取り巻く環境

▶ 健康づくり

- 市民一人ひとりが健康で明るく活気に満ちた生活が続けられるよう、個人・家庭・地域・行政・関係機関が一体となった健康づくりの推進が求められており、本市では、関係機関や地域・団体の協力を得て、市民自身のセルフケア能力を高める支援と主体的な健康づくりを進める「ひまわり健康づくり運動」を展開しています。
- 今後は健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るため、引き続きがんや生活習慣病などの早期発見、早期治療に向けた各種健康診査の受診の勧奨、それぞれに合わせた保健指導や健康づくりのための運動の推進など、個人の健康づくりを社会全体で支援していく必要があります。また、高齢化が加速する中、地域における高齢者の介護予防のための取組もますます重要となってきます。
- 食を楽しむことは健康寿命の延伸にもつながることであることから、保育園等関係機関と連携しながら小児の生活習慣病の予防を推進するなど、乳幼児から高齢期までの食育と歯・口腔の健康づくりに取り組んでいく必要があります。
- こころの健康づくりでは、ストレスなどから健康を害しないよう自殺予防を含めた相談体制の充実のほか、自らの不調を未然に防止できるような支援など、市民一人ひとりの気づきと見守りを促していく必要があります。

第2部
後期
基本計画

自然環境

郷土文化

産業経済

健康福祉

人づくり

安全安心

基盤整備

協働行政

市の取り組み（主要施策）

施策 4-1-1 市民の健康増進

▶ 生涯を通じた健康づくり支援 総合戦略

市民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るため、健診、保健指導や健康相談、並びにフッ化物を用いた口腔疾患の予防など様々な保健事業を通じて健康意識向上を促します。

また、関係機関と連携し、運動教室の開催といったライフステージに応じた身体活動の増加と運動の習慣化のための取組を推進するなど、市民自身のセルフケア能力の向上と主体的な健康づくりに向けた取組を支援します。

▶ 生活習慣病の予防

生活習慣病を予防するため、減塩や禁煙、適正飲酒の推進、運動の習慣化といった一次予防*に重点を置いた対策を推進します。

また、小児期における生活リズムの乱れや不規則な食生活によって、その後の生活習慣病を引き起こすことから、子どもの頃から自分の生活習慣に関心を持ち、望ましい生活習慣を身につけるように支援します。

※一次予防：
疾病の発生を未然に防ぐ取組を指します。

▶ 食育の推進

市民が健康的な生活を送るためのバランスの良い食事を実践できるよう、食生活改善推進員や学校などの関係機関・団体と連携して様々な機会を利用した食育を推進します。

また、食生活の改善等を通じた適正体重の維持・管理を支援し、生活習慣病や高齢者の低栄養状態を予防します。

▶ 健康増進のための環境整備

保健・医療、福祉、教育、スポーツ等の各種団体や市内の事業所と連携して、市民のそれぞれの立場やライフステージに適した支援・連携体制の構築に努めます。

施策 4-1-2 健康診査・健康相談等の充実

▶ 健康診査の充実 総合戦略

健康診査、がん検診、歯周病予防健診を実施し、疾病の予防・早期発見・早期治療につなげます。また、受診しやすい体制を整えるほか、訪問やはがき等による対象者に合わせた受診勧奨に努めます。

▶ 母子保健・予防接種の充実

妊婦健診や乳幼児健診などにより、心身の異常を早期に発見し、適切な治療によって妊婦や乳幼児の健康管理の徹底を図るとともに、個別通知や広報紙、ホームページなどにより各健康診査の受診率の向上に努めます。

また、感染症の予防徹底を図るため、予防接種が受けやすい環境整備と適正な情報提供による接種率の向上に努めます。

▶ 保健指導の実施 総合戦略

健診結果に基づき、食事・運動指導、体重管理、必要に応じた受診勧奨などの個々の体の状態に応じた保健指導により、市民の疾病の発症予防・重症化予防に努めます。

▶ 相談体制の充実

市民からの心身の健康に関する相談に対して、電話・訪問に加え、保健センター等での地区相談会を設けるなど、助言や指導を行う体制を整備します。

施 策 4-1-3 こころの健康づくり

▶ 市民への普及啓発と相談体制の充実

こころの病気に対する正しい知識や理解を深めるために、リーフレット配布や広報紙での周知啓発、講演会等を開催します。

また、健康相談、保健指導、電話等により、各年代の悩みに応じた適切な相談を気軽に受けられるよう、相談体制の充実と、必要に応じた医療機関や関係機関との情報連携・共有による、こころの悩みに対する支援の充実に努めます。

▶ こころの健康づくりの場の提供

健康づくりに関する公民館講座等の開催や、市内関係団体との連携による運動習慣が身につく運動教室の開催等を通じて、心身の健康維持・改善に向けた学習機会の充実に努めます。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 一人ひとりが望ましい生活習慣を習得・継続し、セルフケア能力の向上に努めましょう。
- 地域で取り組む健康づくりを進めましょう。
- 各種健診を受診し、健康寿命の延伸に努めましょう。
- 重症化を予防するため、特定保健指導を受けましょう。

関連する個別計画

- 南島原市こころと体、口腔の健康づくり、食育推進計画（ひまわりプラン）
- 南島原市特定健診等実施計画
- 南島原市高齢者福祉計画
- 南島原市保健事業実施計画
- 南島原市いのち支える自殺対策計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
51	小児生活習慣病予防教室の開催日数	回/年	0	10
52	幼児フッ化物塗布事業利用率	%	49.5	52.0
53	健康寿命（平均自立期間 要介護2以上）男性	歳	78.6	79.0
54	健康寿命（平均自立期間 要介護2以上）女性	歳	84.0	84.4
55	特定健康診査受診率	%	37.9	60.0
56	特定保健指導実施率	%	64.2	70.0
57	幼児健康診査受診率（1歳6か月児）	%	93.5	100.0
58	乳児相談参加率	%	79.0	97.0
59	自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	%	13.5	減少
60	こころの健康づくり講演会の開催回数	回/年	0	1



政策 4-2

医療体制の充実



政策の構成と展開

4-2-1：医療体制の充実

まちづくり
方針

- 本市の医療提供体制の継続や地域の休日・夜間等の救急医療体制の確保など、持続可能な医療体制の構築を目指します。
- 重症化の予防や適切な医療を受けられる環境を整え、医療費の適正化を図ること、被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を目指します。

政策を取り巻く環境

▶ 地域の医療体制

- 本市は、中核となる長崎県島原病院や公立小浜温泉病院をはじめ、市内の民間医療機関によって市民の医療を支えています。小児科、泌尿器科、呼吸器内科、耳鼻科、皮膚科等の専門科医療機関の数が少なく、医師の高齢化も進んでいることから、早期の医療機関確保が望まれています。
- 日常的な医療の提供、健康の相談等ができる「かかりつけ医」の普及・定着に取り組むとともに、健康づくりや地域医療体制の充実に向けて、保健・医療・福祉の連携を図り、総合的かつ計画的に取り組んでいく必要があります。

市の取り組み（主要施策）

施策 4-2-1 医療体制の充実

▶ 安心な医療体制の確保 総合戦略

県南地域医療の基盤、中核となる長崎県島原病院と公立小浜温泉病院の適正な運営に努め、医療環境の確保を図ります。

また、医療機関による在宅当番医（歯科医）制度や、島原半島三市で連携して実施している島原半島病院群輪番制病院運営支援事業により、休日・夜間診療などの医療体制を確保します。

さらに、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、平日、休日や夜間も安心して受診できる小児科の診療事業を支援します。

▶ 災害時等の保健体制の整備

地震、台風等の自然災害や感染症の発生時等における市民の健康被害を最小限にとどめるため、平常時から保健活動を行う体制を整備します。

第2部
後期
基本計画

自然環境

郷土文化

産業経済

健康福祉

人づくり

安全安心

基盤整備

協働行政

▶ 医療費適正化の推進

被保険者の過度な医療負担を軽減するため、看護師等による健康の保持管理と状態に応じた適切な受診を促すため、重複・多受診訪問指導事業を実施します。

また、ジェネリック医薬品を推奨し医療費の軽減を図るため、医師会・薬剤師会との連携に努めます。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

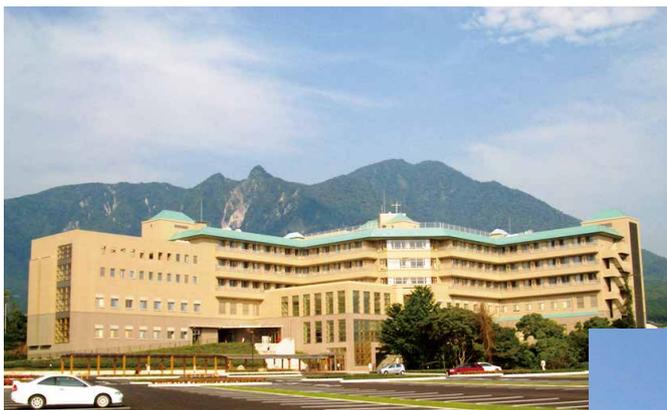
- 多受診を抑制し、かかりつけ医を持ちましょう。
- ジェネリック医薬品を利用しましょう。

関連する個別計画

- 南島原市保健事業実施計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
61	休日診療が受けられる医療機関数	か所	4	4
62	第二次救急医療が受けられる医療機関数	か所	2	2
63	後発医薬品数量シェア目標値	%	79.9	90.0



政策4-3

高齢者福祉の充実



政策の構成と展開

4-3-1：高齢者福祉サービスの充実

4-3-2：高齢者の生きがいづくり

まちづくり方針

- 地域における見守りや支え合い、医療・介護・福祉などの多様な職種の連携を軸として、医療や介護が必要になっても在宅で安全安心に暮らせる地域づくりを目指します。
- 生きがいづくりや社会参加を支援し、高齢期をいきいきと暮らせるまちづくりを目指します。

政策を取り巻く環境

▶ 高齢福祉・地域包括ケア

- 人生100年時代を迎え、高齢化、長寿化が進む中で、本市では高齢者比率が40.4%（令和2年国勢調査（2020））となっているほか、今後、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加していくことが推測されます。そのため、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けた取組を進めています。
- 今後は認知症高齢者が増加する可能性が高いことを踏まえ、認知症に対する地域の理解とともに、高齢者の尊厳を守る成年後見制度の啓発や相談機能の強化を図るために設置した中核機関を活用し、家族や一人ひとりの状況に応じた適切なサポートにつなげていく必要があります。

▶ 高齢者の生きがいづくり・社会参加

- 高齢者一人ひとりが、健康で生きがいを感じながら、明るく活力ある長寿社会を確立していくため、社会活動の支援や就労の機会を促進するとともに、介護予防自主グループや老人クラブ連合会、シルバー人材センター等への積極的な参加を促すなど、仲間づくりや活動環境を整備するための支援が求められています。



第2部 後期基本計画

自然環境

郷土文化

産業経済

健康福祉

人づくり

安全安心

基盤整備

協働行政

市の取り組み（主要施策）

施策 4-3-1 高齢者福祉サービスの充実

▶ 介護予防・日常生活支援

島原地域広域市町村圏組合介護保険課が主体となり、訪問・通所型サービスを実施し、生活習慣の改善や運動機能維持に取り組みます。

また、介護予防自主グループ*などに対して、フレイル*や認知症予防のための講話を実施するとともに、健診データを活用して、健康リスクを抱える対象者を把握し、理学療法士による運動指導等を実施し、フレイル予防を図ります。

※介護予防自主グループ：

介護予防に関する教室等を受講した高齢者で構成され、自治会公民館などを利用し活動されています。

※フレイル：

「虚弱」の状態。健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下がみられる状態のことを指します。

▶ 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、かかりつけ医を中心とした在宅医療・介護連携体制の深化と切れ目のないサービス提供に向けた取組を進めます。

▶ 認知症対策の推進

認知症であっても地域で生活できるよう、認知症に対する理解の促進を図るとともに、チームオレンジ*と協働して「共生」の地域づくりを推進します。

また、成年後見制度を必要とする人が本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、権利擁護支援のためのネットワークの構築を進めます。

※チームオレンジ：

近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等（外出支援、見守り・声かけなど）を行います。

▶ 地域の支え合い体制づくり 総合戦略

地域共生社会の実現に向け、社会福祉協議会等の関係団体と連携して、地域住民が社会とつながり、生きがいや役割を持ち、互いに尊重して暮らしていける地域づくりを推進します。

また、災害時に備えた避難行動要支援者の避難支援体制の整備や ICT を活用した見守り支援を進めます。

加えて、世帯が抱える複雑化・複合化した問題に対応できるよう、包括的な相談支援体制の整備に努めます。

▶ 高齢者福祉施設の充実

地域住民の交流と憩いの場となる福祉施設の利便性と安全性を確保するため、必要な改修・補修等を実施するとともに、長期的な視点で施設の更新・統廃合・長寿命化等の計画的な整備を行います。

また、地域で必要とされる高齢者施設等の生活の場の提供や、公的介護施設等の整備を行う事業実施者に対して助成を行います。

施策 4-3-2 高齢者の生きがいづくり

▶ 生きがいづくりの推進 総合戦略

高齢者が生きがいを感じる暮らしづくりを推進し、健康寿命の延伸を図るため、軽スポーツや体操の普及とともに、培った知識や経験を活かした就業機会を確保し、生きがいの充実や社会参加の取組のために、老人クラブ連合会やシルバー人材センター等の活動支援を行います。

▶ 外出しやすい環境づくり 総合戦略

自動車等を運転できない高齢者等にタクシーや路線バスで利用できる助成券を交付し、料金の一部を助成することで、外出する機会を増やし、社会参加の増加に努めます。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- フレイルや認知症予防のため、介護予防自主グループに参加しましょう。
- 在宅での暮らしに必要な支援や利用可能な福祉サービスについて市や関係機関へ相談し、利用しましょう。
- 地域の高齢者への声かけや見守りに協力しましょう。
- 軽スポーツや体操を通じて、健康の維持に努めましょう。
- 長年培った技術や経験を地域社会に活かしましょう。

関連する個別計画

- 南島原市地域福祉計画・南島原市地域福祉活動計画
- 南島原市高齢者福祉計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
64	要支援・要介護認定者数（累計）	人	3,833	3,800
65	介護予防自主グループ活動者数	人/年	1,517	1,600
66	高齢者の特性を踏まえた介護予防事業（年間延べ人数）	人/年	754	1,300
67	成年後見人等報酬助成利用者数	人	5	8
68	老人クラブ連合会入会率	%	36.5	45.0
69	シルバー人材センター会員数（累計）	人	332	340
70	高齢者・障がい者交通費助成券交付率	%	44.8	55.0

政策 4-4

障がい者福祉の充実



政策の構成と展開

4-4-1：障がい者の生活支援

4-4-2：障がい者の社会参加の支援

まちづくり
方針

- 障がいのある人が地域と関わりを持ち、必要な支援を受けながら自立した暮らしのできる制度の構築を目指します。
- 障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して続けられるよう、地域や事業者との連携を図りながら、地域で生活、社会参加のできる包括的な支援を目指します。
- 全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、多様な主体が支え合い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

政策を取り巻く環境

▶ 障がい者福祉

- 障がい者の自立支援については、南島原市地域自立支援協議会において各障がい者団体、関係機関との連携を図り、障がい者が必要な医療や福祉サービスを利用しながら住み慣れた地域の一員として暮らし続けられるよう、包括的な支援体制が求められています。
- 誰もが相互に人格を尊重し合う地域共生社会の実現を図るため、障がい者に対する市民の理解を深め、障がい者の社会参加を促進していく必要があります。
- 障がい者差別解消への取組は、今後も重要な課題です。そのため、障がいのある人の自立や地域移行^{*}に向けた、きめ細かい施策の展開と地域の受入体制の整備が求められます。

※地域移行：

住まいを施設や病院から単に家庭に戻すことではなく、自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現すること。

市の取り組み（主要施策）

施策 4-4-1 障がい者の生活支援

▶ 在宅支援の充実

障がいのある人が適切なサービスを利用できるよう、必要な情報をわかりやすく提供し、制度周知、相談体制の充実を図ります。

障がいのある人が自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの提供体制の充実を図り、地域生活支援事業を効果的に実施します。

▶ 障がい児への療育支援

県医療的ケア児支援センターや保健所等関係機関と連携し、支援が必要な障がい児の早期発見・早期療育に努めるとともに、医療のみならず、心理、保育、教育等総合的療育体制と通所支援の提供により、ライフサイクルを見据えた切れ目のない支援ができるよう、さらなる体制整備に努めます。

▶ 障がい者を支える基盤づくり

障がいのある人もない人も共に生き、共に過ごすことのできる「共生社会」を実現するため、相談支援や権利擁護支援のさらなる充実に取り組みます。障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、支援体制を整備します。

施策 4-4-2 障がい者の社会参加の支援

▶ 社会参加の支援

障がいのある人の社会参加の拡充に向けて、情報提供、移動支援、通訳等コミュニケーション支援の充実を図ります。

また、関係機関との連携のもと、相談の充実や事業所への障がいのある人の雇用を支援する各種制度の周知・啓発等、福祉的就労機会の充実に努めます。

▶ 障がいへの理解促進

障がいの有無に関わらず、共に生きる地域社会を実現するため、障がいに対する正しい理解を深める啓発活動や教育の充実を図ります。

▶ 差別の解消と権利擁護の推進

平成26年4月に施行された「障がいのある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」に基づき、障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取組を進めます。

わたしたちができること（市民・地域・事業者に期待する役割）

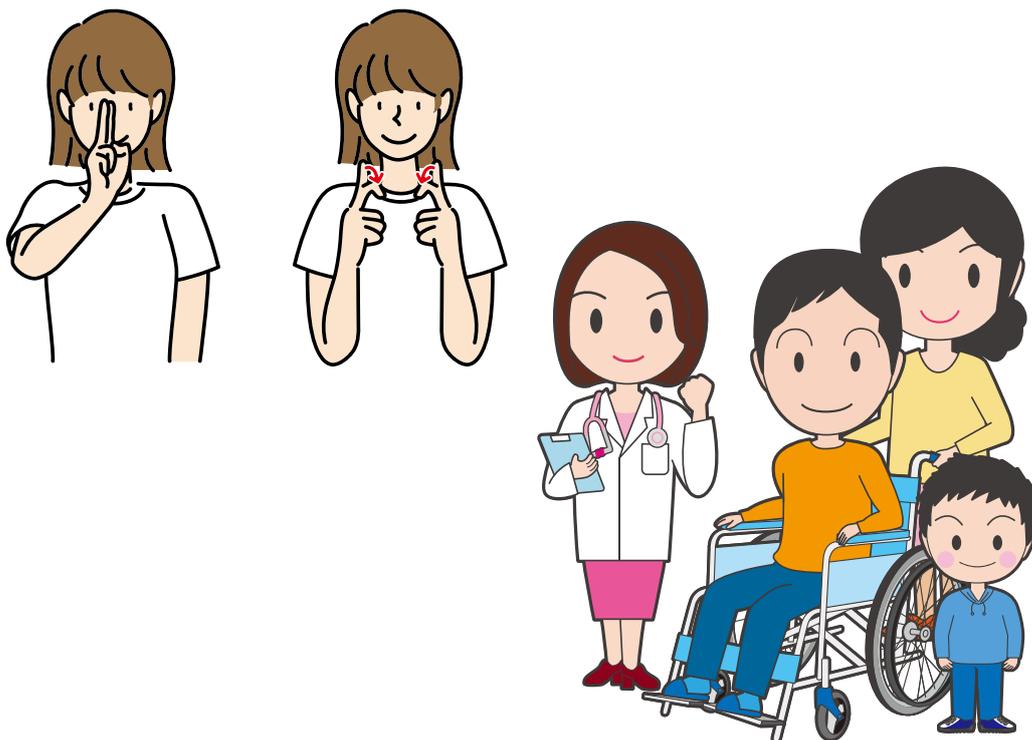
- 障がいのある人や、支援の必要な市民を支え合う活動に参加しましょう。
- 障がいについて正しい理解や認識を深めましょう。
- 地域の行事や集まりの中で、障がい者団体や障がい者本人とその家族からの積極的な参画を促進しましょう。

関連する個別計画

- 南島原市障がい者計画・南島原市障がい福祉計画・障がい児福祉計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
71	自立支援給付サービス利用決定者数（累計）	人	723	740
72	日常生活用具給付決定件数	件/年	1,441	1,500
73	障害者相談支援事業による相談件数	件/年	5,361	6,300
74	障害者の集い参加者数	人/年	343	470
75	障害者就業・支援センター支援による就業者数	人/年	14	14
76	手話通訳者登録数（累計）	人	14	16



政策4-5

児童福祉の充実



政策の構成と展開

4-5-1：子育て支援の充実

4-5-2：ひとり親家庭等福祉の充実

まちづくり方針

- 全ての子どもたちが将来に希望を持ってたくましく成長する姿を社会全体で応援し、安心して妊娠から出産、子育てができ、切れ目なく多様なニーズに応える子育て環境の構築を目指します。
- 関係機関・団体との連携のもと、支援を必要とする子どもと家庭への自立支援を通じて、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを目指します。

政策を取り巻く環境

▶ 子育て支援

- 子どもや子育てをめぐる環境は、核家族化による家庭や地域での子育て機能の低下など厳しさを増しており、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。加えて不安定な雇用形態や低賃金による所得の低迷など、子育て家庭における経済的な問題も懸念されています。
- 本市では、認可保育所（私立22）、認定こども園（公立1、私立8）、子育て支援センター（私立15）や放課後児童クラブ（私立26）により、子育て支援の充実に努めています。今後も就労形態の多様化や共働きの増加、女性の社会進出に伴う多様な子育てニーズに応えるため、支援の充実と包括的な子育て支援が求められています。

▶ 要保護児童対策

- 全国の児童相談所における児童虐待に関する対応件数は増加しており、本市でも「南島原市要保護児童対策地域協議会」が中心となって関係機関における情報の共有や支援方針の検討等の連携を図っています。
- 母子・父子家庭や寡婦等の増加に伴い、母子父子自立支援員や家庭児童相談員によるきめ細かな相談や育児・生活支援が求められており、子どもたちが健やかに成長していくための支援をはじめ、社会全体の協力や支援を仰ぎながら、子どもの健全育成のための養育指導、助成、相談体制を強化する必要があります。

市の取り組み（主要施策）

施策 4-5-1 子育て支援の充実

▶ 妊娠・出産・育児までの切れ目のない子育てしやすい環境づくり 総合戦略

乳児や妊産婦等の訪問相談を充実させるとともに、子育て世代包括支援センター^{*}を中核として、保育園や認定こども園、母子保健推進員と連携した多様な相談支援を通じて、成長段階に応じた育児に関する悩みやお困り感の早期発見、解消に努めます。

また、児童福祉施設等における短期間の子育て支援など、子育てに関する様々なサポートの充実にも努め、安心して妊娠・出産でき、子育てしやすい環境づくりを推進します。

※子育て世代包括支援センター：

保健師・助産師などの専門スタッフが、妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プラン策定や地域の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供しています。

▶ 子育てにかかる経済的負担の軽減 総合戦略

未熟児・乳幼児・こども医療支援や保育料、不妊治療関係費用の助成を行い、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

なお、特定不妊治療については、令和4年度（2022）から保険適用となることを受けて、事業の周知を行いながら、引き続き支援を行います。

▶ 子育て世代の交流機会の創出 総合戦略

親同士の交流を図ることで仲間づくりを促進し、子育て中の不安解消や孤立防止を図り、親子ともに健やかに成長できる環境づくりを推進します。

また、乳児期からの読み聞かせの推進などにより、子どもの健やかな発達と親子の絆づくりを支援します。

▶ 様々なニーズに応じた子育て支援施設の充実、支援体制の構築 総合戦略

全ての子どもたちが将来に希望を持ってたくましく成長し、保護者が安心して子どもを生み育てることができるよう保育園・認定こども園・放課後児童クラブの運営支援や、医療的ケア児、病児保育等の事業の充実を図るとともに、これらの事業を実施する施設の整備を支援します。

また、子育て中の親と子の交流の場として、子育て支援センターを充実し、子育て等に関する相談、援助など、多種多様な支援を行います。

▶ 子どもの虐待防止

要保護児童対策地域協議会などを中心に、地域、医療機関、学校等と連携した児童虐待の防止に取り組むとともに、虐待を受けた子どもへのケアや再発防止に向けた支援を強化します。

施策 4-5-2 ひとり親家庭等福祉の充実

▶ ひとり親家庭等福祉の充実

ひとり親家庭の経済的支援を推進するため、医療費助成、職業訓練講座等の受講促進、就業支援のための情報提供、貸付事業に取り組むとともに、精神的負担の軽減のために相談事業を行うなど、ひとり親家庭等の自立促進に努めます。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 保護者や家族が協力し合い、子育てを行いましょ。
- 地域ぐるみで子育て家庭を支援しましょ。
- 子育て家庭のニーズを踏まえ、保育の質の向上に努めましょ。
- 子育てに困ったり、悩みのあるときには、一人で抱え込まずに市や関係機関へ相談しましょ。
- 地域ぐるみで子育て家庭を支援しましょ。

関連する個別計画

- 南島原市子ども・子育て支援事業計画
- 南島原市こころと体、口腔の健康づくり、食育推進計画（ひまわりプラン）
- 南島原市子ども読書活動推進計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
77	合計特殊出生率	—	1.68 (R2年度時点)	2.00
78	出生数	人	216	273
79	乳児家庭への訪問率	%	97.0	98.0
80	ブックスタート*参加率	%	91.2	96.0
81	子育て支援センター利用者数	人/年	12,142	13,000
82	ひとり親家庭等医療費助成率	%	100.0	100.0
83	母子自立支援プログラム策定事業登録者の就業率	%	0.0	100.0

※ブックスタート：

赤ちゃんと保護者が絵本を介して、ゆっくりと心がふれあうひと時を持つためのきっかけを作る事業。乳児相談等の機会を活用し、絵本の選び方の説明や絵本の読み聞かせ、絵本セットの配布などを関係機関と連携して実施。

政策 4-6

社会保障の充実



政策の構成と展開

4-6-1：社会保障の充実

まちづくり
方針

- 社会保障制度を適正に運用し、生活に困窮する人や支援の必要な人の生活を安定させ、自立できる環境づくりを目指します。
- 各種社会保険制度が適正に運営され、市民に公平な負担と給付がなされているまちを目指します。

政策を取り巻く環境

▶ 社会保障制度

- 高齢者の増加により、医療や年金等の社会保障費が急増しており、給付と負担のバランスや負担の世代間の公平性の確保をはじめ、長期的に財源を確保していくことが重要な課題となっています。そのため、市民一人ひとりが健やかに暮らせるよう、医療・介護等の環境の充実や予防に取り組み、社会保障の持続性を確保していくことが求められています。
- 生活困窮者の持つ多様で複合的な課題を解決していくためには、地域の様々な主体による包括的な支援体制はもとより、行政、関係機関、地域等の協働による地域づくりを進めていく必要があります。

市の取り組み（主要施策）

施策 4-6-1 社会保障の充実

▶ 生活保護制度の適正な運用

生活保護法に基づき、適正な制度の運用に努めるとともに、就労可能と判断された方については、ハローワークと連携した就労支援を実施し、早期の自立に向けた支援を行います。

▶ 生活困窮者自立支援制度の適正な運用

庁内や関係機関と連携し、多様な問題を抱え、生活に困窮するまたは困窮するおそれのある市民に対し、包括的な支援を行います。

▶ 年金と医療

被保険者が健やかに暮らせるよう、年金制度の厳格な運用と周知徹底を行うとともに、医療費の抑制のため重症化予防等に取り組むことで社会保障の持続性を確保します。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 地域での困りごとや支援が必要なときは、抱え込まずに相談や利用できる支援を活用しましょう。
- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金等を適正に納めましょう。

関連する個別計画

- —

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
84	就労支援事業の参加率	%	100.0	65.0
85	就労支援事業者の就労率	%	100.0	65.0



基本柱 **5**

人づくり



政策5-1

教育の充実



政策の構成と展開

- 5-1-1：子ども養育支援
- 5-1-2：「人間力」を育む教育の推進
- 5-1-3：教育環境の整備
- 5-1-4：学校生活・就学支援

まちづくり
方針

- 家庭や地域で子どもたちが安全で安心して過ごせる環境を整備するとともに、健全な育成を促す教育機会の充実を目指します。
- 将来、子どもたちが様々な分野で活躍できるよう、基本となる「人間力[※]」を育む教育に加え、郷土への愛着を育む教育の充実を目指します。
- 本市の特徴ある教育環境の構築に向けて、教職員の育成と学習環境の充実を目指します。
- きめ細かな教育を進めるとともに、家庭や地域とも連携を図りながら、集団の中で誰もが平等で、かつ安全で安心して教育を受けることのできる環境づくりを目指します。
- 子どもたちの成長過程で、大切な教育機会を損なうことなく、安全かつ安心して学ぶことができる学校生活や就学支援の充実を目指します。

※人間力：
社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力。

政策を取り巻く環境

▶ 学校教育

- 現代社会における社会的要因や家庭環境等の諸要因により、配慮を必要とする子どもたちが増えています。その解決に向けてスクールソーシャルワーカーをはじめ、学校・家庭・地域社会の幅広い協働体制が、安全安心の地域づくりの基盤となっています。
- 子どもたちが豊かな知識と創造力を育み、充実した学校生活を過ごすためには、学力の向上はもとより、多くの地域の風土や文化・伝統を学び体験する機会や、現代社会に必要な外国語の習得など、一人ひとりの「人間力」を育む取組を強化していく必要があります。

▶ 教育環境

- 本市の学校教育施設としては、近年の少子化により、平成25年度（2013）から小学校の統廃合を進めており、令和3年度（2021）に15校（うち分校2校）に統合されました。今後は学校施設の整備・改修を計画的に進め、良好な教育環境を維持していくとともに、活用しない廃校舎の解体を進めていく必要があります。

第2部
後期
基本計画

自然環境

郷土文化

産業経済

健康福祉

人づくり

安全安心

基盤整備

協働行政

- 「小1プロブレム*」、「中1ギャップ*」と言われるように、教育環境や学習内容が大きく変化する時期には、子どもたちの心身へ様々な負担がかかるため、幼稚園、保育園、小学校間や小・中学校間での切れ目のない連携や配慮が必要です。
- いじめや不登校への早急な対応をはじめ、暴力行為や授業妨害等の問題行動を解決するための指導体制や支援体制を充実するなど、子どもたちが安心して学べる環境づくりが求められています。

※小1プロブレム：

幼稚園や保育園から、小学校の環境の大幅な変化に対応することができにくいなどの要因から、小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話を受けないなど、学校生活になじめない状態が続くこと。

※中1ギャップ：

小学校から中学校に進学した際、授業スタイルの変化、部活動による先・後輩関係、定期試験等による勉強に対する負担の増大など、大幅な環境変化から、子どもたちに大きな負担がかかり、不登校などが生じる現象のこと。

市の取り組み（主要施策）

施策 5-1-1 子ども養育支援

▶ 将来の親育て・人づくり 総合戦略

子どもに注がれる家族の愛情に気付くきっかけとして、また、将来自分が親になる姿をイメージしてもらい機会として、思春期の子どもたちを対象とした赤ちゃん抱っこ体験などの体験学習などを開催します。

さらに、子どもたちが地域や社会との関わりを通じて様々な価値観があること等を学び、自信を持って成長し、より良い社会の担い手となるよう、自己肯定感を育む人づくりを推進します。

▶ 家庭教育支援の充実 総合戦略

子どもと親の育ちを豊かに支えるため、0歳児からの読み聞かせや、乳幼児・児童・生徒とその保護者向けの電子メディアとの付き合い方など、子どもの成長段階等に応じた学習プログラムを活用して、学びの機会の充実を図ります。

また、子育てサロンの家庭教育支援員や地域の子育て支援者が不安や悩みを抱く子どもと保護者などの相談に対応するための体制づくりに取り組みます。

▶ 放課後における児童の居場所づくり 総合戦略

子どもたちの健全育成と、保護者の子育てと仕事の両立を支援するため、放課後や長期休暇期間の児童の活動の場としての放課後児童クラブの運営、整備を支援します。

施策 5-1-2 「人間力」を育む教育の推進

▶ 生きるための学力と人間力の向上 総合戦略

小・中学校を指定し、「生きるための学力と人間力の向上」について先進的に研究する機会を設定するなど、児童生徒の学力と人間力の向上に取り組み、本市の将来を担う意欲ある人材を育成します。

そのほか、国際的に活躍する人材の育成を目指し、グローバル教育を推進します。

▶ 学校体育の充実と各種スポーツクラブ等の育成

新体力テストの結果等から児童生徒の実態を把握し、学習指導要領に基づいた指導を徹底することで学校体育の充実に努めます。

また、市スポーツ協会やスポーツクラブ等と連携した社会体育として指導者・スポーツクラブの育成を行い、競技力の向上や指導者の育成の充実に努めるなど、児童の健全な育成と体育・スポーツ振興を図ります。

▶ 地域に根ざした教育の推進 総合戦略

総合的な学習の時間（探究学習）において、世界遺産学習をはじめとする「ふるさと学習」を実施するほか、子どもたちが市の歴史や歴史遺産の価値について正しい理解を得られるよう努めるなど、郷土に愛着と誇りを持った市民の育成を図ります。

▶ 教職員・指導者の育成

高い専門性と豊かな人間性を持った品格ある教職員を育成するため、南島原市教職員研修等を通して、実践的な教職員研修を行います。

施 策 5-1-3 教育環境の整備

▶ 適正規模・適正配置の推進 総合戦略

児童生徒の学校生活における教育環境の平準化、集団生活能力の向上などを図るため、保護者や地域の協力を得ながら、小中一貫教育、義務教育学校の設置を含めた適正規模・適正配置の検討を進めます。

▶ 学校施設の充実 総合戦略

子どもたちが安全で快適に学習に取り組むことができるよう、学校施設の計画的な整備、非構造部材耐震化や改修、適切な維持管理に努め、ICTの活用等による学習能力を高めるための環境づくりを推進します。

▶ 子どもたちの安全確保

安全安心な教育環境の構築のため、チェックリストを活用した安全点検を各学校へ呼びかけます。

施 策 5-1-4 学校生活・就学支援

▶ 学校生活の支援

児童生徒の不登校等の防止や悩みの軽減のため、心の教室相談員や適応指導教室施設相談員を配置するとともに、特別支援教育助手、言語の発達に悩みを抱えている児童生徒に関わることばの教室指導員を配置することで、子どもに寄り添う教育の充実に努めます。

また、就学時健康診断により児童の身体状況を的確に把握し、進級に応じた健全な身体の成長を見守りながら、学校生活での健康管理と生活指導に努めます。

▶ 就学への支援 総合戦略

子どもたちの就学に関し、安心して勉学に励むことができるよう、遠距離通学者や自転車通学者への通学支援や、経済的な理由によって就学困難な世帯へ給食費や学用品費などを援助します。

▶ 高等学校教育・高等教育への支援 総合戦略

経済的な理由で就学が困難な学生に対して学資を貸与し就学を支援することで、将来、社会に貢献できる有能な人材を育成します。

また、南島原市奨学資金貸付者のうち、卒業後、市内に居住し就労する方に、奨学資金償還補助金を交付し、定住促進を図ります。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 家庭、学校、地域が連携し、社会総がかりで子育ての不安や悩みの解消に取り組みましょう。
- 地域の特色ある学校づくりに協力しましょう。
- 親子で学校のことなどについて会話をしましょう。
- 子どもたちの通う学校の安全性に関心を持ちましょう。
- 学校行事等に参加し、地域の子どもたちと交流しましょう。
- 子どもたちが、犯罪被害や事故などに巻き込まれないよう、見守りましょう。
- 子どもの指導や支援について、学校と話し合うなど、子どもの健やかな成長に学校と家庭が連携して取り組みましょう。
- いのちの大切さを理解し、やさしさや思いやりを持ってクラスの仲間や友だちに接しましょう。
- どこで生活しようとも「ふるさと南島原市」のためにできることを取り組みましょう。

関連する個別計画

- 南島原市教育振興基本計画
- 南島原市学校施設等長寿命化計画



数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
86	放課後児童クラブ数（累計）	クラブ	26	27
87	いのちの学習を開催する中学校数	校/年	3	8
88	親学び・親子学び・子学び講座回数	回	—	100
89	小中学生スポーツ大会出場数	人/年	18	40
90	英検及び英検 Jr. 学校版受験者数の割合（小学校）	%/年	—	8.0
91	英検受験者数の割合（中学校）	%/年	—	40.0
92	奨学資金償還補助金 新規交付者数	人/年	—	7

政策5-2

生涯学習のまちづくり



政策の構成と展開

5-2-1：学習機会の充実

5-2-2：青少年の健全育成

まちづくり
方針

- 人生100年時代を見据え、公民館や図書館等が生涯を通じた学びの拠点となり、学習の成果をまちづくりや地域課題の解決に活かせる、人づくりの循環を目指します。
- 子どもも大人も学び合い育ち合う学習機会を充実するとともに、地域における子どもたちの居場所の確保に努め、子どもたちが健やかに成長する地域づくりを目指します。

政策を取り巻く環境

▶ 生涯学習

- 新型コロナウイルス感染防止対策のため、施設利用の制限や一部の事業が制限される中、本市の社会教育では、生涯の各時期に応じた学習機会の充実、適切な情報提供をはじめ、生涯にわたる学習を通して、心豊かな潤いのある生活や、楽しく生きがいのある生活が送れるような社会づくりを目指した事業を行っています。今後は新しい生活様式のもと、公民館講座等の学習活動の機会と内容の充実を図るとともに、各地区での地域課題に即した講座や人づくり・地域づくりにつながる学習会を企画するなど、引き続き公民館本来の役割を考えた事業の実施に努める必要があります。
- 社会教育の拠点施設である公民館、文化ホール、図書館の快適性や機能の充実を図るとともに、老朽化した施設については点検・診断等を行い、計画的な整備が必要です。また、文化ホール等の生涯学習施設の利用促進、地域の施設を拠点とした各種講座等のさらなる充実を図る必要があります。

▶ 青少年の健全育成

- 近年では、核家族世帯の増加による共働き家庭の増加や地域連帯感の希薄化などから、放課後等を安心して過ごせる居場所がなく、孤立する子どもたちも増えています。また、人間関係や将来に不安を抱く青少年に関する問題の複雑化や子どもの貧困も現代的課題となっています。そのため、地域・家庭・学校が連携・協働し、心身ともにたくましい子どもが育つ環境のさらなる充実に努め、本市の将来を担う青少年の健全育成に地域ぐるみで取り組んでいく必要があります。

市の取り組み（主要施策）

施策 5-2-1 学習機会の充実

▶ 学びの場の提供

誰もが楽しく主体性を持って学ぶことができるよう、多くの市民が参加できる講座の開催や、各世代のニーズに応じた学習プログラムの構築、市内関係団体との連携などにより、多種多様な学習機会の充実に努めます。

特に若い世代や子育て家庭が親子で参加しやすい学びの場づくりに努めます。

▶ 図書館活動の充実

市内にある8つの図書館（室）が気軽に利用できるよう、公共図書館と学校図書館、保育園、幼稚園、認定こども園が連携した書籍による読書教育をはじめ、ホームページによる図書館情報の提供、予約受付等、さらなる利用環境の充実に努めます。

また、読書サポーターの養成講座、図書館友の会への支援等により、生涯学習社会に応えた図書館ボランティアの育成に努めます。

▶ 地域交流活動拠点施設の活性化 総合戦略

地域が抱える課題等の解決に向けた住民自治力や地域力の向上と地域人材の育成を図るため、地域活性化フォーラム「地域の力を考える集い」の開催や自治会公民館や関係団体、機関との連携による活動拠点づくりに取り組みます。

▶ 生涯学習施設の維持管理 総合戦略

地域交流の活動拠点となる公民館や生涯学習センター、図書館など、生涯学習施設の適切な維持管理に努めます。

施策 5-2-2 青少年の健全育成

▶ 青少年の健全育成 総合戦略

郷土愛に富んだ子どもを育て、青少年の健全育成や非行防止を推進するため、通学合宿や「自然と遊ぼう」といった家庭・学校・地域の連携・協働による地域の特色を活かした取組を支援するとともに、市内高校生を対象に社会人に通じるコミュニケーション力や、個性を活かす自己プレゼン法といったプログラムに取り組みます。また、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、様々な体験活動を行う放課後子ども教室に取り組みます。



わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 新たな知識を得る機会として、積極的に生涯学習活動に参加しましょう。
- 生涯学習活動の成果を、まちづくりや地域課題の解決に活かしていきましょう。
- 地域全体で子どもの成長を見守り、支えていきましょう。
- 地域で子どもたちと一緒に交流したり、学ぶ機会に参加しましょう。

関連する個別計画

- 南島原市教育振興基本計画
- 南島原市子ども読書活動推進計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
93	公民館講座・高齢者学級の開催数	回	97	104
94	保育園・幼稚園・認定こども園連携事業数	園数	—	31
95	フォーラム参加者数	人/年	0 (R元年度202人)	300
96	放課後子ども教室の延べ参加数	人	498	2,000



政策5-3

生涯スポーツのまちづくり



政策の構成と展開

5-3-1：生涯スポーツの推進

5-3-2：スポーツ力の強化

まちづくり方針

- 生涯スポーツの推進による心身ともに健康な暮らしの実現と、スポーツ活動やスポーツを通して人と地域の交流を目指します。
- 市民が安全にスポーツ活動に取り組めるよう、計画的な施設整備と安全なスポーツ環境の確保を目指します。

政策を取り巻く環境

▶ スポーツ活動

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響から一部の事業を中止するなど、スポーツ活動が停滞する中で、市民全体の運動状況としては、常に運動を行っている人とほとんど運動を行わない人の二極化が引き続き進んでいます。そのため、市民の生きがいづくりや健康・体力づくりに向けたスポーツ活動への新たな参加を促進する情報や機会の提供が必要となっています。
- 余暇社会、長寿社会の到来により、市民のニーズも多様化し、これまでの競技スポーツに加えて生涯スポーツに対する意欲は一層高まっており、スポーツや健康づくりに親しめる環境づくりが求められています。
- 本市ではスポーツ教室の開催や原城マラソン大会など、各種スポーツイベントを通じて市民の体力増進とスポーツ人口の増加を目指しています。

▶ スポーツ施設の整備

- 社会体育施設は、経年劣化による老朽化が見受けられ、利便性や多様化する市民のニーズなど十分検証を行いながら、市民にとって有益な施設の整備と統廃合を計画的に行い、市民が運動やスポーツ活動を快適に行うことのできる環境の確保を進めています。また、新たに整備された自転車歩行者専用道路の有効活用と利用促進に向けた取組が求められます。

市の取り組み（主要施策）

施策 5-3-1 生涯スポーツの推進

▶ 生涯を通じたスポーツの推進

市民が生涯を通じて何らかのスポーツに取り組み、健康で生きがいのある人生を送れるよう、市内関連団体と連携し、スポーツ活動に幅広い世代が日常的に参加できる環境づくりに取り組みます。

▶ 各種スポーツ教室の実施

本市の美しい自然環境を活かした、「水泳教室」「自然体験事業」「マリンスポーツ教室」等を開催し、自然に触れ合う機会を創出することで郷土愛を醸成する環境づくりに努めます。

▶ シニアスポーツの推進

市スポーツ協会と市内関係団体が連携した、楽しく運動習慣が身につくスポーツや運動教室等を展開することで、生涯スポーツの推進と健康長寿社会を目指します。

施策 5-3-2 スポーツ力の強化

▶ スポーツイベントの実施

原城マラソンをはじめとした各種スポーツイベントを通じて、市民がスポーツに親しむ環境を提供し、市民の体力増進とスポーツ交流人口の拡大を目指します。

また、自転車歩行者専用道路を活用したスポーツイベント等について検討します。

▶ 社会体育施設の整備

市民が安全安心に、快適に社会体育施設を利用できるように、その維持管理に努めます。

また、利用頻度が低い施設は、利用者の理解を得ながら統廃合等に取り組みます。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 健康づくりを踏まえ、それぞれの世代や目的、体力に応じたスポーツ活動に定期的に取り組みましょう。
- スポーツ教室等でできた仲間と一緒に健康づくりや大会への参加、自主活動に取り組んでみましょう。
- スポーツ活動や競技大会などに積極的に参加しましょう。

関連する個別計画

- 南島原市教育振興基本計画
- 南島原市こころと体、口腔の健康づくり、食育推進計画（ひまわりプラン）

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
97	市民スポーツ大会参加者数	人/年	973	2,600
98	スポーツ教室・体験事業開催数	人/年	170	300
99	原城マラソン大会参加者数	人/年	0 (R元年度1,844人)	2,000

政策5-4

地域間交流の推進



政策の構成と展開

5-4-1：地域間交流の推進

5-4-2：国際交流の推進

まちづくり
方針

- 多様な地域間交流を通じて、それぞれの地域の中で蓄積された文化等を相互に学び、豊かな発想や新たな文化を創出する人材の育成や交流人口の拡大、地域経済活性化等、活力あるまちづくりを目指します。
- 市民が海外との交流の輪を広げ、異文化への理解や国際感覚の醸成を目指します。

政策を取り巻く環境

▶ 地域間交流

- 本市では、歴史的なつながりの深い香川県小豆島町、鹿児島県与論町との姉妹都市交流をはじめ、天正遣欧少年使節ゆかりの5市1町の中学生との相互訪問により交流を行ってききましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大後は交流事業が実施できていない状況が続いています。今後は現地での交流だけでなく、オンライン等の活用も含めた多様な交流に取り組む必要があります。

▶ 国際交流

- 国際交流では、平成24年（2012）からイタリア キエーティ市に毎年中学生を派遣していましたが、新型コロナウイルス感染拡大後は実施できていない状況が続いています。現在も国際交流員を継続して任用し、海外友好都市との交流に取り組んでいますが、時差等の関係からオンライン等を活用した交流事業等に取り組むことも困難な状況にあるため、今後の交流のあり方を検討していく必要があります。
- 国際交流を含めた地域間交流は、地場産業の活性化だけでなく、人材育成、地域活性化に必要不可欠なものであるため、今後も歴史、文化、自然、地域産品など地域固有の資源を活かすための取組が求められます。



市の取り組み（主要施策）

施策 5-4-1 地域間交流の推進

▶ 国内姉妹都市等との交流 総合戦略

経済・文化等の総合的な発展のため、文化や歴史等を共有する国内姉妹都市・友好都市との交流を拡大するとともに、相互訪問をはじめ、オンライン会議等の活用も含めた市民レベルでの交流を支援するなど、郷土の歴史に誇りを持てる人材の育成に取り組みます。

施策 5-4-2 国際交流の推進

▶ 国際交流の推進 総合戦略

国際理解と国際感覚を持った人づくりを推進するため、外国青年（国際交流員）の招致や友好都市へのホームステイなどの人的交流の拡大に努め、市民の国際感覚の高揚を促します。

また、人的交流を通じた相互理解を深めることにより、郷土の歴史に誇りを持てる人材の育成に取り組みます。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 歴史的につながりが深い姉妹都市への興味・関心を持ちましょう。
- 交流する意識、おもてなしの心を持って、本市を訪れる方を迎えましょう。
- 歴史的につながりが深い友好都市への興味・関心を持ちましょう。

関連する個別計画

- —

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
100	国内姉妹都市との交流者数	人/年	0 (R元年度8人)	30
101	海外友好都市との交流者数（中学生の交流）	人/年	0 (R元年度4人)	8

基本柱 6

安全安心



政策6-1

災害に強いまちづくり



政策の構成と展開

6-1-1：防災・減災対策の推進

6-1-2：消防力の強化

まちづくり
方針

- 防災基盤や地域防災力を強化するとともに、市民がふだんから防災に関心を持ち、いざというときに協力し合える災害に強いまちを目指します。
- 常備消防と消防団の連携を促進していくために必要な支援を行い、消防体制の一層の強化を目指します。

政策を取り巻く環境

▶ 防災・減災対策

- 近年、地震や台風などの大規模自然災害が日本各地で発生し、防災の機運もこれまでにないほど高まっており、新型コロナウイルス感染症対策を取りながら災害時に迅速な対応ができ、かつ国土強靱化地域計画に基づくソフト・ハードの両面からの防災・減災に向けたまちづくりが求められます。
- 市民を自然災害から未然に守るため、出水期前の災害危険箇所の巡視を行うほか、地すべり対策、防災重点ため池の整備や農地海岸の整備、浸水対策の実施など、災害に強いまちづくりに努めています。
- 地域の防災意識や対応力を高めるため、防災講習会の開催や防災マップの配布等による防災意識の醸成を図るほか、自主防災組織の強化や防災訓練の実施など、地域が主体となった防災体制を構築するとともに、緊急物資の調達体制や備蓄施設、緊急輸送道路の整備を進めるなど、突発的な災害の際にも対応できる体制を構築する必要があります。

▶ 常備消防・地域の消防力

- 本市では、常備消防（南島原消防署・布津分署・有馬分署・口之津分署）と非常備消防（消防団）の協力体制により、火災や災害から市民の生命と財産の保護に努めています。
- 少子高齢化、人口減少に伴い、本市でも消防団員の減少がみられるため、加入促進につながるよう、継続して消防団活動を含めた様々な情報を発信するほか、消防団協力事業所等、地域の協力を得ながら、消防力を強化していく必要があります。

第2部
後期
基本計画

自然環境

郷土文化

産業経済

健康福祉

人づくり

安全安心

基盤整備

協働行政

市の取り組み（主要施策）

施策 6-1-1 防災・減災対策の推進

▶ 防災体制の充実 総合戦略

緊急物資の備蓄や調達体制の整備を進めるとともに、防災体制・避難所体制の強化に努めます。
また、平常時から関係機関と連携し情報の共有を図るとともに、災害発生時には、被災者情報や避難所等の管理を行うほか、災害情報集約システムによる情報共有に努めます。

▶ 意識啓発の推進

防災ラジオや広報紙、ホームページ等を活用した防災情報の提供や防災講習会を開催するほか、津波や洪水、土砂災害、火山噴火等の自然災害を想定した防災マップを更新し市内全世帯に配付するなど、市民の防災意識の高揚を図ります。

▶ 自主防災組織の強化

自主防災組織の活性化を図り、地域ぐるみの「共助」による地域防災力を強化し、災害発生時の地域の避難・救助活動が適切かつ効果的に行われるよう、『地区防災マップ』の作成支援や、自主防災組織による防災訓練活動を推進します。



▶ 危険箇所対策の推進

市民生活を自然災害から未然に守るため、危険箇所を把握するとともに、急傾斜地や地すべり対策、浸水対策、防災重点農業用ため池対策等への取組や、海岸・漁港施設、緊急輸送道路の整備を推進することで、災害に強いまちづくりに取り組みます。

▶ 災害復旧の体制確立の推進

災害時には国や県、関係機関等と連携を図り、二次災害の防止と早急な復旧事業の着手に向けた体制づくりを進めるほか、被災施設の早期調査・復旧を行うため他自治体や民間業者との協力関係を築いていきます。

▶ 浸水被害解消の推進

開田雨水ポンプ場を含む〇之津地区の雨水ポンプ場の長期的な維持管理計画に基づき施設・設備を更新し機能を維持することにより、〇之津地区における梅雨や台風時の浸水被害の解消に努めます。

施策 6-1-2 消防力の強化

▶ 消防体制の充実

新入団員訓練、幹部訓練、ポンプ操法訓練等の各種訓練の実施により、消防団員の資質向上に努めます。女性消防団は応急手当普及員の資格を活かし、地域において応急手当に関する正しい知識と技術の普及に努めます。

また、新入団員の加入促進を図るとともに、適正な条例定員数についても検討を進めます。

▶ 消防施設の整備

消防組織の活動機能を総合的に充実させるため、消防自動車や耐震性貯水槽など、設備機材等の計画的な整備、また老朽化した消防詰所についても改修、更新に努めます。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 防災訓練に積極的に参加したり、備蓄食料を蓄えるなど、各世帯で災害に備えましょう。
- 災害に備えて、地域の危険箇所や避難路、避難場所を確認しておきましょう。
- 危険箇所には近づかないようにし、危険を感じたら早めに避難しましょう。
- 冠水などの危険な箇所をみかけたら、市へ通報しましょう。
- 住宅用火災警報器を設置しましょう。
- 火災予防活動や消防団協力事業者等、地域の消防力強化に協力しましょう。

関連する個別計画

- 南島原市地域防災計画
- 南島原市国土強靱化地域計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
102	広報紙等での啓発回数	回/年	7	7
103	自主防災組織率	%	96.0	100.0
104	災害復旧支援に関する協定（累計）	件	32	44
105	消防水利数	基/年	952	972

政策6-2

暮らしの安全づくり



政策の構成と展開

- 6-2-1：防犯のまちづくり
- 6-2-2：交通安全のまちづくり
- 6-2-3：安心できる消費生活環境づくり

まちづくり方針

- 市民の防犯意識を高め、防犯活動について、警察や行政だけでなく地域が一体となって取り組み、安全で安心して暮らせるまちを目指します。
- 交通ルールの遵守や運転者のマナー向上、事故防止、交通安全施設の整備・維持管理に努め、人と車が安全に行き交うまちを目指します。
- 市民が消費生活に対する正しい知識を身につけ、トラブルに巻き込まれることを未然に防ぎ、安全安心な消費行動のできる地域づくりを目指します。

政策を取り巻く環境

▶ 防犯

- 暮らしの安全を守るうえで欠かせない防犯への取組は、警察や行政だけでなく家庭や学校、団体、事業者等、地域が一体となって、啓発や地域活動の支援や防犯体制の強化を図っていく必要があります。

▶ 交通安全

- 交通事故を未然に防ぐには、道路改良や歩道設置などの交通安全施設の整備に加え、今後の本格的な高齢社会の到来を見据え、高齢者をはじめ、交通弱者に配慮した交通環境の整備が求められます。
- 近年では高齢者による交通事故が増加していることから、歩行者、運転者の両面から対策が必要となっているほか、免許返納後の移動手段の確保についても併せて取り組む必要があります。
- 子どもたちが安全に通学できるよう、点検による危険箇所等の把握や歩道整備、通学路の安全対策を行う必要があります。

▶ 消費生活トラブル

- 高齢者を狙った悪質な訪問販売や不当・架空請求、インターネットによる詐欺等、消費者トラブルが急増しており、暮らしの安全を脅かす内容は多様化・複雑化するなど、社会環境は大きく変化しています。市民がより安全に生活が送れるよう、関係機関との連携をさらに強化し、情報発信や消費生活トラブルの相談、被害の未然防止に向けた啓発等に取り組む必要があります。

市の取り組み（主要施策）

施策 6-2-1 防犯のまちづくり

▶ 防犯意識啓発の推進

防犯情報等の提供や防犯パトロールなどに取り組み、市民や事業所等の防犯意識と知識の向上を図ります。

また、南島原警察署や南島原市防犯協会と連携を図りながら、金融機関やコンビニに情報提供を行うなど、振り込め詐欺等の犯罪を未然に防げる効果的な防犯活動を展開します。

▶ 犯罪や非行のない地域づくりの推進

犯罪予防の啓発に努め、犯罪や非行のない地域づくりを広く訴えます。

▶ 防犯灯の整備

地域における防犯灯の新設など、市内全域の防犯灯の整備を積極的に支援します。

施策 6-2-2 交通安全のまちづくり

▶ 意識啓発の推進

交通安全教育や近年増加する高齢者ドライバーを対象とした安全運転講習会を実施するなど、交通安全対策を推進します。

また、子どもたちを見守り交通安全を確保する「交通安全母の会」など、地域の交通安全対策に取り組む団体等の活動を支援します。

▶ 交通安全施設等の整備

見通しが悪い交差点等、交通事故が発生する可能性の高い場所へ、安全確認の補助施設としてカーブミラーを整備し、歩行者の安全確保を図ります。

また、安全施設の適切な維持管理に努めます。

施策 6-2-3 安心できる消費生活環境づくり

▶ 時代の流れに沿った啓発と消費者教育

広報紙やホームページを用いて、消費者被害防止を重点とした消費生活情報を提供するとともに、若年層から高齢者までの世代や環境に応じた出前講座や授業支援を行うことで、啓発活動と消費者教育を推進します。

▶ 継続した相談機会の提供

専門知識を持った消費生活相談員が、訪問販売や通販による契約トラブル、多重債務などの消費者トラブルなどを専門的な知識を活かして、解決に向け助言、交渉を行います。また、消費者トラブルの未然防止と拡大防止のため出前講座や若者向け講座、学校での授業支援を通じ啓発活動に取り組みます。さらに、警察署や社会福祉協議会、消費生活地域相談員などからなる消費者被害防止ネットワークを通じた被害防止啓発活動を継続して行います。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 犯罪や非行のない地域づくりに向けて、地域で見守りや声かけに取り組みましょう。
- 子どもたちや高齢者が犯罪に巻き込まれることのないよう、地域で見守りや声かけに取り組みましょう。
- 交通ルールを遵守し、常に交通安全の意識を持ちましょう。
- 高齢者ドライバーを対象とした安全運転講習会を受けましょう。

関連する個別計画

- 南島原市交通安全計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
106	防犯連絡所数	か所/年	427	427
107	交通事故による死傷者数	人以下/年	75	0
108	交通安全講習会参加者数	人/年	25	24
109	交通安全に関する広報紙等による啓発回数	件/年	6	6
110	消費者被害防止に関する広報紙での啓発回数	回/年	12	12
111	消費生活出前講座の開催回数	回/年	5	12
112	消費者被害防止に関する若者向け講座や授業支援等の実施回数	回/年	11	8



基本柱 7

基盤整備



政策7-1

交通環境の充実



政策の構成と展開

7-1-1：道路網の整備

7-1-2：公共交通の充実

まちづくり方針

- 地域間交流を促す広域交通網の整備促進と合わせて、市内の地域間を結ぶ道路網の整備を推進し、市民生活における移動の利便性と安全性の確保を目指します。
- 既存路線や福祉サービス等を考慮し、市全体として利用のしやすさ、交通弱者への配慮等に視点を置いた公共交通体系の構築を目指します。

政策を取り巻く環境

▶ 道路整備

- 地域間交流や市民サービスの維持を図るうえで道路交通網の整備は必要不可欠です。市内外を結ぶ高規格道路については、島原道路が全線約50kmのうち、40%程度が完了しており、残りの区間の早期事業化や、構想路線「島原・天草・長島連絡道路（南島原市深江町から口ノ津港間）」及び「島原半島西回り道路」の早期事業化について、今後も引き続き国・県に対して要望等を行う必要があります。
- 本市と天草及び長島をつなぐ三県架橋構想の実現に向けては、長崎県や熊本県、鹿児島県及び関係市町団体等と国・県への要望や研究会議を通して推進活動を行っており、今後も引き続き要望等を行っていく必要があります。
- 市内道路については、市民生活における移動の利便性向上と安全確保、産業振興や一部地区の渋滞緩和に向け、優先順位に基づき計画的な整備と適切な維持管理が求められています。

▶ 公共交通

- 路線バスは市民にとって通学、通院、買い物などの日常生活を支える不可欠な移動手段ですが、一部では路線維持が困難な状況となっています。さらに山間部を中心に交通空白地域の解消が課題となっています。
- 公共交通空白地域の解消にあたっては、令和4年（2022）9月より、加津佐・口之津エリア、南有馬・北有馬エリアで、デマンド型乗合タクシー「チョイソコみなみしまばら」の実証実験を進めています。

市の取り組み（主要施策）

施策 7-1-1 道路網の整備

▶ 市内道路の整備 総合戦略

市内道路及び橋梁の安全性や重要性を考慮した計画的な整備と維持管理を推進することで、産業振興にも寄与する、回遊性や利便性の高い市内道路ネットワークを構築します。

また、地域社会への自転車の普及と、地域の魅力向上・活性化を図るため、市道南島原自転車道線を整備します。

▶ 高規格道路等の整備

関係自治体や道路整備促進期成会等と連携・協力し、高規格道路「島原道路（諫早 IC から南島原市深江町間）」の整備促進、並びに構想路線「島原・天草・長島連絡道路（南島原市深江町から口ノ津港間）」の早期事業化、「愛野・小浜バイパス」、「島原半島西回り道路（南島原市口之津町～雲仙市小浜町）」の早期整備について、今後も国・県へ強く要望していきます。

また、三県架橋構想の実現に向け、長崎県や熊本県、鹿児島県及び関係市町団体等との連携を強め、国への要望や研究会議等の推進活動を強化します。

施策 7-1-2 公共交通の充実

▶ 公共交通路線の維持

児童生徒や高齢者等の移動手段として重要な役割を担う公共交通機関（バス会社）に対して、生活路線維持のための運行支援を行います。

▶ 新たな交通手段の確保 総合戦略

公共交通空白地域における市民の移動手段を確保し、生活エリア内の日常生活を支えるため、デマンド型乗合タクシーを導入します。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 道路や橋りょうの破損・不具合箇所を発見したときは、関係機関へ連絡しましょう。
- 道路の清掃活動を定期的に行うなど、地域での主体的な維持管理に努めましょう。
- 公共交通機関を積極的に利用しましょう。

関連する個別計画

- 南島原市橋梁長寿命化修繕計画
- 南島原市自転車活用推進計画
- 南島原市舗装の個別施設計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
113	市道整備の施工路線数	本/年	12	10
114	市道整備の施工延長	m/年	1,379	1,000
115	市道の舗装率	%	95.3	95.6
116	市道の改良率	%	49.7	50.4
117	国・県への要望回数（三県架橋）	回/年	3	5
118	デマンド型乗合タクシー登録者数	人/年	—	1,000



政策7-2

生活環境の充実



政策の構成と展開

- 7-2-1：良好な住環境づくり
- 7-2-2：美しい景観づくり
- 7-2-3：安心で安定した水の供給
- 7-2-4：生活排水の処理
- 7-2-5：港湾・河川の整備

まちづくり
方針

- 市営住宅等の適切な維持管理、長寿命化を推進するとともに、住宅困窮者への居住支援や安全で良好な住環境の整備・供給を目指します。
- 本市の歴史、文化、自然景観の保全、ひまわり等の植栽を通じて、魅力的な景観形成を目指します。
- 空き家対策に取り組み、安全な住環境の保全を目指します。
- 水道施設の適正な維持管理、健全な運営に努め、安全安心でおいしい水道水の安定供給を目指します。
- 地域に応じた適正な生活排水の処理を行い、自然環境への負荷を抑え、公衆衛生の向上を目指します。
- 物流、観光、生活の重要な拠点となる、安全で利用しやすい港湾整備を目指します。
- 河川を適正に維持管理し、治水等の機能の保全を目指します。

政策を取り巻く環境

▶ 公営住宅・住環境

- 現在本市では、公営住宅として46団地、313棟、868戸を管理していますが、昭和40年代以前に建築された公営住宅については老朽化が著しく、建替や改修の必要性に迫られています。今後は入居状況や本市の人口推移を踏まえた公営住宅長寿命化計画の見直しを行い、居住性・安全性等の安定を図り、高齢者社会に向け住宅のバリアフリー化を推進するなど、住環境の良い住宅の供給に向けた取組が必要です。
- 市内には建築物を有する公園が47施設整備されており、このうち100㎡以上の施設が整備されている公園が3か所あります。公園整備については、量の確保から公園の個性、質を重視したものへの変革を図る必要があります。

▶ 景観整備

- 本市では「日野江城跡」と世界遺産である「原城跡」の周辺地区を含めたエリアを「重点地区」として指定し、「南島原市景観条例」及び「南島原市景観計画」に基づき、住む人・訪れる人に愛され、まちの顔となるような景観まちづくりに取り組んでおり、引き続き景観の維持に関する事業の推進が必要となっています。
- 市の花「ひまわり」を多くの人に周知するため、希望される市民に対して種子を配布し、市民を中心とした植栽活動を推進しています。

▶ 上下水道

- 上水道は、健康で快適な住民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤であるため、老朽化した既存の水道施設や配水管等の更新を計画的に実施しており、今後も安心して安定した水道水の供給に向けて計画的に継続して更新する必要があります。また、平成31年（2019）3月に「南島原市水道事業経営戦略」を策定し、当該経営戦略に基づき安定した健全な経営に努めています。
- 下水処理について、下水道施設の整備が令和元年度（2019）に完了し、浄化槽については、公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティプラント事業地区以外を浄化槽処理促進区域と定め、個人設置型の合併処理浄化槽の補助金の拡充と法定検査手数料の助成を行い普及に努めています。今後も快適で衛生的な生活環境の整備と自然環境への負担軽減を図るため、浄化槽設置推進に今後も積極的に取り組む必要があります。
- 下水道事業は令和2年度（2020）から経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現するために、官庁会計から企業会計へ移行しました。今後は人口減少による料金収入の減少と老朽施設の更新費の捻出といった課題に対応すべく、経営基盤のさらなる強化を図る必要があります。

▶ 港湾・河川整備

- 本市は、堂崎港と須川港、口ノ津港の3つの港湾を有しています。このうち口ノ津港には、本市南西部における新たな交通拠点施設として、観光・物産の拠点機能や支所機能を有する口ノ津港ターミナルビルを整備しました。
- 河川の整備では、計画的な護岸整備、河道浚^{しんせつ}、河道伐開等を行い、河川の機能の向上と保全に取り組んでおり、今後も適切な管理が求められています。

市の取り組み（主要施策）

施策 7-2-1 良好な住環境づくり

▶ 住宅の整備 総合戦略

「公営住宅長寿命化計画」を見直し、市営住宅の計画的な改修、人口減少に対応した老朽市営住宅の集約・建替を行うとともに、適切な管理運営に努めることで、市民の住環境の向上を図ります。

▶ バリアフリーの推進

誰もが安全で快適に過ごすことができるまちづくりを目指し、住環境のバリアフリーとユニバーサルデザイン化を推進します。

▶ 木造住宅の耐震化の推進

災害への備えを強めるため、耐震化が必要な建築物について市民等への周知、指導を行うとともに、木造住宅の耐震性の向上などを推進することで、一般の住宅の安全確保を図ります。

▶ 公園の整備

景観の維持に努めるとともに、案内板や休憩施設の整備、駐車場の確保など、多くの利用者が快適に過ごせる公園づくりを進めます。また、公園施設のあり方を検討し、それぞれの施設に必要な公園整備を推進します。

▶ 火葬場等生活環境施設の整備

つつがなく最後の儀式を行えるよう火葬場の老朽化に対処するとともに、継続的な維持管理に努めます。

施策 7-2-2 美しい景観づくり

▶ まち並み景観の保存・充実

個性的または文化的で地域景観の核となるようなまち並みや建造物、樹木について保存整備または修景行為に対する支援を行うとともに、地域の歴史・文化を活かした魅力的なまち並みの保存・充実に努めます。

▶ 景観まちづくり

花いっぱい美しいまちづくりの実現のため、市の花「ひまわり」の植栽活動など、市民、とりわけ市の将来を担う子どもたちが景観に対する興味・関心を高めるための取組を進めます。

また、景観づくり活動に対する情報発信や美しいまち並みのPR、来訪者に親しまれる景観づくりを推進することで、本市のさらなるイメージアップを図ります。

▶ 空き家等対策の推進 総合戦略

景観形成の維持と市民の安全を図るために、特定空き家（危険家屋）等の認定や行政指導を行いながら、危険家屋の解消に向けた危険家屋の除却などの空き家等対策を推進します。

施策 7-2-3 安心で安定した水の供給

▶ 水道水の安定供給

老朽化した既存の水道施設や配水管の更新事業を計画的に実施し、有収率の向上や断水等を減少させ、安心で安定した水道水の供給に努めます。

また、水源の維持、保全に必要な対策を実施し、広域での安定供給を推進します。

▶ 水道事業の健全経営の推進

今後、人口減少や施設の老朽化、激甚化する自然災害などにより水道事業を取り巻く財政状況が厳しさを増す中、策定した経営戦略の定期的な見直しと経営改善を行いながら、持続可能な水道事業を目指します。

施策 7-2-4 生活排水の処理

▶ 適正な排水処理

生活環境の改善と地球環境にやさしい生活排水の適正な処理を行うため、下水道や浄化槽など、地域に応じた排水処理施設やし尿処理施設の計画的な整備と適切な維持管理を推進します。

また、リニューアルした南有馬衛生センターの処理能力を活かした適正な排水処理に努めます。

▶ 下水道事業の健全経営の推進

「南島原市水道事業経営戦略」を見直し、予防保全型管理による施設の管理更新や維持管理コストの削減に努め、安定した健全な経営を目指します。

また、地域での料金格差をなくすため料金統一を目指します。

施策 7-2-5 港湾・河川の整備

▶ 港湾の整備

港湾施設の防災機能を充実させるため、県や関係団体との連携を強化し、防波堤や護岸施設の整備促進に努めます。

▶ 河川の整備

市内河川の計画的な護岸整備、河道浚渫、河道伐開等を行い、利水・治水機能を確保するなど、自然環境へ配慮した健全な水循環系を構築するとともに、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう計画的な河川の整備と維持管理に努めます。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 一人ひとりが、地域コミュニティを構成する一員であることを自覚し、住環境の魅力の向上（美観）や地域課題の解決に向けて主体的に取り組みましょう。
- 地域ニーズを的確に把握し、まちづくりや居住支援の取組を進めましょう。
- 一人ひとりが景観に対する意識を持ち、自ら景観づくりの担い手であることを認識し、良好な景観づくりに努めましょう。
- 住宅の周囲や事業所の緑化等による美しさの演出や、地域の清掃や公園・沿道の植栽等の美化運動を進めましょう。
- 景観づくりを通して本市の魅力を確認しましょう。
- 各家庭や事業所での適切な水の利用を心がけましょう。
- 水道料金及び下水道使用料は期限内に納めましょう。
- 身近な河川清掃活動等、地域で主体的な維持管理に取り組みましょう。

関連する個別計画

- 南島原市住生活基本計画
- 南島原市営住宅長寿命化計画
- 南島原市都市計画マスタープラン
- 南島原市景観計画
- 南島原市空家等対策計画
- 南島原市水道事業経営戦略
- 南島原市下水道事業経営戦略
- 南島原市下水道事業基本構想
- 南島原市生活排水対策推進計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
119	市営住宅建設事業（H28からの累計）	団地	0	3
120	住宅性能向上リフォーム支援事業	件/年	10	13
121	公園施設整備事業	件/年	1	2
122	景観形成推進事業（H28からの累計）	件	4	5
123	危険家屋除去支援事業	件/年	13	20
124	児童が参加した取組実施件数	件/年	0	16
125	上水道の有収率	%	72.2	74.5
126	水洗化率	%	48.6	58.4
127	個人設置型浄化槽の設置基数	基	4,770	5,850



政策7-3

情報環境の整備



政策の構成と展開

7-3-1：情報環境の整備

まちづくり
方針

- 各種メディアを活用して、市政情報を含めた本市の魅力発信に積極的に取り組むことで、開かれた行政運営と本市の知名度・認知度向上を目指します。
- 行政サービスの利便性の向上や地域の課題解決を図るため、高度情報化などの社会の変化に対応した市民目線によるデジタル化を推進します。

政策を取り巻く環境

▶ 情報基盤

- 本市では、防災行政無線をはじめ、コミュニティ FM を利用した防災ラジオ（戸別受信機）やスマートフォンなどへの情報発信など、多様な手段で市民への情報伝達がなされています。また、令和4年（2022）4月からは、市内全域で光ファイバーによる高速通信サービスが利用できるようになりました。

▶ 情報発信

- 情報発信では、全国に向けて各種メディアを活用して、本市の魅力を継続的に発信し、知名度・認知度向上に努めるとともに、県内外へのテレビ・新聞等へのパブリシティ^{*}を積極的に行っています。

※パブリシティ：
メディアを通じた情報発信。

▶ 地域社会のデジタル化

- デジタル田園都市国家構想をはじめとする国の政策動向を見据えながら、地域のデジタル化に積極的に取り組みつつ、より実効性の高い地域の実情に応じた取組を展開していけるよう検討を行う必要があります。
- デジタル化の推進に伴い、デジタル技術を利用できる人とそうでない人との間の情報格差（デジタル・デバイド）が課題となっています。そこで、行政サービスをはじめ、一人ひとりのニーズに合った多様な幸せを実現できる社会全体のデジタル化を推進し、誰一人取り残されることなく、安全・安心を前提に市民生活の利便性を向上させる取組みが求められています。

市の取り組み（主要施策）

施策 7-3-1 情報環境の整備

▶ 情報発信の充実

市公文書の開示請求方法を周知することで開かれた行政運営につなげ、併せて開示請求後の迅速な対応を実現します。

また、全国に本市の魅力や情報を発信するため、テレビ・新聞等への積極的なパブリシティに加え、各種メディアを活用したシティプロモーション事業に取り組むことで、本市の知名度・認知度向上を図り、観光・物産の振興につなげます。

さらに、市民にもっとも身近な情報ツールである SNS（LINE）を活用することで必要な情報をタイムリーに提供し、より市民に身近な情報提供を行います。

▶ 徹底した市民目線による利便性の向上 総合戦略

市民の利便性向上のため、窓口サービス、行政事務を支援するシステムやタブレット端末等を活用し、窓口サービスの向上、行政事務の効率化を図るとともに、諸証明書発行手数料等の支払についてキャッシュレス決済を推進します。

また、マイナンバーカードは今後のデジタル社会の基盤となることから、普及促進に努めるとともに、市独自の活用策の展開や民間サービスとの連携により、利便性の向上を図ります。

▶ 地域のデジタル化とデジタル格差の解消 総合戦略

市民がデジタル機器を使いこなせる環境づくりに向け、市内モデル自治会において「電子回覧板システム」の実証を行うなど、デジタル機器の利活用能力の向上、自治会業務や日常生活のデジタル化に取り組めます。

また、スマートフォン教室などの開催により、デジタル格差の解消に向けた事業実施を促進します。

わたしたちができること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 情報利活用の技術を習得し、積極的な情報受発信を行いましょう。
- 地域での支え合いを基本として、市と連携しながらデジタル技術を活用し、地域の課題解決に取り組まましょう。

関連する個別計画

- 南島原市 DX 推進基本方針

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
128	市ホームページのアクセス件数	件/年	26,436,751	20,000,000
129	LINE 友達登録者数	人/年	—	4,500



基本柱 8

協働行政



政策8-1

市民協働のまちづくり



政策の構成と展開

- 8-1-1：市政への市民参加
- 8-1-2：市民活動・自治会活動等の活性化
- 8-1-3：まちづくり人材の育成
- 8-1-4：官学連携の推進・市内高校の魅力向上への支援

まちづくり
方針

- 市民の市政への関心や参加につながるよう、情報公開や広報広聴活動を通じて市と市民が情報の共有を図ることで、開かれた市政の実現を目指します。
- 地域や市民が主体となって行う活動を支援することで、市と市民による「協働のまちづくり」の実現を目指します。
- まちづくりに市民が参加するための組織や仕組みづくり、未来の南島原市を担う人材の育成を推進することで、市民協働による地域課題の解決を目指します。
- 大学や民間事業者の知見や技術が、地域課題の解決、発展につながる機会として活かされる「共創のまちづくり」を推進します。

政策を取り巻く環境

▶ 市民参加・市民活動

- 本市では、「南島原市協働のまちづくり推進指針」に基づき、市民・行政がそれぞれの果たすべき役割と責任を分担し、相互に補完、協力して行う協働によるまちづくりに取り組んでいます。
- 今後も様々な分野で市民が市政へ参加し、市民が積極的にまちづくりに参加するという意識を醸成するため、市内の人材育成のための研修事業（教育、文化、スポーツ、産業、行政等の各分野における地域振興の役割を果たす人づくりの活動）などへの支援が必要です。また、複雑化する地域課題の解決のためには、自治会組織をはじめ市民活動団体やボランティア団体と連携を図りながら、総合的に取り組む必要があります。

▶ 官民・官学連携

- 近年は、市民や地域のニーズ、抱える課題が多様化・複雑化し、単独の自治体だけでは対応が難しくなっています。そのため、教育・研究・社会貢献を進める大学等と連携、協力し、それぞれの知識やノウハウを活かして課題解決に取り組む共創によるまちづくりを推進していくことも重要となります。

市の取り組み（主要施策）

施策 8-1-1 市政への市民参加

▶ 市政への市民参加

開かれた市政を構築していくため、地域や市民と直接意見交換ができる機会を提供します。

また、ホームページの市政への提案箱フォームや各庁舎への提案箱設置、パブリック・コメントの実施など、様々な方法による広聴機会を充実するとともに、寄せられた意見はデータベース化と市民への共有を行い、より市民目線に立った協働行政に努めます。

施策 8-1-2 市民活動・自治会活動等の活性化

▶ 市民活動・ボランティア活動の活性化 総合戦略

市民活動団体やボランティア団体を育成・支援するとともに、各団体の情報の共有化に努め、市民活動や地域の活性化につながるよう支援します。

▶ 自治会活動への支援 総合戦略

自治会活動の活性化に対する経済的支援を行います。また、自治会活動の拠点となる集会所の修繕等に助成を行い、自主的な自治会活動の活性化を図ります。

自治会員の減少、高齢化に伴い自治会活動の縮小、廃止される自治会の増加が見込まれることから、自治会未加入者に対して自治会加入をすすめるとともに、自治会統合を推進します。

施策 8-1-3 まちづくり人材の育成

▶ 市政出前講座・市民表彰の実施

市民協働のまちづくりを実現し、市民生活と地域の産業を着実に発展させるため、研修会等の開催による地域づくり活動人材の育成や活動団体等のネットワーク化を推進します。

また、本市の発展に貢献され、その功績が顕著な市民や団体を市で表彰するとともに、今後のまちづくりに取り組む全市民の模範とします。



▶ まちづくりの人材育成 総合戦略

本市のまちづくりを支える人材を育成するため、様々な分野で地域の課題解決等に関わる市民の取組を支援していくほか、地域の活性化につながる人材の発掘に努めます。

また、地域活動等を通じて、次世代を担う子どもたちのまちづくりへの関心を高めます。

施策 8-1-4 官学連携の推進・市内高校の魅力向上への支援

▶ 大学等との連携 総合戦略

交流人口の拡大や産業振興などの本市が抱える課題の解決をはじめ、生涯学習の分野や子育て支援等、市民生活の向上を図るため、大学等と連携した事業に取り組みます。

▶ 市内高校の魅力向上に関する取組への支援 総合戦略

地域全体の魅力と活力の向上を図るため、市内高校が実施する魅力ある学校づくりや未来を担う人材づくりに関する取組に対して支援します。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 市の行事に積極的に参画しましょう。
- 市政へ関心を持ち、懇談会への参加やパブリック・コメントへの意見などを通じて積極的に市政に参加しましょう。
- 住んでいる地域に関心を持ち、積極的に地域活動に参加しましょう。
- 地域での支え合いを基本として、市と連携しながら地域の課題解決に取り組みましょう。
- 市と大学との連携活動や、市内高校の取組に関心を持ちましょう。

関連する個別計画

- 南島原市協働のまちづくり推進指針

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
130	市政懇談会の開催回数	回/年	1	2
131	市政提案箱への投書件数	件/年	330	100
132	パブリック・コメントの実施回数	回	7	5
133	協働のまちづくり市民活動支援事業の実施団体数	団体/年	1	2
134	自治会活動支援事業の実施自治会数	自治会/年	427	415
135	市政出前講座の開催回数	回/年	25	30
136	人材育成事業補助金活用者の人数	人/年	0	10
137	大学と連携した取組数	取組	5	5

政策8-2

人権尊重・男女共同参画のまちづくり



政策の構成と展開

8-2-1：人権尊重・平和行政の推進

8-2-2：男女共同参画のまちづくり

まちづくり
方針

- 人権問題に関する正しい理解・知識の普及と様々な価値観を認め合い、あらゆる差別や偏見の解消に取り組むことで、一人ひとりの人権が尊重された地域社会を目指します。
- あらゆる場面において性別にとらわれず、それぞれの個性・能力に応じた役割を平等に担い、格差の解消や能力を十分に発揮できる環境づくりを目指します。

政策を取り巻く環境

▶ 人権・平和行政

- 人権問題は、幅広い分野に関わる問題であり、全ての施策について横断的に人権尊重の視点に立って取り組む必要があります。障がいのある人、女性、高齢者、子ども、外国人をはじめとした様々な人権に関わる今日的な課題の解決に向け、全ての人々の人権が尊重される社会が実現されることを目指して推進体制を確立し、計画的、総合的に人権教育を推進していく必要があります。
- 平和施策に関しては、世界では今なお一部の国や地域において戦争や紛争が起こったり、核兵器が開発されたりしており、市民一人ひとりが自分自身の問題として平和への関心を持ち、その大切さを認識する必要があります。

▶ 男女共同参画・人権侵害

- 近年の男女共同参画をめぐるのは、様々な分野において女性が参画する必要性が認識されてきていますが、固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、引き続き男女双方の意識を変えるための取組が必要であるとともに、豊かで活気に満ちた社会を築くため、男女がお互いを尊重し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が求められています。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）^{*}やセクシュアル・ハラスメント^{**}などが社会問題化していることから、人権侵害に対して安心して相談できる環境づくりを進めていくことも重要となっています。

※ドメスティック・バイオレンス（DV）：

配偶者や恋人等親密な関係にある、またはあった者から振られる身体的・性的・心理的・経済的暴力のこと。

※セクシュアル・ハラスメント：

相手の意に反した性的な嫌がらせのこと。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所への写真・情報の掲示等、様々なものが含まれる。

- 働く女性、共働き世帯、プライベートの充実など、暮らしや働き方に対する価値観は多様化しています。仕事と生活を両立するために、男性も女性も今までの働き方を見直し、バランスのとれた暮らし方、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現が重要となっています。
- 特に近年では、高齢化の進行や晩婚化等に伴い、老老介護*や介護による離職、介護と子育ての両方を抱えるダブルケア等、暮らしにおける状況が複雑、かつ多様になっており、生活と仕事を両立するためには、それぞれの状況に応じた支援体制が求められています。

※老老介護：
高齢者が高齢者の介護をすること。

市の取り組み（主要施策）

施策 8-2-1 人権尊重・平和行政の推進

▶ 啓発活動の推進

国籍・障がいの有無、LGBT*などの置かれている立場を超えて、互いに多様性を認め合い、人権を尊重し合える社会に向け、啓発事業を通じた相手を思いやる気持ちや人権に対して正しい理解ができる心の育成に取り組み、誰もが自分らしく活躍の場を持てる共生社会を目指します。

※ LGBT：
「レズビアン」、「ゲイ」、「バイセクシャル」、「トランスジェンダー」の頭文字を組み合わせたもので、性的少数者の総称。

▶ 相談支援の実施

人権問題に苦しむ人たちの悩みに寄り添うため、年2回の特設人権相談所や女性・子どもの人権相談所を開設し、相談内容に応じて、人権擁護委員や関係機関と連携を図りながら解決につなげます。

▶ 平和行政の推進

世界平和と核兵器廃絶の実現のため、反核・平和の取組に関する市民への啓発と、平和都市宣言関連団体などと歩調を合わせた要請・抗議活動を行います。

また、子どもたちに核兵器の惨禍と戦争の悲惨さを伝えるため、平和教育活動の充実に努めます。

施策 8-2-2 男女共同参画のまちづくり

▶ 男女共同参画社会の実現

男女共同参画についての理解を深めるため、男女ともにバランスのとれた生活、仕事と家庭・地域生活の両立を可能とする働き方への環境づくりをはじめ、社会通念・慣習の見直しや意識改革、DV防止などの啓発に関する広報活動を主体的に行います。

▶ あらゆる分野への女性の活躍推進 総合戦略

女性が自らの能力を活かし、社会の一員として活躍できるよう、仕事と家庭、地域生活の両立を可能にする社会環境、雇用環境づくりを働きかけます。また、各種委員会の改選時期が集中する年度末、年度初めに女性人材バンクの活用、女性の登用を呼びかけるとともに、意欲と能力のある女性職員を積極的に管理職へ登用します。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 基本的人権を互いに尊重し、一人ひとりにやさしい社会を築きましょう。
- いじめや虐待、差別や偏見をなくしましょう。
- 固定的な性別役割分担意識をなくし、男女が対等なパートナーとして、互いに人権を尊重し合う意識を持ちましょう。
- 地域、学校、職場などで、性別にとらわれず、その個性と能力によってのみ評価する制度や風土をつくりましょう。

関連する個別計画

- 南島原市人権教育・啓発基本指針
- 南島原市男女共同参画計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
138	広報紙での人権啓発回数	回/年	7	6
139	人権啓発イベント実施回数	回/年	0 (R2年度1回)	1
140	相談所開設数	回/年	3	3
141	広報紙・ホームページでの男女共同参画啓発回数	回/年	1	6
142	審議会における女性委員の登用率	%	22.2	33.3
143	女性人材バンクからの審議会委員登用者数	人/年	19	30



政策8-3

質の高い行政運営



政策の構成と展開

8-3-1：質の高い行政運営

8-3-2：職員の能力向上と意識改革

まちづくり
方針

- 健全な行財政運営のもと、市民が求める行政サービスの効率的な提供を目指します。
- 効率良く業務を遂行できる組織体制や環境を構築するとともに、職員の能力向上を目指します。

政策を取り巻く環境

▶ 行政運営・職員の資質向上

- 本市の行財政運営は、地方交付税の削減や少子高齢化の進展に伴い、ますます厳しさを増しており、新たな行政課題や複雑化・高度化する行政ニーズに柔軟に対応できるよう、今後も効率的で効果的な行政の体制づくりに取り組む必要があります。
- 各地域の実情や声を踏まえ、そのニーズに対応できるよう職員の意識改革や資質の向上が必要ですが、職員の能力向上に向けては、人材育成基本方針に基づく研修等の充実を図るとともに、再任用職員も含めたうえで人事評価制度を有効に活用し、これまでも増して知識豊かな職員の育成と資質の向上と意識改革に努めることが重要です。
- 持続可能な自治体の実現のためにも、デジタル技術等を活用した業務効率化によるスマート自治体への転換を推進していく必要があります。

市の取り組み（主要施策）

施策 8-3-1 質の高い行政運営

▶ 相談体制の充実

市民に身近な相談先として、市民相談センター、消費生活センター、各専門家による相談会を活用した相談体制を維持します。

▶ 行財政改革の推進

歳入の減少や人口減少社会に対応するため、「簡素で効率的な行政運営の推進」、「健全な財政運営の確立」、「持続可能な行財政運営」の実現に向け、行政改革大綱に基づく行財政改革に努めます。

第2部
後期
基本計画

自然環境

郷土文化

産業経済

健康福祉

人づくり

安全安心

基盤整備

協働行政

▶ 効率的・効果的な行政運営

政策評価制度に基づく事務事業の精査を通じて、効果的で持続可能な行政運営に取り組みます。

また、今後維持していく施設の管理にあたっては、費用対効果を考慮して、民間委託の推進や指定管理者制度などの民間ノウハウを活用する取組を推進しつつ、民間の資本や経営能力、技術力を活用した施設管理の効率化やサービスの向上等について検討を行い、施設の運営方法や業務内容の見直しを行います。

▶ 適正な入札及び契約の実施・透明性の確保

入札及び契約手続きにおける公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、電子入札システムにより、発注者・受注者双方の事務の効率化に取り組みます。また、工事検査を通して、公共工事の品質の確保に努めます。

▶ 地籍調査の推進

土地の実態を正確に把握し、土地の有効活用、保全を図るため、地籍調査を推進します。

▶ 庁内情報システムのセキュリティと安定運用

庁内情報システム等の安定運用に努めるほか、計画的な更新を行います。

また、より効率的な作業が行えるよう、新しい技術や新しいシステムの情報を収集し、本市の規模に沿ったシステムの導入を検討します。

セキュリティについては、職員への研修等を行い、人的事故の防止に努めます。

▶ 社会保障・税番号制度の適正・安全な運用と有効活用

改正個人情報保護法に対応した個人情報の取扱いを行い、職員の資質向上や個人情報の厳重な管理に努めます。

施策 8-3-2 職員の能力向上と意識改革

▶ 職員研修等の実施

個々の職員の人事評価結果をもとに補うべき能力を分析し、能力向上につながる研修会等へ参加させ、職員の能力が最大限に発揮できるよう職員の能力開発に取り組みます。

また、人材育成基本方針に基づき、限られた職員数でも多様化・高度化する行政ニーズに適切に対応できる人事管理、組織力強化、人材育成に努めます。

▶ 職員の地域行事等への参加

市職員も地域住民であるという認識を持ち、地域行事やボランティア等への積極的な参加を推進するとともに、参加しやすい職場環境づくりに取り組みます。

▶ 人事評価制度の充実・活用

市職員の人材育成や実績を適正に評価するため、人事評価制度の検証・見直しを行い、人事評価制度の充実に努めます。

▶ 定員適正化計画の推進

地方分権が進む中で市民へのサービスの質を維持した行政運営と財政の安定化を図るため、第2次南島原市定員適正化計画の検証を行い、必要に応じて計画を見直すことで、職員数の適正化に努めます。

▶ 市行政の生産性の向上と働き方改革 総合戦略

AI^{*}・RPA^{*}等の先進技術を積極的に活用し、高度なセキュリティを保ちつつ、業務改善による生産性の向上と職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

また、限られた財源の中で、クラウドサービス^{*}の利用や徹底した業務プロセスの見直しを進めながら、業務の効率化に努めます。

※ AI：
人工知能

※ RPA：
ロボティクス・プロセス・オートメーション。PC 上で行う事務作業の自動化。

※クラウドサービス：
機材の購入やシステムの構築、管理を自前で行わず、ネットワーク経由でデータやソフトウェアを利用する仕組み。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

- 本市の行財政状況について関心を持ちましょう。
- 地籍調査の立会いや統計調査にご協力ください。
- （自身、事業所等での）個人情報 の適正な管理に努めましょう。
- 職員も地域の一員として地域活動に参加しましょう。
- 本市の行財政状況について関心を持ちましょう。（再掲）

関連する個別計画

- 南島原市行政改革大綱
- 南島原市定員適正化計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
144	各種相談会の実施日数	日/年	21	24
145	地籍調査の進捗率	%	94.0	100.0
146	市職員能力アップ研修の受講者数	人/年	432	310
147	人事評価制度説明会（評価者・被評価者）	回/年	2	2
148	対象業務ごとの削減した業務時間数	時間	—	▲20%

政策8-4

持続可能な財政運営



政策の構成と展開

8-4-1：財政の安定化

8-4-2：自主財源の確保と資産の有効活用

まちづくり
方針

- 財政状況の分析・公表を行い、事業の重点化・差別化を図りながら、効果的・効率的な行財政運営を目指します。
- 持続可能な財政運営に向けて、収納率の向上やふるさと応援寄附のPRを通じて、自主財源の確保を目指します。
- 地域とともに、公共施設の統廃合と有効活用を目指します。

政策を取り巻く環境

▶ 財政運営

- 本市の今後の財政見通しとしては、生産年齢人口の減少などに伴う市税収入の減少などにより、厳しい財政運営となることが予想されます。そのため、自主財源の確保とともに、健全な財政運営を目指して、引き続き財政構造改革に取り組む必要があります。
- 本市では、情報通信技術（ICT）を活用した納付方法を導入するなど、市民負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図っています。
- 市税の収納率は合併当初約97%でしたが、現在は98%を維持しています。今後も過年度滞納者へ早期に接触し、細やかな納税相談や財産調査に基づく担税力に応じた滞納処分を実施するなど、引き続き収納率の維持、向上に努めることが求められています。
- ふるさと応援寄附は、行政運営のための貴重な自主財源であるとともに、市内事業者の所得向上と地域活性化につながるものであるため、新規返礼品の開発や本市の魅力発信による認知度向上などに、積極的に取り組む必要があります。

▶ 公共施設の維持管理

- 市内には合併前に各町で建設された施設が点在しており、老朽化に伴う維持管理費の上昇や、施設の更新などにかかる費用の増加が見込まれます。そのため令和4年（2022）3月に見直した「南島原市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設（建物）の更新費用を35%圧縮することを目標に、今後も計画性をもって将来的な財政負担の軽減を図っていく必要があります。

市の取り組み（主要施策）

施策 8-4-1 財政の安定化

▶ 計画的な財政運営

安定的な市民サービスを維持し、持続可能で健全な財政構造を築くため、限られた財源の有効活用や事業の重点化など、財政計画に基づいた適正かつ厳格な財政運営を遂行します。

「南島原市総合計画」が目指す将来像実現に向けた重要施策に「選択と集中」による重点配分を行います。

▶ 経常経費の削減

将来の人口減少による市税や普通交付税の減少を考慮し、事務事業の継続した見直しや自治体 DX の導入などに取り組み、経常経費の削減に努めます。

施策 8-4-2 自主財源の確保と資産の有効活用

▶ 収納率の向上

納税の公平性の確保と収納率の向上を図るため、納税相談や財産調査を行い、担税力に応じて差押えなどの滞納処分に取り組みます。

また、キャッシュレス収納を推進し、納税者の利便性の向上を図ります。

▶ 自主財源の安定確保

市税等の賦課・徴収体制の強化、各種使用料・貸付金等の適正徴収など、債権管理を強化しつつ、市有資産や広報紙、市ホームページなどへの有料広告掲載など、自主財源の安定的な確保に努めます。

また、ふるさと応援寄附事業については、寄附の使途に理解を深めていただくよう周知・広報に努めるとともに、返礼品の充実などによりさらなる寄附拡大を目指します。

▶ 資産の有効活用 総合戦略

公共施設を所管する部局に対して、定期的なヒアリングを行い「個別施設計画」の進捗管理を実施し、それぞれの施設が持つ機能が不要と判断したものについては、施設の統廃合や規模の適正化などを進めます。

また、未利用財産については、公有財産活用評定委員会を活用し、積極的な売却等の手続を行うなど、将来の維持管理にかかる経費の削減と有効活用に努めます。

わたしたちにできること（市民・地域・事業者に期待する役割）

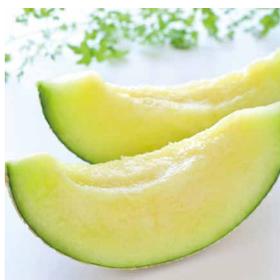
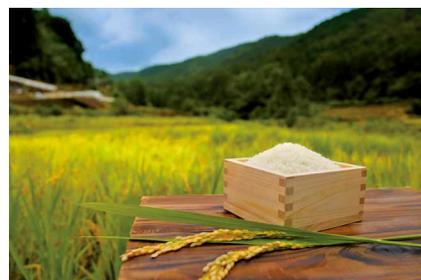
- 本市の行財政状況について関心を持ちましょう。（再掲）
- 市税等は期限内に納付しましょう。
- 地域の公共施設の維持管理に協力しましょう。

関連する個別計画

- 南島原市財政計画
- 南島原市公共施設等総合管理計画

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和9年度)
149	経常収支比率	%	86.2	93.5
150	実質公債比率	%	-4.8	-3.2
151	市税現年分収納率	%	98.84	99.00
152	ふるさと応援寄附金	千円/年	651,868	1,000,000



資料編

資料編

南島原市デジタル田園都市国家構想総合戦略の指標一覧

基本目標1 太陽の恵みと地域資源を活かし、安定した雇用を生み出す

区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
基本目標1	企業数	社	1,850	1,786
	認定農業者数(累計)	人	925	1,000
1-1 地場産業	新規就農者数	人/年	42	26
	漁業所得向上率(R3を100とした比率)	%	100	114
	そうめん出荷額	億円/年	57	65
1-2 起業、創業、 企業誘致	創業促進補助金利用件数	件/年	3	5
	サテライトオフィス企業誘致数(累計)	件	0	4

基本目標2 地域の価値を高め、多様な交流により活力を生み出す

区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
基本目標2	観光客数	千人/年	472	1,300
	観光消費額	億円/年	23	73
2-1 観光	外国人観光客数(宿泊者数)	人/年	32	900
	民泊利用者数	人/年	10	5,000
2-2 定住、移住	移住者数	人/年	78	70

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
基本目標3	合計特殊出生率	—	1.68 (R2年度時点)	2.00
	出生数	人	216	273
3-1 結婚	婚姻数	件	90	90
	お見合いシステム新規登録者数	人	11	10
3-2 出産、子育て	子育て支援センター利用者数	人/年	12,142	13,000
	放課後児童クラブ数(累計)	クラブ	26	27
	放課後子ども教室の延べ参加数	人	498	2,000

基本目標4 健康で安心して暮らせる魅力的なまちをつくる

区分	指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
基本目標4	健康寿命（平均自立期間 要介護2以上） 男性	歳	78.6	79.0
	健康寿命（平均自立期間 要介護2以上） 女性	歳	84.0	84.4
	特定健康診査受診率	%	37.9	60.0
	要支援・要介護認定者数（累計）	人	3,833	3,800
4-1 生活基盤	南島原市役所の事務事業におけるCO ₂ 排出量	Kg/年	7,904,922	6,271,501
	特定保健指導実施率	%	64.2	70.0
	危険家屋除去支援事業	件/年	13	20
	対象業務ごとの削減した業務時間数	時間	—	▲20%
4-2 コミュニティ	協働のまちづくり市民活動支援事業の 実施団体数	団体/年	1	2
	人材育成事業補助金活用者の人数	人/年	0	10

第Ⅱ期後期基本計画策定の主な経緯

年 月 日		内 容
令和4年	7月8日	第1回総合計画審議会 ・委嘱状交付 ・策定方針及びスケジュールについて ・市民アンケート調査の実施について ・意見交換
	7月末～8月上旬	市民アンケート調査 ・市内在住18歳以上の方4,000人（無作為抽出） ・回答者数1,164人（回答率29.1%）
	9月9日	第2回総合計画審議会 ・市の現状について ・前期基本計画の振り返りについて ・今後の審議会における審議・協議内容（案）について ・第Ⅱ期後期基本計画の骨子について ・意見交換
	10月13日	第3回総合計画審議会 ・市民アンケート結果の概要について ・第Ⅱ期後期基本計画構成施策の概要について ・専門部会の設置について ・重点施策のテーマ（枠組み）について ・第1回専門部会〔生活部会・事業部会・行政部会〕における意見交換
	10月17日	専門部会〔第2回事業部会〕 ・基本計画各施策の点検
	10月29日	専門部会〔第2回生活部会〕 ・基本計画各施策の点検
	10月31日	専門部会〔第2回行政部会・第3回事業部会〕 ・基本計画各施策の点検
	11月6日	専門部会〔第3回生活部会・第4回事業部会〕 ・基本計画各施策の点検
	11月7日	専門部会〔第3回行政部会〕 ・基本計画各施策の点検
	11月11日	専門部会〔第4回生活部会〕 ・基本計画各施策の点検
	11月21日	専門部会〔第5回事業部会〕 ・基本計画各施策の点検
	11月22日	専門部会〔第4回行政部会〕 ・基本計画各施策の点検
	11月26日	専門部会〔第5回生活部会〕 ・基本計画各施策の点検
	12月14日	第4回総合計画審議会 ・専門部会における検討結果について ・第Ⅱ期後期基本計画（素案）について ・計画冊子イメージについて ・パブリック・コメントの実施について
12月16日	南島原市議会全員協議会における説明 ・第Ⅱ期後期基本計画（素案）の概要説明	
令和5年	1月4日～1月31日	パブリック・コメント実施
	2月16日	第5回総合計画審議会 ・第Ⅱ期後期基本計画（案）について ・市長への答申内容について
	2月16日	総合計画審議会から市長への答申

南島原市総合計画審議会答申

令和5年2月16日

南島原市長 松本 政博 様

南島原市総合計画審議会
会長 松崎 博文

第Ⅱ期南島原市総合計画後期基本計画について（答申）

令和4年7月8日開催の第1回総合計画審議会で諮問がありました標記について、本審議会において慎重に審議した結果、別添のとおり計画案を取りまとめましたので答申します。

後期基本計画に基づく市政推進にあたっては、本審議会における意見である下記の事項に配慮をいただき、各施策を着実に実行していただきますよう要望します。

記

- 1 人口減少による人口構成の変化に伴い、本市の産業の担い手減少が進むと同時に、市外への就職等により若年層も減少していることから、これに歯止めをかける必要がある。地場製品のブランド化等による経営力強化や原城跡・ジオパークなどの豊富な地域資源を活用した観光施策の強化をはじめ、市外からの企業誘致、異業種間連携、労働力確保のための取組等を強化し、本市の産業振興を強力に進めていただきたい。
- 2 本市の取組や各種支援制度をはじめ、市内の魅力等に関する市民への広報や周知が不足していると見受けられる。市民が情報に取り残されず、地域を理解し、まちづくりに参画できるよう、対外的な情報発信ばかりではなく、市民に対してわかりやすい内容での情報共有・情報発信にも積極的に取り組んでいただきたい。
- 3 市民がいくつになっても元気に安心して暮らすためには、日ごろの健康づくりが重要であることから、健康診査等の受診勧奨に加え、健康づくりのための運動や体力向上に関する動機付け、運動機会の更なる創出や、食育などによる食生活の改善等に積極的に取り組まれ、日ごろの生活の中で市民一人ひとりが健康を意識できるような環境の構築に努めていただきたい。
- 4 将来を担う人材の育成や支援、地域の価値向上による「住み続けたい 住んでみたいまち」の実現を図るため、公園等の整備や子育て世帯への支援等による子育てしやすい環境の充実、市内小中学校におけるふるさと教育の強化による郷土愛醸成、市内2高校の魅力向上や県内大学等と関係機関との連携による地域の課題解決などを、今後更に進めていただきたい。
- 5 地球温暖化による豪雨や台風などの大規模な自然災害が増大している中、人口減少社会においても市民が安心して生活できるよう、必要なインフラ整備に取り組まれるとともに、危険箇所対策や自主防災組織の強化等の防災減災対策に更に努めていただきたい。

南島原市総合計画審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

	選出分野	氏名	性別	所属等	備考
1	学識経験者	加藤久雄	男	鎮西学院大学現代社会学部教授	副会長
2	//	松崎博文	男	福島大学名誉教授	会長
3	公共的団体	林田宙士	男	南島原市商工会（青年部長）	
4	//	陣川むつ子	女	南島原市商工会（女性部長）	
5	//	中島剛	男	島原雲仙農業協同組合 （有家支店長）	
6	//	太田香代子	女	南島原市農業委員会委員	副会長
7	//	池田昭子	女	南島原市漁業協同組合長連絡 協議会（有家町漁業協同組合）	
8	//	田口克哉	男	一般社団法人南島原ひまわり 観光協会（事務局長）	
9	//	栗田勝敏	男	南島原市自治会長連合会	
10	公募の市民	中村信彦	男	無職	
11	//	佐藤信一	男	自営業	
12	//	高橋利広	男	会社経営	
13	//	大野豊	男	無職	
14	その他選任	山田千賀	女	農業	

※この名簿は、答申時点（令和5年2月16日）のものです

第Ⅱ期南島原市総合計画 後期基本計画

令和5年3月

南島原市 総務部 財政課

〒859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2

電話 0957-73-6625 FAX 0957-82-3086

<https://www.city.minamishimabara.lg.jp/>



長崎県 南島原市